

季刊

労働総研

ウォータリー

1990年12月

●労働問題研究の今日的課題 戸木田嘉久

●鼎談「激動する世界と日本経済の動向

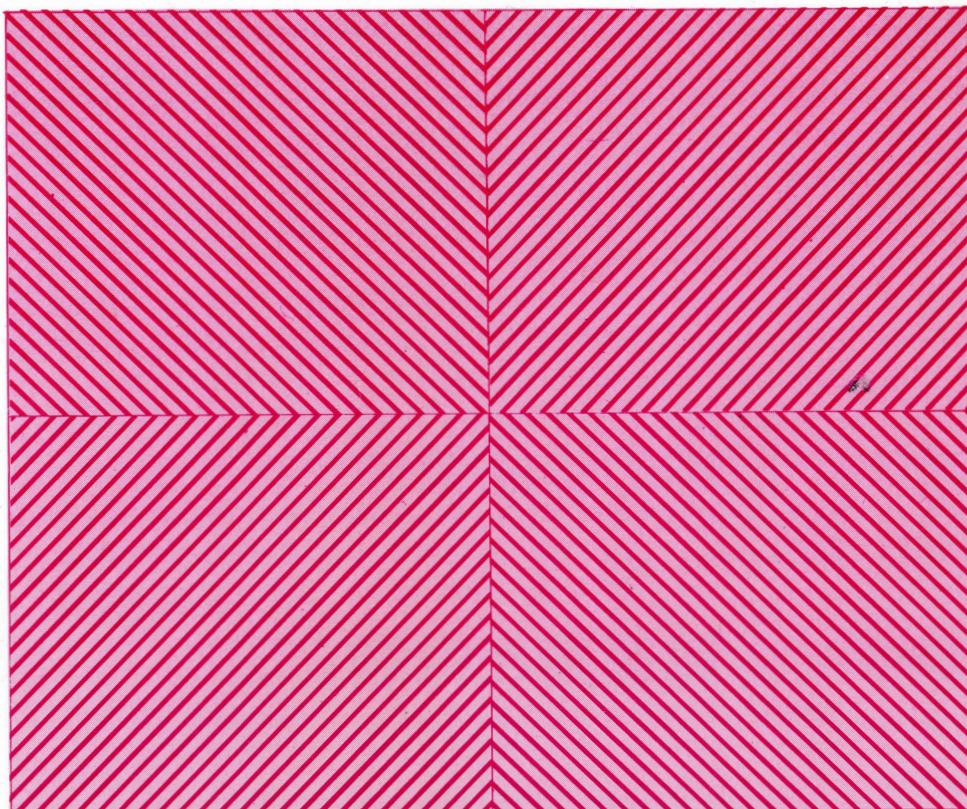
関 恒義

熊野 剛雄

米田 康彦

創刊号

●国際・国内動向



労働運動総合研究所

労働総研 クォータリー

創刊号（1990年12月）



—— 目 次 ——

創刊のことば	・ 「労働総研 クォータリー」の創刊にあたって	2	
卷頭論文	・ 労働問題研究の今日的課題	戸木田 嘉久 4	
鼎談	・ 激動する世界と日本経済の動向	関恒義 16 熊野剛雄 米田康彦	
研究報告	・ ■ ILO「夜業条約」および同第89号条約議定書に関する労働総研プロジェクト・チーム見解(案)についての要約	永山利和 41	
	■労働者派遣法に対するわれわれの見解	加藤佑治 46 三富紀敬	
国際・国内動向	・ ■ヨーロッパの鉄道政策と国鉄の「分割・民営化」	桜井徹 51	
	■欧米に見るパートタイムに関する政策提言	三富紀敬 55	
	■ILOジュネーブ本部で初の家内労働問題国際会議	神尾京子 59	
	■「連合」・日経連2人3脚の住宅政策		
	一 全労連の土地・住宅政策との差異が鮮明に	牧野富夫 61	
プロジェクト	・ 「現代日本における最低生活保障体系」研究会について	大木一訓 66	
研究会だより	書評	・ 日野秀逸著「世界の医療・日本の医療」	宇和川邁 69
新刊紹介	・ 江口英一編著「日本社会調査の水脈 ー そのバイオニアたちを求めて」	内山昂 71	
	津田達夫著「財界」	南俊太郎 71	
	西丸震哉著「41歳寿命説」	西村直樹 72	



「労働総研」の創刊にあたって ウォータリー

『労働総研ニュース』（月報）につづき、このたび『労働総研ウォータリー』を創刊するはこびになった。労働総研もこれで定期刊行の機関誌をもつわけで、いよいよ社会的にその存在が問われることになる。私たちとしては、共同の研究活動をさらに本格的に発展させねばならないと思っている。

研究所創設から研究機関誌の発行までに、ほぼ1年を要している。この点については、あるいは遅きに失するという批判があるかもしれない。ひとこと弁明しておきたい。

私たちは、まず研究所の生命ともいるべき共同研究の体制づくりに全力をあげてきた。労働運動の前進に役立つ総合的研究を高い水準で、しかも民主的効率的にすすめるためにはどうしたらよいか。十分に討議をへて、定例研究例会、4つの調査研究プロジェクトと6つの研究部会が組織してきた。いまそれが助走の段階から本格的な活動の段階へ移ってきてている。

『労働総研ウォータリー』は、この共同研究作業のダイナミズムを土台にして創刊された。『ウォータリー』は、さしあたり次のような柱だけで編集される。

1. 労働問題研究の今日的諸課題の解明にむけて、理論と方法のうえで鋭く切りこみ、研究者にも活動家にも前進への知的刺激を呼び起こすような論文。

2. 各調査研究プロジェクト、各研究部会の共同研究作業のプロセスを反映したアクチュアルな複数の現状分析。

3. 各研究プロジェクト、研究部会の共同研究作業の動向報告。

4. 内外にわたる注目すべき労働調査、労働問題研究の動向を紹介。

5. 國際労働運動にかんする整理された情報。

『労働総研クォータリー』の中味をどれだけ充実したものにできるか。それはもちろん、労働総研の共同研究事業の進展いかんにかかわっている。しかし、『クォータリー』を労働問題の総合的研究誌としていっそく魅力あるものとするために、各位からも積極的に忌憚のない意見をいただければ幸いである。

労働総研としては、調査研究プロジェクト、研究部会の成果を総合的にとりまとめるためには、さらに『年報』の刊行が必要であろうし、その他の刊行形態も予定せねばならないだろうと考えている。『年報』の刊行は共同研究体制が本格的に動き出した今日の段階からすれば、あるいはさらに1年のサイクルを要することになる。『労働総研クォータリー』の位置づけを知っていただくために付言しておきたい。

労働総研は『クォータリー』の定期刊行によって、その存在を社会的に主張することになった。最後になるが、普及のために各位のご協力を切にお願いするものである。

1990年12月

労 働 運 動 総 合 研 究 所

労働問題研究の今日的課題

戸木田嘉久

はしがき

編集委員会からは、表記のような荷に余るテーマをあたえられた。労働問題研究の今日的課題はなにか。その解明にはかくかくの観点が重視されねばならない。私の力量では、そういうことがいえるはずもないからである。

したがって、ここでは、私なりに日頃あれこれと関心をもっている課題を、問題意識だけははっきりさせながら、体系性もないまま提出するだけである。もちろん、そこには、私だけではとうてい手のつけようもない、むずかしい課題が多くふくまれている。

1. 日本資本主義の歴史的位置と支配階級

労働問題が生成してくる基礎的条件といえば、やはり資本主義的生産の発展過程、資本の蓄積過程そのものであろう。このような観点に立つとき、労働問題研究の今日的課題とまずうかび上るのは、90年代をむかえた日本資本主義の歴史的位置である。

① 日本独占資本の経済的支配力の問題

日本資本主義の歴史的位置。これを巨視的にいえば、なによりも独占資本の経済的・政治的支配と国家の経済への介入を特徴とする国家独占資本主義である、ということになろう。このごく一般的な歴史的位置づけについては、私たちの間では、そうしたる異論もお

そらくないかと思われる。

しかし、こうした一般的な規定も、これを一步立ち入ると、なかなか簡単なことではない。そういうこだわりを私じしんはつね日常からもってきている。たとえば、「独占資本の経済的・政治的支配」というが、独占資本とはいいたいなにか。資本の蓄積過程とよくいわれるが、それでは独占資本の蓄積過程について簡単に説明してほしい。こうした設問にたいして、簡潔・明解にこたえることは容易ではない。

私じしんは、独占資本とは基本的にはレーニンのいう金融資本（産業資本と銀行資本の癒着）と同意語であり、日本の独占資本は、具体的には六大金融独占企業集団（三井、三井、住友、第一勧銀、三和、富士の各独占企業グループ）の総体、あるいはまた六大金融独占企業集団の各グループそれぞれを意味する、などと説明している。また、独占資本という言葉は、個別の独占大企業、独占大銀行、つまり個別の「独占資本」という意味でつかわれていると、つけくわえたりもしている。

私はどちらかといえば、概念規定にはこだわる方がと思うが、それでも何の説明もしないまま、政府・独占の「21世紀戦略」とか、国家独占資本主義下の労働組合運動とかといい、またしばしば個別の独占資本という意味で、独占大企業、独占企業、独占体、大企業など、

その時に応じて適宜につかいわけたりしている。それから、独占の民主的規制といってみたり、大企業の民主的規制、多国籍企業の民主的規制といってみたりもする。

労働問題の今日的課題というとき、それ以前の問題として、おたがいに概念や言葉を整理し、その内容をもっと綿密に確定して論じあう必要があるのではないか。そんな反省をつねひごろ感じさせられているのであるが、どうであろうか。

ところで、日本資本主義の歴史的位置というとき、なによりも問題になるのは、日本の独占資本の内外にわたる経済的支配の到達段階であろう。日本の独占資本とはなにか、それを六大金融独占企業集団の総体とおさえたうえで、その総体とそれぞれのグループについて、国内外にわたり系列会社、子会社、孫会社、下請会社にいたるまで、経済的支配の到達段階を確定してみる必要があるのでないか。

もちろん、これに類する研究業績としては、系列の研究とか、独占企業分析とかをあげることはできる。しかし、戦前みられた日本の「財閥」研究にみるような産業独占と銀行独占の「癒着」という観点をつらぬいた、「日本の独占資本」の総括的な戦後分析は、やや空白の感なしとしない。労働問題研究もとかく専門化してくると、独占資本の運動からきりはなされて細分化された議論におちいる傾向がないとはいえない。そういう反省もこめて、ここでは日本独占資本とはなにか、その経済的支配の到達点といった問題を提出したまでである。

② 独占資本家と金融寡頭制支配

日本の独占資本とはなにか。それを総体としての六大金融独占企業集団と確定したとし

て、それでは、資本の人格的表現としての日本の独占資本家をどのように確定するのか、何をもって独占資本家というのか。この具体的な確定の研究作業も、まだ残された課題ではないかと思われる。

この問題については、もう15年もまえになるが、新マルクス経済学講座の第6巻「日本資本主義の階級構成」(1975年)の編集で、故大橋隆憲先生のお手伝いをした折、日本の支配階級、とりわけ独占資本家をどのように確定するか議論をしたが、けっこう作業にはいたらなかった記憶がある。現代日本の独占大企業では、いわゆる「所有と経営の分離」現象がすすみ、機関株主による相互持ち合いの株式所有が圧倒的な比重をしめ、「法人資本主義」といわれるような現実的状況がみられる。こういう状況下で、独占資本家とは何か、機関株主か、大株主個人か、独占企業の「経営者」=代表権をもつ役職者かが、問題になることはいうまでもない。

もっとも、この点については、「法人資本主義」論をめぐる論争をへて、巨大株主会社の代表者こそ現代の独占資本家であるとする理論的確定が、有力になってきているのではないだろうか。

現代の経営は所有にもとづかない「中立的な」経営者支配であるとする、バリー・ミーンズの理論は、わが国では承認されていない。今日の巨大株主会社は、資本主義社会の共有財産である金融市場に集積された社会的資金を巨大金融機関が組織することによって支えられている会社である。その意味では、今日の巨大株主会社は、資本主義の枠内での社会的会社であるが、やはり極大の利潤追求を目的とする会社であり、資本主義的私企業であることは変わりない。したがって、巨大株主会

社の経営上の決定権を行使しうる代表者は、機関株主にバックされ、自らもそれなりの個人株主でもあり、まさしく現代の独占資本家である、というわけである。

私じしんも、このような見解に同調するものであるが、階級論としての独占資本家階級論の展開と分析は、まだ課題としてのこされているのではないだろうか。とりわけ、レーニンのいう「金融寡頭制」とその支配機構の分析については、まだ本格的な研究成果が結実しているとはいえないのではないだろうか。

戦後日本資本主義の蓄積過程は、国民経済の事実上の支配者として、また世界経済において大きな影響力をもつ存在として、強大な六大金融独占企業集団をつくりだした。この企業集団を代表しこれを指揮しているのは、それぞれの巨大企業の決定権をもつ代表役員をもって構成される社長会であるが、このメンバーこそ独占資本家であり、今日の金融寡頭制の人の中枢であることはまちがいないであろう。

この六大金融独占企業集団の枠をこえた、総体の独占資本の機関として「財界4団体」があり、国家の経済規制装置と密着していることは周知のとおりである。国家独占資本主義は、経済過程への国家の介入を重要な特質としており、したがって、金融独占企業集団や独占大企業を代表する独占資本家階級と、自民党の派閥領袖、高級官僚からなる特権的上層が、現代日本の支配階級を構成しているといえよう。

独占資本家と現代日本の支配階級について、以上のようにそのりんかくを書き出すことができるとしても、階級論としての理論的な確定と分析は十分ではない。また、現代日本の金融寡頭制とその支配機構の分析についても、労働問題研究者のみならず、ひろく経済学、

法学、政治学の分野からする学際的研究が期待される。

2. 日本独占資本の90年代戦略、蓄積の基本方向をめぐる問題

今日の労働問題研究において日本資本主義の歴史的位置というとき、それは、独占資本の経済的支配力の到達点とか、金融寡頭制支配との機構とかいった問題にとどまりえないことは、もちろんである。労働問題研究の今日的課題として特に問題になるのは、今日、日本の独占資本が70年代、80年代の資本蓄積過程をへて、90年代の蓄積戦略・蓄積の基本方向をどのように設定しようとしているか、ということであろう。

この問題については、私じしんも含めて、労働総研の会員のあいだでもすでにいろいろと論じられてきており、多くをふれる必要はない。ただそうしたなかで、さらに掘り下げねばならない重要ないくつかの論点が提出されているように私には思われる。

① 独占資本の90年代蓄積戦略を規定する枠組みについて

まず、日本独占資本の90年代戦略・蓄積の基本方向というとき、それを規定する歴史的条件として、とくに85年秋の「プラザ合意」を歴史的節目とする世界資本主義と日本資本主義の動向を重視する点で、私をふくめて多くの論者の意見は一致している。しかしながら、85年秋「プラザ合意」を歴史的節目とする世界資本主義と日本資本主義の動向というとき、さらにつぎのような論点を、もっと共通の認識として解明する必要があるのではないか。

第1に、「プラザ合意」に始まるドル高・円安基調から円高・ドル安基調への管理され

た転換、あるいはO E C Dの「積極的構造調整」などにみられる、先進資本主義諸国間ににおける国際協調体制の発展を、どのように評価するかという問題である。

明らかなことは、サミット、G 7、IMF、G A T T、O E C Dなど、いわゆるサミット協調体制が一段と発展してきたことであろう。この点について、「サミット帝国主義同盟」の方向がはっきり示されるような時代に突入した、とする見方もある。

この国際協調体制の発展の背後には、アメリカの経済的危機（「双子の赤字」の深刻化）による政治的地位の低下、途上国の累積赤字によるパックス・アメリカーナの動搖がある。またソ連・東欧における官僚主義的な社会主義体制の崩壊・「市場経済」の導入という新たな条件のもとで、資本主義世界体制の再構成という方向があることもたしかであろう。しかし、そこには先進資本主国間の矛盾・対抗もあり、これを「サミット帝国主義同盟」の方向といいきれるかどうか、これは議論をしてみるべき論点ではないだろうか。

第2に、85年秋の「プラザ合意」による円高・ドル安基調への転換要求、おなじくアメリカによる日米構造協議、軍事費・ODAの肩代り要求にたいして、日本独占資本はいちだんと従属的な「対米協調」ぶりをしめしたが、その根拠をどうみるか、という問題がある。

日本の政府・独占としては、「プラザ合意」と日米構造協議による対米貿易黒字の「解消」、市場「自由化」・内需主導型の経済構造への転換要求を、前川リポートによる「経済構造調整」政策で対応してきた。また軍事費・ODAの肩代り要求を軍拡「行革」路線の強化で対応してきた。この従属的な「対米協調」

の根底には、日米軍事同盟（安保条約）と、その前文および第2条に規定された「日米経済力」があると、私じしんも説明している。

だが、これだけでは短絡的な説明にすぎるように思われる。「経済大国」日本を謳歌する日本独占資本と自民党政府の従属的な「対米協調」の根拠については、さらに系統的な綿密な展開分析が期待されよう。

第3に、日本独占資本としては、この従属的な「対米協調」政策のもとで、その支配体制を擁護するうえで、また独占利潤追求のうえで、アメリカの独占と共通のメリットをどのような点に見出しているのか、この点についてももっとはっきりさせる必要があろう。

まず、独占の90年代戦略、蓄積の基本方向を規定する「経済構造調整」政策と軍拡「行革」路線、この国家政策として提示された「対米協調」の2つの基本的枠組みが、日本独占資本主義にとって今日の内外情勢のもとでどのような根本的意義をもちえているのか、この点がもっと鮮明にされねばなるまい。

また、この国家政策の2つの基本的な枠組みに、どのように独占利潤の追求のメリットが見出されているのか。たとえば、食糧の自主的供給基盤の喪失をもたらす農産物「自由化」に、独占は、コメ・食料品加工原料の「低廉化」を期待しうる。軍事費・ODAの増大は、寄生的な独占利潤の確保を可能にしそれは多国籍企業の海外進出地ならしともなる。

たちどころにこうしたことが指摘されるが、ともあれ、独占の国家政策と国庫への依拠した独占利潤の追求の仕組みを、全体として体系的にあきらかにすることも、重要な課題であるだろう。

② 独占の 90 年代戦略、資本蓄積の基本方向をめぐって

「経済構造調整」政策を軍拡「行革」路線という国家政策の基本的な枠組みのもとで、日本独占資本は 90 年代戦略として、資本蓄積の基本方向をどのように再構築してきているか。この問題についてもいろいろと論ぜられており、多くをふれるまでもない。私の問題関心にあることだけを提起しておきたい。

第 1 に、総体としての独占資本の「経済構造調整（転換）」の方向として、「国際化」「情報化」「サービス経済化」という用語が柱として提出されているが、これらの用語にしめされる構造転換の実態を、それぞれどのように理解したらよいのか、これらの用語を柱とした構造転換のそれぞれの実態は、どのようにお互いに関連しあっているのか。

第 2 に、独占大企業の蓄積条件の再構築の方向（リストラクチャリング）として、「事業本体の徹底した経営合理化」「事業の多角化、分社化」「事業のグローバリゼーション」などと特徴づけられているが、それぞれの実態をどのように把握するか。またリストラクチャリングのそれぞれの方向は、どのように関連しあっているのか。

第 3 に、以上にみる総体としての日本独占資本の「経済構造調整（転換）」と、独占大企業のリストラクチャリングの方向は、科学技術開発や ME 化、ハイテク部門への展開をともなってはいるが、けっきょくは国民経済の「空洞化」を深化させはしないか。また、労働者・国民の労働と生活を壊りくずすおそれはないか。

その意味では、「国際協調」「対米協調」の名のもとに国家政策の擁護下ですすむ日本経済の「国際化」、大企業の「グローバリゼ

ーション」が、寄生性と腐朽をともなう独占利潤本位の国際分業、とりわけ多国籍企業の企業内国際分業の展開とともにあって、「サービス経済化」に象徴されるように日本経済の再生構造を急速に改変していることが注目される。

3. 資本蓄積と労働者階級の構成変化

戦後日本資本主義の蓄積過程が、一方に強力な六大金融独占企業集団を形成させ、他方に労働者階級の「数」を増大させ、その内部構成を変化させるとともに、社会的貧困をさまざまの形態で蓄積したことは、周知のとおりである。しかも、以上の過程が、85 年「プラザ合意」以降、90 年代にかけて、「経済構造調整」政策と大企業の「リストラクチャリング」、ME 革命を技術的手段とした徹底的な「合理化」がすすむことで、ますます加速化してきていることも、また動かしがたい事実であろう。

ここでは、労働者階級の状態についてはあとでふれるとして、労働者階級の構成変化にたいして、いくつかの課題を提出しておきたい。

① 「階級関係の総体」の変化と貢労労働の形成

資本の蓄積は、労働者階級の「数」の蓄積であるといわれるが、それは「階級関係の総体」の変化をともなってすすむ。

85 年「プラザ合意」以後の、円高不況と多国籍企業の海外進出は、産業「空洞化」と大量失業を短絡的に引きおこすかのような議論もみられた（もちろん、すでにのべたように「空洞化」は内攻しつつある）。しかし、経済構造の「調整」（スクラップ・アンド・ビルト）にともなう大々的な「技術革新」投資と「バブル」経済による「平成」景気の持

続が、現実には「労働力不足」現象さえもうみだした。

当面する課題としては、「労働力不足」問題の実状と状況変転の理論的解明が緊急であるだろう。しかし、そのばあい、やはり基本的に重要なことは、絶対的な「労働者不足」などはありえず、「経済構造調整」とME「合理化」をともなってすすむ独占資本の蓄積運動は、いわゆる「独立変数」として作用し、「労働力不足」問題をそれなりに解決しながらすすむ、とみるときではないだろうか。

すなわち、独占資本の蓄積運動は、農産物「自由化」にともなう農業「解体」や、大型店「規制緩和」・大企業経営の「多角化」にともなう中小経営の分解などによる賃労働者化の進行、ME・「省力化」投資による余剰人員の析出、女性のパート労働、学生アルバイト、高年の年金つき低賃金労働、外国人労働者の投入など、「階級関係の総体」と労働者階級の変化をともないながら、「労働者不足」をのりこえることになろう。

しかも、この過程は、出生率の低下による労働力人口の絶対的不足というおどし文句をかけながら（それなのに財政は児童手当の増額にはまだ反対している）、低賃金機構の再構成としてすすんでいるのではないか。

② 産業別・業種別労働者構成の変化

一 「サービス経済化」と労働価値説

今日、独占資本の蓄積過程は、ますます労働者階級の「数」を増大させるとともに（もつとも労働者階級の概念規定の相違によって、外国では最近の状況を「賃金取得中間諸階層の増大」と見る見方もあるわけだが）、労働者階級の構成を変化させる。わが国では労働者階級の内部構成論にかんして、教育労働者論、公務労働者論など注目すべき成果もみら

れるが、総じて、残された理論的分析課題はすくなくない。たとえばまず、産業別・業種別の労働者構成の変化にかかわり、私なりに関心のある2、3の問題を提出しておこう。

第1、戦後日本独占資本の蓄積過程をつうじて、雇用者数は第1次産業部門での一貫した激減につづき、第2次産業部門、とりわけ製造業部においても近年では停滞傾向があらわれ 第3次産業部門だけが肥大化する傾向にある。この傾向は、80年代後半以降、独占の蓄積戦略が「国際化」「情報化」「サービス経済化」といった柱ですすめられるにおよび、一段と加速化し、とくに第3次産業部門のなかでも事業所サービス、消費者サービスなど、サービス部門での雇用増加が顕著になっている。

こうした傾向を「脱工業化」「非産業化」「サービス経済化」と称して、現代の社会発展指標として評価する支配階級の例の見方がある。だが、これは今日の資本主義の経済的諸矛盾の深化、寄生性と腐敗性の反映を見るべきではないか。いや、あるいはそれも一面的すぎるのではないか。いずれにせよ、このような雇用構造の深化、労働者階級の構成変化の本質を、私たちとして理論的にどのように正確に確定するか、労働問題研究の今日的課題の1つであることはまちがいない。

第2、一方に「経済のサービス化」にともない第3次産業部門、サービス部門における雇用の肥大化があり、他方、ロボット化、FA化にともなう製造工業部門の雇用の停滞がみられる。こういう条件のもとで、労働価値説の現代的意味が、マルクス主義経済学の分野において論議になってきているのも、また周知の事実である。

サービス労働は価値を生み出すのか、完全無人工場ではどうか。ソフトウェア労働はど

うか。総じて製造工業部門の価値・剩余価値を形成する労働が減退するもとで、社会的に利潤の源泉はどういうことになるのか。こうした素朴な疑問にどうこたえるかという問題もふくめて、労働価値論の現代的意味をどう理論的にどう説得的に問い合わせなおすか、学会でも共通の論題とされてきている。

いずれにせよ、現代資本主義にみる激変する労働者階級の構成変化のもとで、現代の労働価値論、剩余価値論をどのように説得的に展開するかという問題は、労働問題研究者としても避けてとおれないのではなかろうか。

③ ホワイトカラー、とりわけ大卒労働者の問題について

以上にみる「脱工業化」「経済のサービス化」現象下の労働者構成の変化、これは別の角度からみれば、ホワイトカラーの賃金労働者、いわゆるサラリーマンの増大を意味する。とりわけ、「高学歴化」がすすむ日本では、大卒労働者の比重がますます増大し、労働運動においてはたすべき役割の増大がみられる。ところが、日本の労働者階級というとき、ホワイトカラー、とりわけ大卒労働者の研究は、問題の重要さに比べれば、いちじるしく立ちおくれてきているといわざるをえない。

今日の大卒労働者問題というとき、もっとも重要な視点は、大卒労働者（民間企業、公務員、教員－大学をふくむ）の社会的地位がいかに歴史的に低下してきたか、ということではないだろうか。もちろん、大卒労働者のなかから現代のエリート管理者層がつくりだされではいるが、総じていえば社会的地位の著しい低下として、特徴づけることができるのではないだろうか。

大卒労働者については、文系・理系を区別して検討する必要があろうが、そこから「ビジ

ネスマント論、技師・技術者論、管理・幹部職員論なども展開され、それらを労働組合はどう結集するかが問われることになる。そのさいにまた、労働運動内における右翼的潮流の社会経済的支柱として、労働官僚・労働貴族論が話題にされてきた経過があるが、そこでは大卒労働者とのかかわりがさて論ぜられてこなかった、という問題ものこされている。

④ 雇用形態の多様化と労働者配置の重層的構造の深化

労働者階級の構成というとき、企業経営規模別の構成変化がしばしば問題にされてきた。これは、いまでもなくわが国のばあい、賃金、労働条件、退職金、福利施設等において経営規模別でいちじるしい格差がみられる、という事情を反映したものである。労働者構成をみるにあたって、この枠組みに重ねて今日とくに問題にされねばならないのは、旧来の臨時工、社外工、季節工にくわえて、派遣、パート、アルバイトなど、いわゆる「中間労働市場」ともいわれる多様な「正規」雇用の形態であろう。

この多様な不安定雇用の形態は、その総体にかんして、またそれぞれの形態にかんして分析され、論じられねばならない。しかし、それと同時に、独占大企業を頂点とする系列会社、子会社、下請の各段階、このすべての企業レベルにおいて（つまり、経営規模別の各レベルにおいて）、この多様な雇用形態は重なりあって展開している。そういう意味での総体が、いわゆる「正規雇用」の労働者をもふくめて、さらにいくつかの業種の独占大企業を「典型」としてえらび出し、調査・分析される必要があるのでないだろうか。

今日、大企業においては、労務管理の範囲

をこれら「中間労働市場」をなす多様な形態の不安定産業労働者の範囲まで「拡大」するとともに、これを企業協調的な労働組合に組織化させる傾向がみられる。その意味でも右にみる調査研究とあわせて、いま、不安定就業労働者の業種別・職種別による横断的な組織化にかんする研究も求められるのではないか。

4. 資本蓄積と労働者階級の状態

資本の蓄積は、労働者階級の「数」を形成させ、その構成を変化させるとともに、彼らのうえにさまざまの形態で社会的貧困を蓄積せずはおかれない。

その意味では、本来、労働者階級の構成変化と貧困化状態とは不可分にむすびついているわけだが、ここでは論点を提示する便宜から、いわゆる「状態」をきりはなしてあつかうことを断っておきたい。また状態の把握にかんしては、貧困化論の今日的意義を問う論争が古くかつ新しい問題として提出されているが、ここではそのことを指摘するにとどめる。

労働者階級の状態こそ労働運動の「実際の土台」である、そういう認識からして、状態の調査分析は、構成の場合にくらべるとはるかに多くの実績がある。また研究の到達水準も高いといえよう。とりわけ最近の特徴として、職場における状態だけでなく労働力の再生産、生産過程の調査分析、状態の国際比較において大きな成果がみられることであろう。ここでは、このような認識のうえにたち、卒直に思うところを2、3にわけて記しておく。

第1、労働者階級の状態というとき、職場の状態とともに生活状態もうぜんに重視されねばならない。ただ、生活過程も重視すべきだという論拠に立って、生活状態分析では、賃金・

労働条件など職場の状態にたいする考慮がやや弱く、独占と国家の搾取と収奪にきりこむ点でも弱さがあるのではないか。労働者階級の状態というとき、労働と生活の状態を統一的にとらえねばならない。そのばあい双方をつなぐ「統一」の基軸は、独占資本と国家による搾取・収奪ではないだろうか。

第2、大きな成果をあげている労働者階級の状態にかんする他の先進資本主義国との国際比較は、いっそう綿密に体系的にとりくまれることが期待される。この点では、社会統計分野で国際労働統計比較の基準をそろえる方法上の検討がすすめられており、注目される。これら労働者状態の国際統計比較は、剩余価値率の国際比較や独占大企業経営の国際比較分析などとあわせて、日本独占資本主義の構造的特質の分析をすすめる布石ともなるだろう。

第3、労働者階級の状態調査といえば、『労働運動』誌（10月号）の特集「日本の労働者階級」に、40の産業と分野から職場報告がよせられている。これらの報告は各産業と分野における階級的民主的潮流の力量をも反映して、精緻はまぬがれがたいが、その報告が総体として産業と企業の枠をこえた「日本の労働者階級」の状態をうきぱりにしている点で、画期的意義をもつといえよう。このような職場からの調査が研究者の専門的学識との集団的な協力共同によって、より科学的・構造的な「日本の労働者階級」の状態分析として結合していくことが期待される。

そのさい、各産業・分野の労働者状態を横断的に横につなぐ基本的視点は、「生存の自由」「市民的政治的自由」への侵害にたいする現代的基本権の擁護、労働立法の拡充という方向ではないだろうか。そのような視点にたってこそ、労働者状態分析は、企業や産業の枠をこえた横断

的な共同闘争、統一闘争の条件を指示しうることにもなろう。もちろんそのさい、それは多様化する雇用形態の差別的な重層構造をも問題にされねばなるまい。

5. 国家独占資本主義下の賃金問題， ME「合理化」をめぐる理論的課題

労働者状態を「土台」とした労働組合運動の「原点」は、いうまでもなく賃金闘争と「合理化」反対闘争を両軸とした経済闘争である。この運動上の「原点」にかんがみ、現代の賃金とME「合理化」にかんして理論的課題にしばり2, 3ふれておく。

① 現代賃金論をめぐる理論的課題

今日、労働問題の今日的課題の1つとして、国家独占資本主義下の現代賃金論の再構成という問題があるのではないだろうか。私なりに自省をこめて、中心的ないくつかの論点を提出しておきたい。

第1、戦後賃金論は、その構成上、労働力の価格論に偏してきたのではないか。すなわち、賃金は「労働の価格」ではなく「労働力の価格」であるといい、資本主義的搾取のしくみに言及しながらも、賃金論を構成する基本的な論理の枠ぐみは、労働力の価格を規定する労働力の価値規定ないし労働力の価値分割を問題にし、労働市場における相対的過剩人口の圧力による賃金の価値以下への低下傾向、それに反対する要因としての賃金闘争=階級的力関係、こうしたものであったといえよう。

この構成上の論理から引き出される賃金論としての弱点。たとえば、剩余価値生産と賃金との関係、搾取形態としての賃金形態（賃金体系）などの追求、分析の弱さ。

第2、国家独占資本主義の下では、賃金は労働力の価値を構成する唯一の形態ではなく、

社会的給付、共同的サービスをも労働力の価値形態にふくまれるという点では、共通の理解がみられる。国家独占資本主義下の社会的給付、共同的サービスの拡大が、労働力の価値を超えて剩余価値を蚕食するかのような誤った理解もあった。かかる理解では、労働者も拠出している社会保険基金が非民主的官僚的管理のもとで独占資本の蓄積を擁護していること、国家独占資本主義に固有なインフレーションによる賃金や「貯蓄」の目減り現象、金融資本の経済的支配下で「貯蓄」 자체が悪名高い「ジャパン・マネー」に転化すること、等々がほとんど見落とされていたというべきであろうか。

第3、賃金の国民的相違にかんするマルクスの理論の、今日的展開がはからねばならないのではないか。そのさい、為替レートと日本の賃金の関係については、名目賃金と購買力平価賃金（実質賃金）との落差が指摘される。もちろん、この指摘は重要だが、日経連や「連合」も同じ論理でこの落差を「生活実感」という形で指摘し、「総合生活の充実」を共通の最重点課題として提起し、「経済構造調整」の推進をおし出していることに注目する必要があろう。

この「落差」の実態を理論的に洗い出し、分析してみせることではないだろうか。またいわゆる「円高」が、円価値との関係では日本の賃金にたいして諸外国の賃金を相対的に低下させ、それが多国籍企業の海外進出を促進する主要な1つの根拠となってきたことも事実であろう。

要するに、以上にみる若干の論点は、戦後賃金論のわくぐみを再構成することがもとめられているとはいえないだろうか。

② ME「合理化」問題にかんして

現代「合理化」の本質は、国家独占資本主義の国家政策に支持された独占資本の体系的な搾取強化の諸方法の追求である、という規定は、大筋で今日でも有効ではないかと思われる。私自身この規定にもとづき、さきに『ME「合理化」と労働組合』という編著を出したが、そのうえに立ってさらに明確にすべき理論的課題の1、2を提出しておく。

第1、「ME革命」ともいわれる最新の科学技術の発展段階を技術史として、また社会発展史としてどのように確定するかという問題、ME革命は現代資本主義を「延命」させ、労働者階級を「変質」させるかのような議論や、技術の発達と労働過程の変化を重視すべきだとする労働過程論の評価、機械それ自体と機械の資本主義的利用との関係にかかる微妙な意見の相違、資本主義的生産様式のもとにおける技術発展の歪みの問題、等々。つまり、総じて生産力としての科学技術の「革新」と独占資本主義の生産関係との関連を、理論的にどのように整理して考えるかという問題。

第2、ME「合理化」反対闘争ならびにそれと諸闘争の関連にかかる問題。ME「合理化」反対闘争は、ME関連機器を技術的手段とした体系的な搾取強化の方法の追求と、それがうみだす社会経済的諸結果に反撃する闘争である。そのばあい、つぎの諸問題が労働組合運動の理論として、より厳密に科学的に確定される必要があるのではないか。

新しい科学技術の採用にたいして労働組合はどのような基本的態度をとるのか。人員削減、配転、出向、不安定雇用の拡大など雇用管理、基本給の職能給化と能力主義管理、賃金、一時金、退職金、福利費など「人件費」

のトータル管理、残業、休日出勤、交替制、変則労働時間など労働時間管理、労働強度の増大を必然化する機械のスピード・アップと多台持ちやカンバン方式の強化、ZD・TQC運動と職場の専制支配の強化など。このような体系的な搾取強化の方法、つまり「合理化」の諸方法の展開にたいして、労働組合はどういうふうにたたかうのか。また、このような「合理化」の社会経済的結果である失業と長時間・過密労働、過労死や健康破壊にたいして、労働組合はどうたたかうのか。

こうした防衛的な「合理化」反対闘争と密切にむすびつくのは、逆に資本にたいして攻撃的な労働時間短縮をもとめる闘争である。とりわけ、法律をもって資本を拘束する「週40時間、週休2日制」の制度的要要求闘争は、雇用を確保し、過密・長時間労働、過労死を阻止し、人間らしく働くうえで決定的に重要な意義をもつ。労働時間短縮闘争をどのように効果的に組織するか、この点でも活動家と研究者とのもとつめた協力共同がもとめられよう。

6. 経済民主主義と独占の民主的規制

今日、独占資本の蓄積と利潤運動は、「経済構造調整」政策、軍拡「行革」路線という基本的な2つの枠組みのもとで、ME「合理化」による労働者への直接的な搾取強化、非人間的な過酷な労働の強制にとどまらず、国民生活全般からの収奪を組織し、農業や中小経営の危機をつくりだし、さらに多国籍企業による野放団な他民族からの搾取となって展開されている。しかも、その蓄積と利潤運動はますます寄生的・腐敗的性格を強めてきている。こうして、一方で「経済大国日本」を謳歌する独占資本の

「豊かさ」があり、他方に労働者・国民の「貧しさ」がある。

こうした状況のもとで周知のように、独占資本の蓄積運動を民主的に規制し、経済民主主義の実現をめざす課題が提起され、実際に労働運動や民主的諸運動もその方向にむかってすすんでいる。だが、独占の民主的規制、経済民主主義にかんしては、理論的かつ実践的な研究課題として、たとえばつぎのような問題が残されてはいないだろうか。

第1、経済民主主義とはなにか、その基本的性格。

資本主義体制をそのままにしながら、経済民主主義ないし独占の民主的規制が可能な条件はどこにあるのか。そのさい、独占の国家と「民主」国家など、国家論の研究ももとめられるのではないか。

第2、今日の階級的力関係を考慮に入れたうえでの、当面する独占の民主的規制のプログラムと実現の条件。

独占の民主的規制へのプログラムとしては、とくに独占の寄生的・腐朽的な蓄積運動への規制に力点がかかるのではないか（たとえば、軍事費、ODA、公共投資など国庫への寄生、野放図な海外直接投資、株、土地などへの投機的投資への規制など）。

他方に、これに対応する労働者・国民の側の要求プログラムとしては、「生存の自由」の擁護と拡充（たとえば、労働と生活の全分野における制度的な最低保障体系と環境保護基準の確立、農業と中小経営の擁護、土地・住宅・地域政策の基本など）、「市民的・政治的自由」の擁護と拡充（たとえば、「職場の自由と民主主義」、小選挙区制反対、民主的諸制度の確立など）、「民族的自由」の擁護（たとえば、「主権」介入ともいえる日米「構造協議」反対、日

米軍事同盟破棄など）といった柱立てができるのであろうか。

第3、今日の階級的力関係を出発点として、独占の民主的規制へのプログラム実現にすすむ労働運動の行動上の指針。

経済闘争（賃金闘争と「合理化」反対闘争）を「原点」とした、労働時間短縮、最低賃金制の確立、課税最低限度額の引上げ、老年年金など、制度的要請闘争の強化。「軍事費を削り、くらしと福祉・教育の充実」、独占の民主的規制と中小経営の擁護、非核・平和、日米軍事同盟の破棄などをめざす国民的運動の強化。以上の運動における階級的ナショナルセンターの役割。

第4、国際労働運動の今日的状況のもとで、労働運動の国際連帯を基礎に、新国際経済秩序の確立にすすむ方向性。

この点では、まず、国際労働運動の今日的状況をどうみるか。労働運動の国際的連帯の行動をどのように正しく堀りおこしするのか。

また日本独占の民主的規制を、サミット体制による国際独占資本の「協調」に対峙する新国際経済秩序確立の方向とどうつなぎうるのか、こうした問題も緊急の研究課題ではないだろうか。

結びにかえて

はじめにもことわったように、これは労働問題の今日的課題について、私の問題関心を覚書風にあまり整理もされないまま提出したものである。したがってまた、今日的課題のすべてを体系的にかけているわけではない。たとえば、ふれなかつ重要な課題として婦人労働者や青年労働者の問題をはじめ、まだいろいろあることはいうまでもない。

また、提出した今日的課題について言及しているコメントなどについても、つめて考えたも

のとはいえず、思いつきにとどまる部分も多い。い。

この覚書が何らかの参考ともなり、またこれを
機に活潑な意見の交換がおこることを期待した

(労働運動総合研究所・代表理事)

(定価は税込)

**91年
最新刊**

全労連編

91春闘學習教宣資料集

労働者教育協会編

定価 1200円+
260

『91年国民春闘白書』の内容を資料で裏付ける
「経済大国・生活小国」といわれる日本の労働者・国民の状態・
生活を、具体的でわかりやすい、豊富な図表・資料をつかつ
て分析する。

春闘をめぐる情勢／賃金／過労死／「合理化」／女性労働者／
国民の生活

**91年
最新刊**

全労連編

91国民春闘白書

定価 1200円+
260

91国民春闘の勝利めざして
第四部 政府・財界・連合の政策批判
第二部 労働者・国民の状態分析
第三部 資料／全労連91国民春闘方針、労働事件・判決等

〒105 東京都港区新橋6-19-23 ☎03-3433-1856 學習の友社 FAX03-3434-7301 振替東京0-179157

鼎 談

「激動する世界と

編集部 鼎談のテーマとして上のような表題を掲げましたが、ソ連のペレストロイカ、東欧問題そしてイラク問題など文字通り世界は激動しているわけです。日米構造協議は、いずれにしても労働者階級にその結果がしわよせされて来ることは明らかですが、そのゆくえももう1つ知りたいところですし、また「金融大国日本」の意味するところについても解明していただきたいところです。きのうの夕刊では、日経平均が2年8ヶ月ぶりに2万3,000円割れを記録したと報じていますが、これから日本経済が果たしてどうなるのか。私の手もとにあるこの財界向けの雑誌では、イラク問題による石油価格上昇でアメリカの4つ子の赤字がさらに拡大し、日本にもマイナス影響がある、という意見とこれを真向うから否定する意見とを同時に掲載したりしています。

激動する世界の中で、日本経済がどうなるのかということは、労働組合にとっても大きな関心事です。未曾有の好景気といわれる今日でも、働く者の暮しはいっこうによくならないばかりか、超長時間、過労死問題はますますはげしくなるばかりです。景気が悪くなればなったで、

「合理化」などによるしわよせが労働者に来ることは眼に見えています。そしてこれは当然ですが、経済の動向によって資本からの攻撃の内容もちがって来ますし、これに対する労働者や労働組合の対応もちがって来ざるを得ません。私達は今ほど激動する世界の中でどのようなところに立っているのかを正しくつかむ必要があると思います。

本日は三先生に激動する世界の中での日本経済の位置、現状そして今後の動向について存分に語って頂きたいと思います。それでは関先生からお願いします。

世界と日本経済の現状をどうみるか

関 ただいま編集部の方から、きょうの鼎談の趣旨のご説明がありました
が、じつは私は、労働総研の研究会の第1回の例会で、「日本経済の現状と展望」というテーマで報告をさせていただきました。その報告要旨は、『労働総研ニュース』（第3号）に載っています。きょうはこの報告へ追加することに

創刊号特別企画

日本経済の動向」

一橋大学名誉教授 関 恒 義
専修大学教授 熊野 剛 雄

中央大学教授 米田 康 彦
(司会=編集部)

なります。

世界と日本経済の現状をどう把握するか

戦後の世界経済の動きをとらえた場合、70年代で資本主義経済が大きく変わります。その変わり方を一言で要約していえば、パックス・アメリカーナからパックス・コンソルティスへということです。これは、日本の官庁文書でも使われていますが、われわれとしても利用させていただこうと思います。

70年代を私自身は資本主義の構造的危機と特徴づけています。第2次世界大戦以後につくられた資本主義世界の構造が破綻した、その軸がパックス・アメリカーナの破綻です。それに対応してサミットができる。パックス・コンソルティスというのは主要国の協力と連帯による秩序維持ということですが、パックス・アメリカーナの破綻を救済するということで、サミットがつくり出される。私は、これを1つの帝国主義同盟と位置づけています。

そのサミットの展開は、1985年を境として、プラザ合意といわれるG5の構造調整政策

が展開され、大きく強化されてきますが、その強化の方向を、私は、サミット流の国際独占資本主義、国際独占資本本位の体制づくりというふうにとらえています。原則的に「サミット流帝国主義—サミット流国際独占資本主義」ということで、その後を要約しております。この動きの重要な特徴は、何といいましてもECの經濟・通貨統合です。最近ここが1つの焦点になっていまして、『日本経済新聞』は大歐州といっています。きょうも来るときに三省堂をのぞいたのですが、すごいものですね。『復活する大歐州・迷える日本』なんて本が出ていました。それとの関連で、日米経済構造協議による日米経済一本化の動き、これもやはりサミット流国際独占資本主義ないしサミット同盟の非常に大きな軸になっています。

少し先走りますけれども、将来はこの2つがサミットを中軸として統合するだろうと思います。日本の独占資本も、たとえば三菱などはベンツと提携するのみならず、三菱地所はロックフェラービルを買い取ったあと、あそこを建て替えるというようなことをやっていまして、おそらくは、ロックフェラー、ベンツ、三菱という

のが一定の関係をもってサミット流国際独占資本主義の1つの軸になっていくことが予想されます。そういうところが1つの重大なポイントになっています。

それに、最近2つの問題が出てきました。

社会主義体制の激動とEC連動

ソ連、東欧が激動期に突入しました。社会主義体制の破綻とか、共産主義の崩壊といわれていますが、もちろんそういうものではありません。特徴としては、ソ連型の、市場拒否の官僚主義的な社会主義はたしかに破綻したが、いまソ連などが中心になってしまふとしていることは、市場を前提とした社会主義ということです。この市場社会主義というのが、むしろ社会主義の行き方としては当たり前でして、今までのがおかしな社会主義だったわけです。ですから社会主義的な発展としては、正常な発展に入ってきたているというふうに位置づけるべきです。しかし、今までがおかしかったものですから、市場社会主義が復活してもおかしい。ソ連も中国もだいぶインフレで苦しんでいる。しかも、ソ連のペレストロイカ自体がECの統合と連動しあげじめるという性格をもっています。この連動がどのように進むのかが、おそらくこれから重要な問題になります。

もう1つは、つい最近ですけれども、中東紛争が起こった。これも、資本主義陣営にとってはたいへんな問題です。フセイン大統領がとんでもない人物であり、彼のねらっていることが前近代的な野蛮な方向であることも事実です。イラクのクウェートへの侵略は糾弾されなければなりませんが、しかし、やはりクウェートの石油資源をはじめアラブ諸国の大半の石油資源を依然としてアメリカとイギリスが押さえていることに対する抵抗もありますから、イギリ

ス帝国主義、アメリカ帝国主義、あるいは石油資本とフセインとのたたかいというふうに経済的には位置づけなければなりません。そういう意味で、多国籍軍だの、国連平和協力だのと言われ、最近の社会主義陣営が資本主義陣営に接近をしていることから、フセインは孤立状態になっていますが、これはおそらくポスト・ベトナムの今後の動向を占う問題ではないかと思います。フセインがここで敗北することがあつたとしても、アラブの民族主義と米英の石油独占資本との長いたたかいが今後始まるでしょう。

きょうの『日経』でも、1バレル40ドル時代といっています。かつての石油ショックとは性格が違いますが、性格の違い方が、私自身は、かつてよりももっとたいへんな事態になるとみるべきだと思います。

展望なきサミット同盟と日本経済の現状

そういうことを含めて、じつは資本主義の展望というのはそうあるわけではありません。サミットは資本主義にとっては最後の同盟だろうと思います。同盟が50年続くかどうかはわかりませんが、これ以外の同盟というのはありえないわけです。ですから、大欧州というかたちでまとまらざるを得ない、それにサミット同盟というかたちで日本ものっかっていかなければならぬという意味から、私は、資本主義が最終的な段階に突入したと特徴づけています。そういうことで国際独占資本主義という言い方をしています。日本経済の動向も、じつはそれと直接、間接につながっています。臨調「行革」以後の動きのなかで、日米同盟がますます強化されてくるという状況のなかで、構造協議をとおして日米経済一本化へ入っていくわけですが、ここに大きなポイントがあるということです。

臨調「行革」以来、国際化、情報化、高齢化という3つの面が標語的に言われました。高齢化では、消費税導入など国民負担が増大し、国際化では、日本の独占資本の海外進出が強行され、情報化では、情報産業を軸とする構造転換が推進されました。その3つの方向が、日本の独占資本を異常なまでに強くしました。とくに国際化の面では、金融資産では世界のトップにおどり出ます。ことしの『経済白書』でも、海外直接投資が急激にふえ、89年度だけで675億ドルになっていますし、89年度末の累計は2,539億ドルで、アメリカ、イギリスに次いで3位です。そろそろイギリスを追い越すだらうということです。日本の海外への直接投資は金融・不動産が圧倒的に強い。それにサービス業を加えますと6割以上ですね。製造業は150億ドルしかない。圧倒的に金融資産が強い。これは国内においても、地価狂乱を引き起こすというとんでもないことをやっているわけですが、これをどう位置づけるのか、これは非常に重大な問題なので、熊野さんからお聞きするほうがいいと思います。私は、じつはこういうところがいちばん弱い。きょう、熊野さんのほうからそのへんをお聞きするのを楽しみにしています。

もう1つは情報化問題です。高度成長期は重化学工業がトップを走り、GNPで資本主義国2位にのし上がった。いまは情報産業が強くなり、重化学工業自体が情報産業になっている。新日鉄もそうです。ですから、日本の独占資本は、金融で国際的に強くなり、国内では情報化で強くなっているのです。

それで、私が5月19日に報告したあとといふのは、ヒューストン・サミットが行われ、そして日米構造協議が具体化し、中東紛争が起つた。この動きのなかで、ますます日米同盟強化にのめり込む。憲法違反までやって、国連協

力で多国籍軍に参加するという方向が打ち出され、それをいかに違憲でない方向で調整するかというむだな努力をいろいろやっている。いずれにせよ、「国連平和協力」ということを名目にして、日米軍事同盟が国際化していくことは目に見えている。そういう方向が中東問題を軸として一挙に進むだらうと思います。日本の軍国主義化を推進した人たちにとっては、フェイセンさまさまではなかろうかと思います。

それからもう1つは、ヒューストン・サミットでは社会主義圏への接近・協力を強調しました。ECのほうはソ連・東欧が中心ですが、日本は、これを機会に中国への接近を始めています。現時点では、北朝鮮への接近が重要なテーマになっています。それからソ連との交渉です。北方四島の問題も含めてソ連への接近が重要になっております。これは、日本の今までの方向からすれば、対米従属・補強、あるいは日米一体化を前提とした太平洋経済圏の構築の一環として、さらに北朝鮮、中国、ソ連をも抱き込んでいく。日本の行き方として、改めて問題になるのは、その点だらうと思います。

産・官・軍・学協同体制プラス 「連合」

そこで、私自身も討論に参加するという意味で、ことしの『経済白書』について、ちょっと触れておきます。今までの『経済白書』と違って、だいぶ積極的な姿勢を示しています。「積極的」ということからいいますと、去年からの政府の文書の中には、「グローバリズム」ということばがあちこちに出てきます。それがことしの『経済白書』にも明確に出ています。いまだに、日本の官民一体という誤解した見方があるが、そうではない、日本のやり方も普遍性をもつてると、世界に通用するやり方であ

ることを強調している。こういうことを明記したのは、今度の『経済白書』がはじめてだと思います。

これはとんでもないことです、やはり官民一体の方向はますます強化されている。というのは、いままで政・官・財癒着で、これに学と労がつく。学というのは官庁経済学で、これは日本の近代経済学の主流です。それに同盟系労組幹部を中心として労が癒着している。そういう意味で私は、政・官・財・学・労の癒着体制といっていたわけです。これが日本の国家独占資本主義の重要な特色でした。ところが、この傾向が臨調「行革」のなかでますます強化されました。彼ら自身、産・官・学の連携ということを強調しました。事実、大学なども財界側に取り込まれたんですね。のみならず軍がこれに加わってくる。日米科学技術協力協定がそうですし、研究交流促進法では防衛庁の職員が入っている。私は産・官・軍・学協同体制といっていいだらうと思います。いまでは産・官の下にカッコをつけて軍としたのですが、産・官・軍・学協同体制が臨調「行革」のなかで確立されてきました。

そして、何よりもこれに「連合」が加わったということです。いまでは癒着体制の軸は同盟系労組幹部でした。ところが、今度は「連合」というかたちで元総評主流幹部まで加わって、とんでもない大支援部隊ができたということで、官民一体なんてどころのさわぎじゃないですね。まさに翼賛体制というのが、産・官・軍・学協同体制プラス「連合」でできてきた。その点は、全労連が今後大いに頑張っていただきないとたいへんだと思います。

「日米経済一体化」をどうみるか

米田 先ほど関先生が「日米経済の一体化」ということをおっしゃっていましたが、私も、



「日米構造協議」の中間報告を見たときに、これは一体化の方向だということをはっきり言っているのだろうかとちょっと気にはしていました。も

ちろんこれまでから貿易等々で日米の同盟強化があったわけですが、これを少し質的に違うものととらえるというのが一体化という言葉のなかにあるわけですから。そういうふうにとらえるべきなのかどうかというのを気にしていたのですが、先ほど聞いて少し安心をいたしました。

日本の経済政策 — とくに今後10年間、公共投資を中心にして制約をかけられて、しかも年に2回ないし3回サーベランスをやる。そういうふうな体制というのは、一般的には考えられないことですね。同じ国際的な同盟でも、ECの場合ですとまがりなりにも欧州議会をつくり、統合政府をどうつくっていくかということを考え、そして各国の妥協だと、あるいは一致点だと、それを探りながらやっていきますね。したがってECでは、ことがらによっては早く進まないという側面もあるわけです。

それに比べると、日米の場合には非常に急ピッチに物事が進んで、しかも日本の議会、代表機関を無視するかたちで進行しているというのは、ずいぶん異常だという気がします。

それがいったいどういう意味をもっているのか、70年代以来の戦後の世界経済の枠組みの転換に対する支配体制の一定の再編成という意味をもっているのだろうと思います。

私が、いまの時点できれいに感じていることは2つあります。1つは、こういうふうになってきたら、一国の経済構造、あるいは再生産構造というものを考えることができるのだろうかということですね。今までのよう、た

とえば日本の高度成長期だったら、重化学工業化を軸にして日本が経済を編成してきた、またアメリカの場合でいえば、パックス・アメリカーナの経済的な基盤というのは、やはり軍事を中心にした先端産業というところにあつただろうと思います。

ところで、そういう産業レベルで見ると、アメリカが日本に負けつつあると見ていいのかどうか。少なくともアメリカ再建のための中軸的な産業についてすら、自国内部だけでは勝ちえないという状況のなかで、逆に、アメリカに勝とうとしている日本を全体として取り込んで一体化していくというのがあるとすると、一国の産業構造とか再生産構造というのが議論しにくくなつたという点からも日米一体化をとらえてみる必要があるかなという気がしています。

そこで出てくるのは、おそらく 80 年代に入って、アメリカが一国として、自立できるような経済的基盤がだんだんなくなってきたといつてもいいのでしょうか。つまり貿易収支の赤字が、ごく普通に考えられるレベルを全然越えてしまって桁外れになっており、日本の貿易収支黒字が、逆にそれと対応して増大しています。

最近の 1、2 年をとてみると、貿易収支赤字の GNP 対比は縮小してきているんですが、しかし解消するのかというと、そういうことはなかなか考えられません。むしろ、そのなかで日本資本のアメリカへの進出だとかいうこともふくめて、さらに日米経済一体化が進んでいく。そうすると、国民経済というものが自立できないような、これは植民地ならいざしらず、大国で国民経済の自立ができるないような状況に対応して、まさに経済一体化と言わざるをえないような支配の再編が進んでいるのかなということを 1 つ考えています。

「日米経済一体化」の矛盾の深まりと臨調「行革」の基本的意味

もう 1 つは、この経済の一体化がもつている矛盾というものを考えていく必要があるだろうと思います。これは日本なんかでもブルジョアエコノミストもアメリカの膨大な財政赤字、あるいは貿易収支赤字等々といったようなものは、自国で対応処理をするべきものだと言っています。そういうマクロ経済的な「調整」は自国でする、それを他国に要請するのはおかしいという議論はかなり一般的にあると思うんです。

日米経済同盟、あるいは日米経済一体化をしたからといって、そこにある矛盾、そもそもアメリカ経済のなかに組み込まれた矛盾——その他にも、たとえば最近でいえば、アメリカの貯蓄銀行の倒産の危機だとか、いろんな問題があります。農業の問題もありますしね——そういう矛盾がなくなるはずはないわけで、かたちを変えてあらわれてくるでしょう。そうすると、かたちを変えてあらわれてくるというのはいったいどういうことでしょうか。

日本との関係でいえば、今度の「日米構造協議」で日本が受け入れることというのが、たとえば大店法問題であったり、あるいはこれは「構造協議」とは別のレベルですけど、農産物——とくにコメの自由化であったりというふうなところで、結局、日本の国民、直接には労働者と農民、あるいは中小零細企業者に矛盾を転嫁するかたちでこの問題を処理しようということになっているのではないでしょうか。

この点を少し 70 年代からの経緯をふりかえって考えてみたいと思います。70 年代から日本で大企業を中心に進められてきた減量経営というのは、具体的にいえば、人べらし、省力化という名前で賃金水準を抑え込み、合理化を徹

底して進めていくという路線だったと思います。臨調「行革」自体いろんな側面をもっていると思いますけれども、こうした「減量経営」の考え方を消費の場面だとか、あるいは大資本が直接に手のおよばないところまでおよばしていく。その意味でいえば、70年代以降、日本の資本主義の抱えてきた矛盾を、明確に労働者等々にシワ寄せをするかたちで処理をするというふうにふみ切ったことだ、それが臨調「行革」の基本的意味だという気がします。

これは、お聞きしたいのですが、ケインズの政策というのは、どちらかというと、資本の利益を守りながら、一面では労働者に妥協するという側面があります。たとえば完全雇用政策だと、ある程度の賃金保障というかたちで妥協するという政策だったのではないか。たとえば、アメリカのルーズベルト同盟なんか、そういう性格をもっていたのではないかという気がします。イギリスの労働党政権なんかも同様ではないでしょうか。そういう方法では資本主義体制がもう維持できない。公然と階級的な搾取強化、収奪強化によって大資本が生き残るという方策をとってきたと考えています。

日本資本主義の支配体制の再構築

そういう70年代から始まっていた減量経営、そして臨調「行革」路線を進めていたところに、アメリカからもう1つ「上から」矛盾のしわよせを要請されてきて課題が倍加されていく。日本の資本にとってみると、そのなかでどういう選択を自分が選ぶのかというのは、かなり難しいことになってきて、おそらくそれは単に経済のレベルだけではなくて、政治のレベルにまで問題が波及せざるを得ない構造をもっているのではないかという気がします。

だから、いま出てきている小選挙区制とか、

あるいは自衛隊の海外派兵という問題も、そういう関係のなかで政治的な編成を含めて日本資本主義の支配体制を再構築せざるを得ないところにきているのではないかという気がします。もちろん、日本の独占体は、そういうインパクトのなかで国際的独占の新たなレベルで再編成する。それを、どこがヘグモニーをにぎるかというたたかいに踏み出したというふうに見ていいくと思うんですね。

先ほどの三菱の例というのは非常に特徴的だという気がしていますが、僕は、そういうことはあまりわからないし、また資料がないので困るのですが、ではそのときにアメリカの独占体はそれに対してどういう対抗をしようとするのか、日本を逆に取り込もうとしているのか、あるいは日本がイニシアティブをとって国際的な編成をしうるのか、これは結局、国際的な帝国主義同盟というときに、協調してやっていけるのか、協調をもう一面で見れば、対立抗争であるのかという問題が今後問われそうだという気がします。

あと、情報化等々については省略することにしまして、『白書』が日本が普遍だというふうに言っているわけですが、私は、官民一体、政・官・財・軍・学・労については賛成なのですが、日本が普遍的だと言ったのは、構造協議のなかで出てきた修正主義（レビジョニズム）の議論がアメリカの側にありますね。それに対して、日本のシステムというのはそんなに欧米とは異質ではないですよという弁解なのかなというふうに読んでいたのです。そこをご議論いただければと思います。

金融が肥大化してひとり歩き

熊野 いまの現象というものを、いろんな人がいろんなふうにとらえていますが、こういっ

た見方の1つは、日本の金融が非常に肥大



化して独り歩きしているということです。

その中でとくに政府といいますか、財界といいますか、日本資本主義の側から

見たとらえ方は、金融が独り歩きしているといつても、その実体経済、現実資本の運動としての日本資本主義というのは“いざなぎ景気”を上回るか、上回らないかというように、大丈夫なんだというふうな見方がかなり有力であると思うんです。

問題は、そういう見方が正しいのか、あるいはそれをどう見たらいいのかという問題と、これからどうなるのだろうというところだろうと思うんです。それをいろんな角度から検討する必要があるわけですが、それをどういう構造になっているかを検討するという構造の観点からと、それからある程度時系列的な戦後の発展過程を見るという面からの両方から見られるのではないかと思います。

金融構造の観点からの日米関係

日本とアメリカの現状を考えてみると、日本は対外収支は大幅の黒字、国内の資本は過剰、財政は赤字、つまり、さっき日本経済の実態というのは健康なのであって、金融がひとり肥大化しているいろいろ問題を起こしている、ただ対米関係では心配なんだというとらえ方だらうと思うわけです。

アメリカのほうを見ると、対外収支は大幅な赤字、国内の資本は過剰な状態です。政府はもちろん大幅な赤字です。これがどうからみあっているかという問題だと思うのですが、日本の国内資本過剰というのは、成長率がずっと停

滞しているということですが、今までの時系列的な変化を見ましても、国内資本が過剰になると、絶えず輸出で回避してきたということだろうと思います。日本の代表的産業である自動車にしても、約1,300万台生産して半分は輸出するということで、つまり典型的な輸出依存だということは、国内資本の過剰というものを輸出で解決しているという構造になっているわけです。

アメリカはどうかというと、膨大な対外赤字があるわけですから、これはさっきから関先生がおっしゃっているように、ブレトンウッズ体制が崩壊して金交換を停止していても大赤字国であり、世界一の債務国であるアメリカの通貨が基軸通貨であるということで救われているわけで、これがもしそうでないのなら、これは徹底的な金融の引き締め、財政の緊縮をしなければいけないわけです。

そもそもしそういう政策をとるならば、アメリカは恐慌になる、裏をかえせば資本の過剰ということで、アメリカの現実資本の運動というものは落ち込むわけです。アメリカの現実資本の再生産が継続しているのは、本来ならばとらなくてはならない緊縮政策をとらなくてすんでいるからで、つまり、仮に金本位あるいはドルが金と交換されるということを想定すれば、とてもこれだけ放漫な金融財政政策はとりえません。

つまり、アメリカ経済と日本経済を結ぶといいうものは、結局、日本が対米貿易の黒字、つまり対米信用貸しをしている。アメリカはまたそれを払わなくていい、つまり世界貨幣金で払わなくていいということだろうと思うわけです。世界貨幣たりえないドルが、しかも基軸通貨たりえているということで、一種のフィクティシャスな世界貨幣といいますか、そういうもので解決しています。ニューヨークの銀行の預金残高の

累計の形をとります。現実にはニューヨーク残高が累計するという現象をとりませんが。かたちを変えて、Tボンド、TB、その他の金融資産、あるいは、さらにはそういうものを引き出して直接投資をするというかたちで対米資産がずっと累計していく。そういうかたちで支えているのだろうと思うんです。

日米経済金融構造の形成過程

そういう構造がどういうかたちで形成され、日本の金融にどういうかたちでいまにいたっているのかを別の面で見てみたいと思います。戦後の日本の金融を実体経済とからめて考えてみると、戦後の1940年代から50年代の初めは戦後処理の過程で、続いて金融機構が50年代の初めにできていく。そういう体制ができたあとで、50年代から60年代前半の高度成長過程というのがある。これは非常な資本が必要とする、はじめはアメリカからの外資の流入もあるわけですし、外資の借り入れ、貿易金融を受けるというかたちで乗り切っていくわけですが、そういう資本の蓄積活動の活発なときですから、当然金利が高い。これは実質金利が高いといいますか、均衡点まではおっておけば非常に高く決まるはずだという意味では、均衡金利が非常に高い時期です。

ところが、それは資本蓄積のためには非常に低く抑えています。つまり、金利を統制せざるを得ないのです。そういうことで高度成長であり、資金需要が非常に強い、だけど金利は統制するという時期だと思います。そして国際収支からとうと赤字基調の時期です。それが60年代後半以降は低成長に入り、国際収支が黒字基調に転化する。ということは、裏をかえせば、アメリカ経済が崩壊過程に入っていくわけです。とにかくベトナム戦争とケネディー・ジョンソン政権

の放漫政策を契機として、アメリカ経済が崩壊過程に入る。アメリカ経済の恒常的な赤字、これに対応して日本の恒常的な黒字基調。つまり、日本とアメリカの構造的な関係というものが現在のようなかたちでできていく。資本蓄積のテンポは低下していく。産業構造も、いわゆる重厚長大から軽薄短小に変わっていく。重厚長大産業ほど巨額の資金を食わない。それから、60年代前半までに蓄積された、あるいは形成された固定資産というものが稼動して非常に貨幣資本を遊離していくという過程に入ります。

したがって、金融というものは、それ以後、長期的には緩慢化の方向にいきます。したがって、統制から自由化へという方向に進みはじめるのです。統制がいろんなところから崩れていくわけですが、いまいったプロセスに対応するのは政府の赤字ですから、国債が発行されていく。国債が発行されていくということは、そのこと自体が日本の現実資本の運動が不活発になるということとともに、貨幣資本が遊離されていくこともあるわけです。

一方で、国債を発行されるという意味では、政府の資金需要の増大が要求されます。しかし、それに対応する資金の供給というものがなければいけないわけです。それがどこで形成されるかというと、金融機関よりもむしろ産業資本の面で資金余剰が出てくるわけです。産業資本の資金余剰というのは、日銀、大蔵の管轄下にならない資本の運動ということであって、これが債券の現先売買というかたちで活発化していく。私は、日本の金融の自由化というのは、そこから始まったというとらえ方をしています。それからずっと自由化へ、低金利へといきます。

それから73年、79年に、第1次、第2次のオイルショックがありまして、とくに第2次オイルショックのあとで、日本経済が石油価格

の暴騰で一時国際収支が赤字になるという過程で、例の総需要抑制政策その他も出てきたりしまして一時的に高金利になることがあります。これは79年、80年の時期に高金利になるわけですが、それを非常に短期間で低金利に回避しまして、とくに70年代の後半からは長期的に低金利へ移行していくわけです。そして金利は統制ができなくなり、自由化の方向へ入っていきます。

しかし、このプロセスが80年代に入って変化していきます。80年代に入ると、アメリカ経済がますます矛盾を深めていくことは申し上げるまでもないと思います。そうすると、それをめぐってブレトンズ体制崩壊……関先生は、サミット体制、パックス・アメリカーナからパックス・コンソルティスと表現なさったわけですが、それがブレトンズの崩壊、すなわち為替相場の不安定ということになってきます。為替相場の不安定ということと、フィクティシャスな世界貨幣であるドルというものをどうするかという問題がこのときから発生するわけです。

歴史的に見ましても、19世紀のイギリスの金本位、そして各国はロンドンバランス、つまりロンドンの銀行に預金を置いてそこで決済するという、国際的な決済体制ができる。これが完成するのは19世紀末だと思います。ところが、完成はしても、すでに19世紀の最後には、イギリスの貿易収支はコンスタントな赤字に転化していくわけです。したがって、完成と同時に、崩壊が始まるという過程を経ていく。それがいちばんはっきりするのが第1次大戦後だと思います。第1次大戦から第2次大戦を経由してポンドの体制が崩壊していくのです。

それを一方からいうと、ポンドによる国際決済をいかに防衛するかということになります。そのために、イギリス政府は為替管理をやるというやうないろんなことをやるわけですが、結局、

防衛しきれなくなつて崩壊していきます。そして各国でもロンドンバランスを置いていると損をしてしまいますから、結局は置いておけないということになります。金融の基礎は市中銀行の当座勘定での決済と信用創造、さらに市中銀行信用創造を支えるのは、中央銀行の対市中銀行の信用創造ですが、中央銀行の対市中銀行信用創造を制約するのは金準備です。

アメリカも、ドルが基軸通貨である限りにおいては、世界中の貿易取り引き、あるいは金融取り引きの主要な部分というのはニューヨークで決済します。ニューヨークの市中銀行の当座勘定においてすべて決済が行われるわけですが、そのニューヨーク決済を連邦準備制度が支えているということになるわけです。その連邦準備制度はニクソンの金交換停止で、もう外国からのドルの金との交換請求に応じなくてよく、したがって、アメリカはいくら赤字が出ても外国のニューヨーク残高が累積しても平気なわけです。

さて、それがだんだんと難しくなるのが80年代の課題であるわけです。そのほかいろんな経済の矛盾が出てくるのに対する1つのテーマが、レーガンの「強いアメリカ・強いドル」で、異常な自由化政策をとっていく。そしてドルを非常に高いところにもっていく。ところが、それによってアメリカの貿易収支を痛めつけるという効果をもらしますから、したがってレーガン以後、アメリカの対外貿易バランスが極端に悪化する。そのこと自体が、とにかくどっちかに動きだす要因をはらむですから、対外収支、貿易収支の赤字の増大にたえかねて動き出しながら、85年のプラザ合意以後の動きでしょう。プラザでドルの過大評価を修正する。それ以後の平衡点をどこに見つけるかというところだろうと思いますが、プラザ合意、ループル合意を

めぐるあたりから、日本、ドイツ、アメリカとの矛盾がだんだん激しくなってきます。

アメリカの高金利と日本の低金利体制と「バブル経済」の形成

そして87年ごろから、日本とドイツはインフレーションに対する警戒を非常に強めて、日銀とブンデス銀行と一緒に金融引締政策に志向するわけです。ところがそれに対して、貿易は極端な黒字、アメリカの赤字ですから、あとは資本収支の面で他国通貨売りのドル買いというかたちでドルの相場を支えていくしかない、したがって、アメリカの相対的高金利、あるいは日本とドイツとの相対的低金利体制は絶対に維持しなければ困るわけです。したがってそれ以後は、とくに日本の金融政策に対するアメリカの露骨な干渉が始まつてくるわけです。

このころから顕著になったのが土地と株の値上がりでありまして、とくに87年のブラックマンデー以後、非常に顕著になってきます。株価は、85年には1万円か1万2~3000円だったと思いますが、そのころすでに高所恐怖症といわれたわけです。ところが、87年以後、日本銀行は極端な金融緩和を余儀なくされる。公定歩合は2.5%という記録的な低金利になる。長期金利は5%位のところに長期間張りつきます。

したがって、資金は株と土地にいくということになるわけです。それまでもずっと高くなってきた株と土地の価格というのは、87年以後、大暴騰という形態をとるわけです。そういうものが転機にきたのが89年の夏以後でありまして、日銀の金融政策はそのころからはっきりした転換を見せていきます。日銀内部にも、土地価格のあまりの高騰に対する反省というものがだんだん有力になりますし、金融政策がその頃から転換してくる。そして株式は、89年年末

が最高で、そのときの東京証券取引所の第一部の時価相場が約600兆円になるわけです。ところが、それが現在反転しているわけで、もう320、30兆円でしょうか、そろそろ半分になっています。

バブルが破裂したという表現をしていいかどうかわかりませんが、極端に縮小していくわけです。しかし、土地に対する不動産担保融資というのは、都市銀行自体の融資はある程度制限されていますが、都市銀行のノンバンク融資を通じて不動産業が借りるというかたちで、量的には減っているわけではありません。しかし、これは長期のお金ですから、8.5%になっている。おそらくノンバンク経由だと10%ぐらいで倍ぐらいになっていると思います。

そのあたりからばちばち問題が出てくるわけです。つまり担保切れですね。とくに株式なんかに典型的ですが、値上がりした株を担保に入れて金を借りて、またそれで株を買う、またそれで値上がりをするという循環を繰り返すわけですが、それが下がりはじめると、今度は逆になり最後には崩壊するという過程をとるわけです。株式はだいたいそういう過程に入っています。そして土地もばちばちそういう過程に入りかけている気がする。不動産業者も資金の返済を迫られていくことになる。これが現状だろうと思います。

現在なにが問題なのか

そうすると問題は、先ほど言った歴史的な過程ですね。こここのところずっと低金利ですね。低金利、自由化が正常なんだと。本来の日本の金融の落ち着くべきところに落ち着いたんだという受けとり方をされてきたが、はたしてそうなのかという問題が投げかけられる。つまり、それは1つのサイクル間の変動にすぎないので

あって、これからの中年代は、再び反転するのではないかという問題が1つあります。

もう1つ、さらに基本的な問題としては、現実資本と違ったところで金融が肥大化していく。それがバブルを形成している。バブルは形成されるけれども、これは株価が高くなつたからといって現実資本が蓄積されたわけではない。土地も評価が高くなつてゐるだけだと。したがつて、それを縮小しても実体経済、現実資本の運動には影響を及ぼさないだろうという議論が1つあるわけです。これははたしてそうでしょうか。つまり、こういう株式と土地価格とバブルの破裂というものは、はたして現実資本の運動には影響を及ぼさないのかどうか。こういったバブルと実体経済との接点といいますか、結びつきがあるところはいったいどこなのだろうという問題があるわけです。

この2つの問題は、非常に難しいところでして、これから考えなければいけない課題でもあるのですが、1つは、ともかく非常に高金利になる。この高金利が定着するのではないか。非常に短期間で高金利が終わるのであれば、影響も消えるであろう。したがつて、バブルの極端な縮小化は回避できるかもしれない。ところが、はたしてそれがどうなるだろうかということが言えると思います。ここでアメリカ経済の矛盾はなくなるわけではなく、むしろかたちを変えていろいろ出てくるでしょう。それが必ず影響を及ぼさざるを得ないということが基本的にあるわけです。

イラク、ソ連・東欧問題と高金利 ・世界経済の動向

もう1つは、石油価格の問題です。イラクの問題などはそう簡単には片づかないと思います。さらにソ連、東欧経済の崩壊があります。関先生は、

これは本来あるべき社会主義に移行したんだというふうに評価なさつたわけですが、とにかく一度ああなると経済は崩壊せざるを得ないだろうと思います。東欧を最近調べてきた研究者に聞いても、ほぼ90%東独企業が倒産するだろうと見ていています。つまり東独は西独が全部かぶるわけです。

さて、問題なのはソ連でして、あれだけ膨大な経済で人口も桁違いに多い。問題は、人間を食わすということで、そうでなければ暴動を起こします。いわばゴルバチョフは反革命じゃないかと思うのですが、反反革命が起こる可能性が非常にあります。東独でも、こんなことなら前のほうがよかったですというふうに言っている連中が最近ふえているということです。したがつて、この連中を何とかしないといけないということです。

つまりソ連、東欧圏に膨大なモノと金をつぎ込まなければいけないということだろうと思います。すなわち、基本的なアメリカの問題、石油、ソ連、東欧と4つの問題があります。そうすると、今度は強力なブラックホールのような資金吸引力というのが発生することになります。国際的な高金利というのは相当続く可能性があるというふうに考えてもいいのではないでしょうか。そういうことになると、非常な高金利というものは、そのこと自体が資本蓄積の阻害要因ですし、各国の資本蓄積運動というのは世界経済に依存しているですから、インターナショナルファイナンスの世界の資金不足が各国経済に非常にダメージを与えることになるでしょう。

それから今度は、株式、土地というものと実体経済の関係です。戦後の日本の資本主義の蓄積の要因の1つに金融がありますが、それに対して非常に大きな力をもつたのは土地担保だったんですね。土地を担保にして金を貸す。

株価や土地の価格といふものは、いわゆるストックの価格……これは本来の価値ではなくて、ほんとうに高いと思えばいくらでも高くなりうるという、安くなると思えばいくらでも安くなりうるというフィクティシャスなものです。そういうものが担保として金融が行われて、その資金が現実資本の運動に入り込んでいく。アメリカの30年代の証券市場と土地価格の崩壊というものが実体経済に非常にダメージを与えた。これと同様の担保としての株価と土地価格の崩壊というものが、非常に大きなダメージを与える危険が出てくるだろうと思うんです。

近い将来こういう問題が大きな問題として浮上すると、それに対して当然中央銀行は資金を供給して救済活動をしなければならない。ところが、インフレーションの可能性が非常に高まっているですから金融は締めなければならぬ。インフレーション対策とバブルの破裂、あるいは破裂とまではいかなくとも、急激な縮小に対してどういう対応をしていくかという点で非常に難しいところにきているだろうということです。

編集者・関先生の報告と米田、熊野両先生の問題点の整理と指摘により、日本と世界経済の動向・フレームワークが明らかになってきましたが、問題は多岐にわたりますが、全体の制約もありますので論点をしぶって進行いただけたらと思いますが……。

関 お2人の話を聞いて、論点はだいたい3つの問題にしぶられるのではないかという気がします。熊野さんが、最後のところで中東の石油問題、アメリカとの関連の問題、東欧・ソ連の問題、と言われましたが、結局、金融的な面で接近しても、帰するところは同じ問題になるということです。米田さんから提起されたアメリカの危機の問題と、それに対応する日本の姿

勢の問題も出ていますので、私なりに自分の土俵にひきずり込んで申し訳ないのですが、お2人にご意見を承りたいということで、問題提起をさせていただきたいと思います。

『経済白書』に対する私の批判について、米田さんからも熊野さんからもご指摘がありましたが、米田さんが言わされたように、たしかに、日本は普遍的というのは、アメリカに対する批判と受け取ってかまわない、それはそれでいいのです。じつは私が、研究所での報告の最後のところで、「日米構造協議」の今後の展開がどうなるかということの焦点について、「消費者優先の米国的体質と権力癒着型の日本の本質の調整」という言い方をしています。その調整に対して『経済白書』が1つの回答を出しているんですね。この調整は構造協議そのものが示しています。たとえば、アメリカが公共投資が少なすぎる、500兆円出せと言う。日本はしぶしぶNTT、JRの25兆円を含めて455兆円で手をうった。これは、公共投資としてもっと消費者優先、国民本位の公共投資をやれ、日本はやっていないという言い方をしたときに、日本の民主勢力もそういうことを言い続けていたのに言うことを聞かなかつたが、アメリカの言うことならすぐ聞くのかと、こういうような評価が、一般の世論のなかにもあったと思いますね。これは、日本の資本主義のとんでもない体質の1つの典型です。

やはり、イギリス資本主義にせよ、アメリカ資本主義にせよ、いずれも本格的な資本主義の発展を遂げたと思います。あとは野となれ山となれという資本主義をつくったら、資本主義がつぶれるのは当たり前なんです。だから、資本主義が永続的に巨大になっていくために、ケンブリッジ学派の創始者であるマーシャルの経済学原理の基本テーマは貧困をなくせということ

でした。ケインズもそうでした。米田さんも言いましたように、労働者階級との妥協ということが軸になっていた。その余裕はいまはなくなっていますけれどね。しかし、そうだからこそ、長続きするのです。アメリカ資本主義があれだけの巨大なものになったのには、少なくとも消費者主権論が軸にあったと思います。日本の場合はない。日本がなくて、なぜここまでできているかというと、やはり対米従属だからです。ですから食糧の自給率がオリジナルカロリーで50%を割っている。しかもエネルギー自給率に至っては6%しかない。原子力は自給と言っていますが、冗談じゃないですよ、資源のウランは全部アメリカに依存していますからね。つまり、国民にとっての基本的な資源であり、物資である食糧とエネルギーの状態が、こんな国は、どこをさがしてもない。それが世界一の金融資産をつくり出していること自体、日本資本主義の重大な特質です。ですから、「日米構造協議」の行き着く先は日米経済一体化しかない、日本独占資本が生きる道というのは……。だから、『経済白書』はそういう意味で1つの回答を出しています。たしかにアメリカに対する姿勢であると同時に、消費者優先の米国的体質と権力癒着型日本の体質の調整というものに、『経済白書』といえども軸を置かざるをえなくなったということですね。

それから、アメリカはこれからどうなるのか。これは、イギリスと同じように衰退する。アメリカの矛盾を救済するためにはパックス・アメリカナをパックス・コンソルティスにもっていく以外はない。これがどうしても必要になる。ですから、かつてポンドの体制が崩れたようにドルの体制も崩れると思います。

きょう、じつは非常にいいことを学んだと思います。熊野さんのように金融の専門家じゃな

いとわからないですね。いまドルの体制というのは完全にフィクティシャスです。国際通貨危機の起った、ニクソンショックのときから以後は、フィクティシャスです。しかし、いまドルにかわるべき国際通貨というものは存在しない。日本円もダメだし、西独マルクもダメです。それでドルをいまつぶしたら、それこそ資本主義は崩壊します。つまり、ポンドが崩壊してもよかったですのは、ドルが強かったからです。ところが、いまアメリカは世界最大の債務国ですが、ブラジルもメキシコも、その多くの発展途上国がアメリカの借金で食っています。ドルが崩壊したら、こういう国の経済は崩壊してしまいます。したがって、どうしてもドルを基軸通貨として守らざるをえないというのが現実の姿だと思います。だから、日本がなぜ金融資産で世界のトップになって、アメリカに50%近い投資をしているかというと、これは徹底的にドルを守らざるをえない、日本の体制を守るためにも。といって、日本の円がドルにかわるだけの力はない。だから、ドルにかわるべき力をどうやってつくるのかというのが、サミット体制だと思います。

最後に熊野さんが言われた点が根本問題として出てきます。バブル経済の崩壊ですね。バブル経済が崩壊していく過程のなかで、高金利に転化していかなければならない。高金利で、短期ならいいけれど、長期の場合だったら、アメリカまで救済することができにくい状況ができます。これはドイツはなおそうです。つまり、東独の赤字体制を引き受けるわけですから。私は、ドイツの場合にはインフレになるのではないかとみていましたが、あれはインフレになる前に切り捨てですね。吸収合併による切り捨てです。

やはり、EC統合が今後の資本主義の展望にとっては非常に大きな要因になるのではないで

しょうか。日本の場合には、日米経済の一体化がどうなっていくかですね。そしてもう一言いわせていただければ、日本の力でアメリカ経済を救済することはできません。やはりバブル経済でしか日本はアメリカには対応できない。つまり資源はないし、情報産業しかいまの日本にはない。そんなことでアメリカを救えるわけがない。ですから、円で必死になってバックアップしていくが、EC統合とのつながりはどうなっていくかというところに今後の問題があるのではないかと思います。ただし、先ほど米田さんが、日米関係についての矛盾の問題を提起されました。これは原則的にはレーニンが言った不均等発展の問題ですね。これはいまでもそうだったのですが、これからはますますその問題が先鋭化してくるのではなかろうかと思います。だから、これは今後のわれわれの重要な研究テーマになるということです。

それで、中東の石油問題について皆さん異論はなかろうと思います。東欧とソ連について私の評価というのは、一般的の評価とは違うというふうに熊野さんが言われましたが、それは自覚しています。自覚した上であえて言っているんです。いわゆるソ連型社会主義は破綻するとみなしていた左翼のグループが一橋にいたわけで、私もそのひとりです。市場社会主義の立場に立っていましたからね。したがって、本格的な社会主義になったという評価です。今までのあんなソ連型社会主義が破綻したからいいというわけではないのですけれど、これから社会主義の問題が本格化するということです。西独が東独を吸収合併したときに、全部切り捨てでしょう。いま180万くらい失業者が出てるわけでしょう。あの産業が8割か9割つぶれると思いますが、そうすると、ゼロからやり直す以外はない。市場を前提として、出発点から社会主義を

やり直さなければならない。東欧はみんなそうじゃないですか。

何か銀行がだいぶベルリンに入っています。東京銀行、三菱、三和、住友、さらに太陽神戸三井まで入っていますね。あそこでまたバブル経済でもやるのかなと思いますが……。

熊野 ブンデスバンクもいまフランクフルトにあります、ベルリンにもっていくとか……。

閔 ハンガリーにも入っていますよ。

熊野 だから、そのあたりにとりあえず出しておこうというのがあると思うんです。東独の企業は切り捨てとおしゃったけれども、私もその点は同意見で、東独の企業というのは使いものにならないからつぶすと、結局、残るのは労働者だけですから、失業をどうやって救済するかと。そのかたちでいった場合、どのくらいのお金がいるかというんで、私は最終的に、金融にも大きなシワがよるはずだということを言ったわけなんです。

ソ連の場合は、移行の過程で……。そういう意味では、ソ連より中国のほうがずっとマシにやっていますね。

閔 マシというより、経済特別区をつくっている。

熊野 特別区をつくるとか、農村はある程度自由化されて、もう現行でもいいやというかたちでやっていく。その点は、僕も一部の人たちに申し上げているんですが、私的所有の問題と社会主義の問題が問われているわけです。直接ソ連型の計画経済というのは生産と消費を結びつけるのに貨幣を使ってやるわけですがそこで失敗している。社会主義の本質を問い合わせていくという作業と、それから、ああいう間違った方向にいったソ連の経済をどうやってソフトランディングさせるという問題ですが、ああなたならソフトランディングは無理でも、いっぺ

んとことんネップのようなかつぎ屋までいかざるをえないんじゃないでしょうか。

閔 私も同じですよ。ネップに逆戻りですよ。どこからやるのかといったら、レーニンの言った国家資本主義からやりなさいということです。

熊野 ただそうなると、今度はとてつもない失業が出来ますから、そうするとおそらく社会不安、暴動という可能性があるから、それを防ぐためには膨大な金をつぎ込まざるをえないはずです。

閔 ですから、資本主義の側がそれをやりますか、やらないでしょう。

熊野 ある程度、できるか、できないかは別として、必死になって金をつぎ込むんじゃないでしょうかね。

閔 そこまでやってくれますかね。

米田 そのところはあまり認識が違ってなくて、長期的に見たときに今までの社会主义はダメなんで、新たに編成替えをするプロセスなんだと。ただそのときには、ちょうど戦争が終わったときの日本だと、西ドイツだと、ああいうヤミとかつぎ屋の経済を1回通らないとダメだと。

そのときに、たとえばマーシャルプランといったようなものをやるだけの力をいまのアメリカや何かが持っているのか、あのときはやったわけですね。そういう大マーシャルプランをソビエト、東欧に対してやるのか、それともやる力はもうないというのか、そこらへんのところじゃないですか。

閔 そういう意味では、アメリカには力がないと思います。

米田 僕もそんな感じがするんですがね。

閔 そうすると問題は、EC統合になっていくでしょう。あのなかに徐々にどのくらい吸収されていくのでしょうか。

米田 ただピッチは崩壊というか、ヤミ経済になるほうが早いわけですよ。ECのほうがテンボがおしいんじゃないかという気がします。

熊野 いま、すでに相当のヤミ経済がソ連にはあると思うんです。だからポーランドなんかで問題になっているのは、崩壊過程で膨大なヤミ経済ができる、そこの通貨はドルが通用していくヤミ経済で動いていたと。だから、それなりに人間が食えていたから、わりあい移行できる。ソ連をそういう点で僕は知りませんから。ソ連におけるヤミ経済のウエイトがどれくらいあるのか、それで食えているというのだったらね。

閔 私も、いまのソビエトの実態がどうなっているのかはわかりません。ゴルバチョフもわからないんじゃないかなと思う。

熊野 彼がいちばんわからないんじゃないですか。

閔 ポーランドは、ポーランド経済が崩壊していた時期に行っているんですよ。私が行ったのは1969年だけれど、もうそのときにポーランド経済は崩壊していました。ですから、売春婦はいるし、浮浪者はいるし、たいへんな状態でした。ただその当時交流したポーランドやハンガリーの学者は、ほとんどが市場社会主义の立場にたっていました。そのあとですからね、グダニスクでワレサの連帯が成立するのはですから、70年代のポーランドは完全な崩壊状態で、ヤミ経済どころのさわぎじゃない。公然とドルですからね。

熊野 それで大量の餓死者が出ていなかったというのは、ある程度アングラ経済なりに動いていたわけでしょう。

閔 それはソ連型の体制をとらなかったからです。個人農が8割、ですから、日本の戦前みたいなもので、食えなくなったら農村に行っ

て食っていたという状態です。

熊野 その問題のほかに、さっき先生がサミット体制とおっしゃった問題があります。この金融学会で報告させられたんですが、アメリカにとって都合のよいいちばん極端な解決策は、日本銀行と連邦準備制度が合併して統一の通貨にしてしまえばいい、国際収支という問題をなくしてしまえばいいんだと言ったんです。そうなる可能性がゼロとは言えないんじゃないかなと思います。

だから、ヨーロッパで統合が進んでいますが、これは非常に注目しなければいけません。あと、日本とアメリカがどうするかですが、ただ日本は、中国、東南アジアが世界経済のなかで非常に比重が大きくなりつつあるし、たとえばアメリカだって大きな経済圏をねらってくるだろうし、しかし、日本と東南アジア、あるいは中国という第三の道もなくもないんじゃないだろうかと思うんですね。

関 それのほうが可能性があるんじゃないですか。

熊野 アメリカを抱えこまないほうがいい。むしろ僕は、資本主義でもこの方向を好む可能性があるんじゃないかなと思うのですが。

関 ですから、日本の弱さの側面をほかの国が補強してくれればね。たとえば、いまコメの自由化が問題になっているでしょう。ところが、いまいちばん、コメの輸出量の多いのはタイです。アメリカなんか問題にならない。だから、自由化したときに日本の場合はタイの安いコメを買えばいい、あるいは中国のコメを買えばいい、これは考えていると思いますよ、日本の支配層は。

だから、アメリカを救わざるをえない事態はしばらく続きますよ、サミットのなかで。しかし、日本が資本主義として生きる道はやはり東

南アジアしかないと思うんですね。熊野さんも実業界にいらしたから、そういうところは見ているだろけれども、われわれ素人が見てもそうですよ。だから、そっちの道のほうが可能性があるんじゃないですか。

熊野 ただ、今までの現状と形成過程では、とにかく日本がお金をこれだけ蓄積できたのは、アメリカに輸出して資本をとにかく稼動させて利潤を上げたから蓄積されたわけで、だからそれは対米経済依存のうえに過剰資本が形成され、それを輸出というかたちで逃げて価値を実現させ、それを貨幣というかたちで遊離させて、それをしかも貸しているということです。そういう点は、すべてがともかく日本とアメリカという関係で形成されて現状があるわけですから、日本とアメリカとは離れられないんだというふうに言うわけですが、それは離れられないのか、離れられるのかという問題もあると思うんです。

関 私は、その問題が不均等発展の問題だと思います。きょう、お聞きしたいのは、いちばん最後に熊野さんが言われたことで、バブル経済の崩壊と実体経済の関係です。これがいちばん重大な問題だと思います。私は、やはり高金利時代に入っていくと思うし、短期的には済まないで、長期的になると思います。そうすると、アメリカとの間の矛盾が激化しますね。そのときに日本の独占は自力で生きていかなければなりませんから、東南アジアなどとのつながりで生きる道を探さなければならないでしょう。そういう事態が90年代のある時期から起ころうと思います。それはやはり見通しておいたほうがいいと思いますね。つまり私は、国際独占資本主義の方向ですけれども、日本がそれにどうからむかということではさまざまな問題があると思います。先ほど米田さんがそういう問題を提起されたから、米田さんに、それを追跡

してもらいたいですが。

米田 熊野先生が、戦後ずっと対米関係を中心にやってきたとおっしゃいましたけれども、逆にいえば、戦前の日本は大陸との関係でやってきたわけで、その道が断ち切られて、戦後対米というかたちになったわけですからね。そういう視点をもっている日本の独占資本家がいないとは思わないんですよ。

ただ、今までのパックス・アメリカーナというときに、経済の問題もそうですが、もう一方でいえば、冷戦のなかで軍事的な問題があつたでしょう。軍事的な問題が今度変わってくるとね……。

関 アメリカも多国籍軍につっこまざるをえないでしょう。アメリカの力はないんですから。

米田 アメリカ自身がいかに出しても、よそから資金をもらってしか動かせないという状況になってくると、軍事的な問題でも、場合によって意外な展開がありうるかもしれない。

関 意外な展開といっても、国連中心でしょうね。多国籍軍から国連軍になってソ連が入り込んできたら始末が悪いね。とりわけ中東問題が深刻化した場合は……。

米田 経済だけじゃない、政治、あるいは軍事の問題を含めて再編ということがありうるとすると、いまのお話はかなりリアルになる。そこまでは日本の財界主流としては対米のほうにいくだろなという気がしますね。もうワンステップかツーステップ必要じゃないかという気がしているんです。ちょっと慎重論ですが。

今度のイラク問題とアメリカを中心とした多国籍軍の中東展開とかかわって、自民党と政府が『平和協力隊』という名称で自衛隊の海外派兵を積極的に押し進めようとしている。これはいうまでもなく戦後の憲法体制の根幹を変えようということですが、僅か1カ月くらいでこう

した動きが表面化するというのはどういうことでしょうか。もちろんブッシュ大統領とアメリカ政府の要請を受けているが、同時にそれをチャンスに積極的に海外派兵を公認させようとする意図も働いています。

対米従属の中で、同時に「経済大国」の政治的コストというか（これは例の40億ドルも含めてですが）、それを支払うことで国際的地位を高めようという判断があると思います。ところが中東の情勢でいえば、アメリカ政府の方が実は軍事的作戦に踏み切る要因は強いわけです、国内的にみても。しかし一端戦闘となると、簡単には収まらない。そうなった時に仮にイヤダと言ったとしても戦闘に自衛隊が捲き込まれざるをえない。どうしてそんな危険な、しかも戦争に荷担するような方向に踏み切るのか。国際政治を自立的に判断する能力もまだ充分ではないという気がしますね。

そういう構造的な問題と、もう1つは、さっきのバブルの破裂と実体経済の問題というときに、循環論的な問題も先ほど出されていたと思うんですよ。

関 循環論的でいいんですけど、この循環の影響というのは重大ですよ。『経済白書』は実体はしっかりしているから大丈夫などとまらないことを言っているけれども、冗談じゃない。いまだって地価高騰などでとんでもないことになっている。『経済白書』でいう単なる分配の見直しの程度じゃ済まないですよ。だから、低金利でずっときてるのが高金利になって、これが続かないということはないと思いますね。これは、キチンの波動なんでもない、もつと長いです。

熊野 金利なんかの長期的な動きを見ていますと、ここで大きなクロスを描くのかなという……、それが「かな？」というところでしてね。

僕らはそれで議論をするわけですけどね。それが産業だとか貿易だとか、そういう面から見てどうだろうと。

米田 長期的になるのだとすれば、たとえば中南米だってたいへんな問題になる。そういう意味でいうと、高金利が仮に定着したら、それは単に循環だけじゃなくて、構造的な問題を含むような問題になりますよね。その局面をどう読むかが問題になる。

関 とにかく低開発地域というのはたいへんですね。ますます格差が拡大してくる。

米田 ある意味でいうと、これまでのアメリカの状態が続いてきたから、アジアNIESだとか、アセアンだとかはもっていた面があるわけですからね。

関 全部手を引いてくるわけでしょう。そうすると、日本が出す以外にないわけだけれどね。

熊野 中南米なんか、もう1回円が高くなつて非常に高金利になると、一段と大きなスケールでどうするかという問題が起こる。それから、東南アジアのほうは両面あると思いますが、1つは、アセアンというのも対米輸出依存型というのが相当ありますから、アメリカが買ってくれなくなると困る。

ただその場合に、図式的にいえば、じゃ日本が金を貸し、資本も出し、大いに日本が輸入してあげましょうというふうにうまくいくのかどうかという問題があるわけです。

関 しかし、だんだんそうなってくるんじゃないですか。インドネシアやタイ、ミャンマーあたりは食っていかなければいけないですから、アメリカだろうと、日本だろうと手を結ぶでしょう。

編集部 日本と国際経済にとって重要な2つの論点について論議いただきましたが、さらにそれが生活、労働運動とどうかみあってくるか

という視点から深めていただけたらと思いますが……。例えば、バブルの崩壊は現実経済に影響を与えるということですか。

米田 おそらくそうだと思います。

関 現実にいまも与えていますからね。東京に住宅を買えないから、近県はものすごい開発ブームですね。これに高金利が加わってご覧なさい。

米田 87年のブラックマンデーなんかのときには、たとえば債券価格が低落して瞬間に高金利になったわけですが、すぐ回復したんですね。だからカバーしていたんだと思うんですよ。それが、いまのところでは実態的にも高金利が出てきて、日本でも公定歩合が上がっちゃって、アメリカはもう景気減速だから低金利にしなければならないはずなんだけれども、できないということでしょう。

関 やつたら完全に崩壊ですね。

米田 板ばさみになっているのです。その状況のなかでバブルが崩壊することになると、これは単純に87年の再来ということにはいかない。景気循環の局面が違うものだから、高金利化が長期的になる。循環の面から見てもそういうことがあります。循環の面にそういう問題が出てくることが、逆に、80年代をとおしてわりと低金利のもとでやってきた構造自体を壊していく可能性をもっているということが言えると思います。

編集部 東独の切り捨てと言われましたが、その場合、質のいい労働者が西のほうに行くということはありませんか。単純労働者は残らざるをえないけれども。

関 極端なことを言ったら、東独の企業は全部オミットですよ。新しく西独が企業をつくる。あるいはそこの労働者を低賃金で雇う。そういう体制でしかありません。

米田 今度、ドイツが一体になりましたら、

日本のなかで、たとえば東北地方からひっぱり出してきて東京で働くのと同じことですかね。その意味でいえば、国で切ったわけじゃないから問題は、地域間アンバランスの問題になります。

編集部 それと同じことが、たとえば熊野先生が指摘された「ブラックホール」と言われたようなソビエトなどで、より強くあらわれるということになる……。

米田 ソビエトのなかで西ドイツみたいなところがあつて、そこがほかのところを支えるというのならいいわけですが、ドイツの場合には、東ドイツよりも大きな西ドイツがあったわけですね。ところが、ソビエトはないわけだから、はどうするんだと。

関 中国の場合にはそれが経済特別区ですよ。ソ連もいまやろうとしているでしょう。

編集部 一国でなかなか経済がなりたちにくくなつて「国际独占資本主義」といわれる状況になってくる。その場合でも、人民の国家意識みたいなものは残るでしょう。つまり経済に与える国家・民族意識というものはどうみるのですか。

関 そこがこれからの不均等発展の大矛盾になつてくるわけです。しかし、いまの独占資本から見れば、ものすごい過剰資本を抱えて巨大になっていますから、一国のワクのなかでの経済というのは成り立たない。国境を取り払って大きくしないと、独占資本はもたない。つまり、国民から消費税を収奪するのもそうです。たとえば100兆円だったら10兆円の利潤でよかつた。これが1,000兆円の規模になつたら、100兆円の利潤がないともたない。100兆円のものをつくるために、いろんなもので取らなければならない。これが、2,000兆円だ、5,000兆円だなんてなつたら、世界中から搾

取・収奪しなかつたら、この規模はもたない。だから、どうしても国際化せざるを得ないわけです。

米田 資本の側から見ると、つまり国家は邪魔になったと、はっきり言って。では人民の側から見て、あるいはそこに住んでいる住民の側から見てどうなるのかという問題があるわけです。

先ほど、ECと日米関係を対比したのは、ECの場合にはまがりなりにも代表機関をつくり、一応EC政府らしきものをつくり、ドロール委員長がいてやろうとしているわけです。一応代表機関、あるいは各国の議会を通らないものはやれない。だから、たとえば税金でもなかなか調整できないけどやろうとか、いろいろスッタモンダしている。ところが、日本とアメリカの場合はそういう代表機関ぬきでやってしまうわけでしょう。それだけ資本のスピードが早いわけだけれども、それが逆の国家なり、国家を支えている国家意識の側からの反撃というのは当然考えられる。こういう構造になっている。

編集部 こういう問題はありますかね。賃金の問題で為替レートでアメリカ並になった。アメリカを追い越したといふけれども、実際に国民は動けないものだから、為替レートはほとんど反映しないで賃金は低いままになっていますね。

米田 結局は、労働者とか国民がどこまで我慢するのかということです。みんなが我慢してやられてもしょうがないんだ、ああそうですかと言つていれば、そのままどんどん進んでしまう。

編集部 国家意識と言つたなかにはもう1つ関連して、先ほど中国を含む東南アジアの問題が出ましたが、自民党の金丸氏が北朝鮮に出かけていって「贖罪」「償い」をしなければいか

んと発言しましたが、もうけのために金を出すのかもしれないけれども、悪いことをしたから「金」を払うということについては、何となくわかるんですね。中国に対してもそう、フィリピンにもそう、ベトナムのあたりもそうですね。第2次世界大戦に日本軍国主義が果たした役割に対する反省が国民のなかにあると思うんです。それを資本の側がどう使うかは別として、おそらくそういうものにのっかって進出していって利益を上げていくということに現になっているしこれから加速するのかなという気がちょっとしたんですよ。アメリカに40億ドル渡すよりも、北朝鮮に行って話すほうが政策の流れからしてもおそらく金丸氏も気分的に楽なんじゃないですか、「申し訳ありません」と言って。

もう1つは、ドルがあんなに弱くなっているのに基軸通貨たりうる理由として、ニューヨーク決済を使ってできなければ決済できないという仕組みになっているところが壊れない限り、基軸通貨であろうということですね。ということは、本来壊れるべきニューヨーク決済が、ロンドンは壊れているんだけれども、みんなでもたせているということでしょう。

閔 アメリカは、どうぞつぶしてかまいませんよと威張っているわけです。

編集部 減価しているドルを一生懸命買い取っているわけでしょう。

閔 だから、大赤字をつくればつくるほど、アメリカをつぶすわけにはいかないのです。

米田 それこそ、どこかの銀行がある非常に悪い企業に金を貸して、少々なら引き上げてしまえばいいけれども、身も心も一緒になってしまったものだから、もう投資をしないと自分もつぶれてしまう。銀行もしょうがないから貸している。そんな状態ですよ。

編集部 うんと借金すれば絶対につぶれない

と。

閔 資本主義世界全部がおんぶにだっこだつたのだから。

編集部 これに、やっぱりイラクのほうの状況が影響してくるのでしょうか。ここにある雑誌では、財界エコノミストが原油価格の高騰によってアメリカ経済の受けるダメージは非常に大きいと力説していますが……。

閔 それは石油だけの問題ですから、世界を震驚するほど大きな経済問題にはならないと思います。日本の支配層にとっては、40億ドルの支援で石油体制にどう対応するかという問題以上の問題は経済体制の上では生じないと思います。

ただ、アメリカ独占資本とアラブ民族主義の闘争というのは、単にフセインだけの問題ではありません。だから、これはポスト・ベトナムの、アメリカの独占資本なり、イギリスの独占資本・石油資本を中心とした体制が崩壊する前兆であるというふうに位置づけられるでしょう。結局、問題は石油ですからね。もとより、もうけるところは出てくるんじゃないですか。ころんでもただでは起きない連中にはね。ソ連なんかがシベリア開発を大いにやってくれなんてことになってくると……。

熊野 アメリカは非常に助かりますね。石油価格が上昇したら。いまスポットで40ドルと言っていますが、そんなにならなくて20ドルの後半にいっても、アメリカの湾岸テキサスからあのあたりの油が一齊に息をふきかえしますからね。だから、コンスタントな取り引きはとてもそんなにはいきませんが、一齊に息をふきかえす。あるいはレーガンの考え方で自由化を進めていくと、金利を統制しているときには、取り入れる預金の金利も低いからコストが安いわけですが、自由競争で預金をひっぱって

こようとなると、競争で預金金利を高くして取りあさりますからコストが高くなります。

そういう意味で、第1次的に経営難が起こったわけですね。経営が苦しいから、何か別の商売をやらせろと。それまで貯蓄金融機関というのは、各国ともイギリスから始まって、フランスのケス・ドウ・エパルニュとか、ドイツのシュバールカッセとかあるけれども、これは本来零細所得者、貧民階級のためのものという思想があるんです。したがって、各国とも業務には厳重な制約をおいているんです。かたいものにしか事業をするなど、やたらに貸付をしてはいけないというのが必ずあるんです。だからアメリカもそうだったんですよ。レーガンは、片一方では市場原理万能論者が理屈を言ってけしかけたというのもありますが、具体的には自由競争をやつたら取り入れる金利が高くなつてたまらんと。じゃあもっと自由に商売をしていいよと。それで貸したのが石油と不動産屋に貸したんですよ。

そうすると、両方とも大不況になって全部つぶれたんです。そうすると、アメリカ中の貯蓄金融機関がほとんど経営が危なくなるわけですね。だから、アメリカを動かしているいろんな要素の1つは、石油と不動産不況、それに金を貸しこんだ金融機関がつぶれる。ところが、石油が上がると、一斉に息をふきかえすという面が出てきますね。だからアメリカとしては、戦争を適当にやって、石油もあまり極端に上がるのも困るし、暴落して元の木阿彌になつても困つても困ると。そういうことで、何かうまい手はないかなという虫のいいことを考えているんじゃないですかね。

編集部 アメリカの場合は石油があるから多少はいいけれども、たとえば日本の場合は株があれだけ落ちますでしょう。俗にいう銀行の8

%自己資本率にひっかかるという話になりかねないことが起きてくるでしょう。

熊野 現在、起きています。

編集部 アメリカに出てる銀行が多いですからね、日本がひどく貧乏クジを引くんじやないでしょか。

関 貧乏クジといえば、ショッちゅう日本は貧乏クジを引いていますよ。ドル安のなかでかいこんでね、だからバブル経済なんです。アメリカがつぶれていちばん困るのは日本ですからね。ECのほうはまだいいですよ、アメリカがつぶれても。

編集部 きょうの『日経』を見ていたら、アメリカ議会で法律をつくって自己資本率8%を割ったら勧告して、その次に悪くなつたら経営者の首を切り替えて、その次に悪くなつたら接收しちゃうのかな、猛烈に強引ですね。

関 石油資本とアラブ諸国との関連だけれども、クウェートはすごく石油が出ますから、イラクに押さえられたらその実害はものすごく大きいですよ。テキサスの石油会社はボロもうけするだらうけれどね。石油資本は湾岸諸国の王様のおかげで助かっているんじゃないですか。あれがくずれたら日本も困りますが、なによりも石油資本が打撃をうけます。

熊野 あのあたりは、第1次大戦以後ずっとそうですね。あのあたりの軍事外交というのは、全部その背後に石油資本がある。アメリカ外交も常にアメリカの石油会社が動かしているんだといわれています。8割は当たっていると思いますがね。全部が全部そうかはわかりませんけど。

米田 僕、関さんの言われたことは全部賛成なんで、フセインは話にも何にもならんけれども、あれをきっかけにしてアラブ民族主義を刺激した。もう1つは、王政反対を刺激した。王

政のところは、いわゆる穏健諸国でアメリカとの関係が非常に強いところでしょう。あの2つに火をつけたというのは、客観点には「貢献」だという評価をするんですよ。

関 そうです。何より、バーレビ体制がくずれたでしょう。今度はフセインでクウェート王政がつぶれれば、これはドミノ現象です。1つずついきますよ。最終的には、民族主義に火をつけたということは、私は相当の力をもつと思います。資本主義は限界にきているから、何とかしないことには国民も人類ももたない、私は、それを強調しているのです。

編集部 もちろん基本的にはそうですが、昨日の『日経』で日経ダウが2万3,000円ですが、いわゆるブラックマンデー以来の始めての暴落だと騒いでいますが、そのへんの評価と、それから「どうなんだい、この景気は」というあたりをお話しいただけるとありがたいのですが。

関 だから、さっきからたいへんだ、たいへんだといっているのです。一般には、『経済白書』をはじめとして大したことではないという。石油危機についても前の2回に比べれば大したことないと言っていますが、そんな問題じゃないですよ。これは、単にフセインだけの問題ではありません。

熊野 そういう意味で、起こるべくして起ったと。とにかく80年代にだんだん変わってきて、プラザ合意が85年だから、80年代半ば頃でもっと早く変化が起ってもよかったです、それがおそくなっただけ、ソ連、東欧がより激しいかたちで崩壊した。それからイラク問題も起ってきました。それから日本とドイツですが、日本はとくに87年以後、経済を縮めようと思っていたのに逆に緩めちゃったというかたちで余計にひどくなったということは言え

るでしょうね。もう少しそんできれば破裂の仕方も小さかったんだけど、余計膨らましたものだから破裂の影響はより大きくなつたということでしょうね。

関 もう一言お聞きしたいのは、来年の予算です。7.4%ふやせということで、71兆円でしょう。だから矛盾の上に矛盾を積み重ねて、まさにたいへんです。455兆円、40億ドル、71兆円の予算、どうやってこれをつかっていくのか。何を考えているんですか、自民党をつぶさなければ、国民はとことん収奪されますよ、はっきり言って。

米田 とくに異論を唱えることがないんで黙っていたのですが、結局、いろんなことが目に見えることになってきます。いまでは、ことしの『白書』みたいにうまくいっていて……みたいな話ですね。

それを実際にどれだけの力にできるのかということですね。何とかしなければならんという、僕たちはそういうふうに言うしかないわけだけど……。

すでにアメリカで始まっているこうした景気の転換が、おそらく今年から来年にかけて日本にもハッキリと現れてきます。金融の面で起こっているバブルの崩壊が、実態経済に無関係どころか、不況への転換の中で深刻な影響を引き起こすことさえ予想されます。もちろん中期的に見れば、日本の中軸的な産業で起こっている設備投資意欲は技術革新に対応しようとするものだけに力強いものがありますが、実質金利の上昇が比較的長く続くとすると、その影響の方が大きいのです。

しかも現在進行している円高（というよりドルの独歩安）は、アメリカの財政赤字拡大が大幅なものとなる見通しの中で、対米投資の為替差損を大きくします。つまりアメリカの政策の

ツケマワシが日本に来るわけで、この負担をだれがどのような形で背負うのか、という問題が、これまで2～3年のような好況の時でなく、不況の中で迫られることになります。

これまでの日本政府と財界の政策の延長上で考えれば、いまでもなくこうした負担は、国民、特に労働者の肩に背負わせることになります。その形が、インフレになるのか、不況の中での「合理化」・首切りを中心としたものになるのか、それとも消費税の増徴とか社会保障の切り捨てのような、財政を通じたものになるのか、その形はまだ分かりませんが、かなりはっきりと、生活水準とか、財布の中身に響いてくる状況が出てくると思いますね。全体として、今までの80年代の半ば以降の日本経済みたいに“上出来論”とか、“いざなぎ”以来なんてことを言える時代はちょっと……。

熊野 すぎたというか、それまでがおかしかった。バブルとか、つまりお金が余った、余ったと言っていたわけでしょう。お金が余っているから株も高い、土地も高いと。ところが、現在日本銀行の信用供与残高というのは空前の規模に達しているわけですからね。つまり日銀がジャブジャブに銀行にお金を貸して、それで信用創造をしなさいと。銀行は、準備預金をうんと膨ましてくれるものだから、銀行は、それじゃよそに負けてはならじと思って貸出競争をするわけですね。企業に行って「金を借りてくれ」と、「買うものはない」と、「ないんだったら土地を買いなさい、そうでなければ株を買いなさい」と。これが土地と株が高くなつた原因なんですから。

だから、元凶は日銀なん……。でも日銀も同情すべき点がある。元凶はアメリカなんです。アメリカが日銀に圧力を加えて、日銀はもっとイージー・マニー・ポリシー……金融緩和政策

をとるべきであると。財務長官と連邦準備制度がそういってきたものだから、日銀は嫌々金融緩和をして、とにかく金融資本の金利を下げるというのは、日銀が短資会社を通じて都市銀行にお金を貸すということなんです。

だから、バブルという言葉は株と土地の値段が上がったことだといっていますが、ほんとうはその背後に日銀が都市銀行に金を貸すことがあるわけです。無から有を生じるわけですから。そして日銀から借りたお金を元にして都市銀行は企業にお金を貸すわけですね。信用創造というのは、無から有を生じるわけですから。無から有を生じたお金で株と土地を買うということだから、そういう意味で、日銀が無から有をつくり出したという意味と、それをベースにして株と土地がいやに上がつてしまつたという意味でバブルなんです。保険会社なんて金が余りますからアメリカに貸しますね。これは国際収支の黒字だからといふんじゃなくて、国際収支の黒字をはるかに超した金をアメリカに貸しているんですからね。むしろ足りないんですよ。

貿易収支の黒字分をはるかに上回る資本収支の赤字、つまりアメリカから貿易で稼いだお金より、はるかに多額のお金でアメリカに貸しているんですよ。いわばアメリカは道楽者ですから、道楽者でお金を乱費しているやつに貸しちゃっているわけでしょう。これが確実に取れるかどうかが、もう1つのバブルです。

最終的にブラジルは大統領が堂々と「払えません」という宣言をしたわけですが、ブッシュ大統領がそういう宣言をするかどうかまで追い詰められるかどうかわかりませんけれども、ほつといたらドル安になりますね。ドル安になったら、アメリカの債券を買った、さあ満期になった、今度ドルを売つて円にしま

しょうというときに、10億ドル—1,500億円アメリカに貸したつもりでいると、そのときにドル平価は100円になってしまったら、1,500億円貸したつもりが1,000億円しか戻ってこない。そういうたいへんわかりのいいかたちで、1,500億円貸したつもりがバブルだったかと。そういう意味で、アメリカに貸しているお金もバブルかもしれませんよ。たいへんな金額を道楽者に貸してしまったということですね。円で貸してあるからいいんですよ。円で貸しているなら、それに利子をつけて戻ってきますけれども、ドルで貸しているんだから。

編集部 鼎談を聞いて勉強させていただきました。結局「クウェート」・「石油」のことを契機に利用して自衛隊を海外派兵しようということが急速に浮かび上がってき、改悪・立法化が急速に進んでいます。片方で、景気のほうだって資本主義がうまく回っているかといったらとんでもないこともありますし、それから国民生活全体を見ても、増税要因として

公共投資（10年間430兆円）だとか40億ドル（アメリカを中心とする多国籍軍に対する協力資金）というのが出ているわけですね。当然、国債を発行しなければならないという話でしょう。財政「節約」で、国家公務員の賃金もとんじゅうということが言われているわけです。現在すでに事務的経費を中心に約7%の節約で、40億ドルに相当する分はその上にのることになりますが……。また、すでに社会保障を含むきびしい攻撃が労働者・勤労国民に対して来年度予算案のなかには用意されていることも明らかになっています。

以上を通して討論いただいたことのなかから、ことしから来年にかけて、そして長期的かつ国際的視野からして、労働運動が直面している本当に真剣にとりくむべき極めてきびしい課題が経済的・政治的背景を通して明らかになったと思います。きょうは長時間ありがとうございました。

[研究報告]

「労働者派遣事業」 「ILO(夜業)問題」

プロジェクト報告

まえがき

労働運動総合研究所は、本年1月全労連よりの委託研究「ILO(夜業)問題」（責任者・永山利和常任理事）プロジェクトおよび「労働者派遣事業」（責任者・加藤佑治常任理事）プロジェクトを発足させ研究をおこなって來たが、本年4月報告書を全労連に提出し、当面する作業を終了した。

以下に2つのプロジェクト研究報告の要約を掲載することにしたい。なお2つのプロジェクトの構成は次の通りである。

「ILO(夜業)問題」プロジェクトの構成、

永山利和常任理事、松尾邦之（早稲田大学法学部講師）、斎藤周（早稲田大学法学部研究科）および全労連国際局、調査・政策局、国民運動局、婦人局、研究所事務局。なおこれに関係産別組織から新聞労連、日本医労連、国公労連等が研究に参加した。「労働者派遣事業」プロジェクトの構成。加藤佑治常任理事、三富紀敬常任理事、長井偉訓（静岡県立短期大学助教授）、中山徹（高千穂商科短期大学講師）および全労連調査・政策局、国民運動局、研究所事務局で構成。これに全建総連、国公労連等の産別が協力した。

ILO「夜業条約」および同第89号条約 議定書に関する労働総研プロジェクト・ チーム見解(案)についての要約

永山利和

はじめに — 要約にあたって —

プロジェクトチームが対象にした夜業条約および89号条約議定書は、1990年6月ILO総会において採択された最終的文面とは異なる。プロジェクト委員会は全労連、主要単産ならびに労働総研プロジェクト委員が参加し、公

開された討論をへて、報告書がつくられた。討論は非常に活発であったし、かつ有意義であった。プロジェクト・チームが集約した見解(案)は、このプロジェクトのクライエントである全労連をはじめ多くの参加者と討論がかわされた。とくに、女子の夜業進出傾向、89号条約

適用対象の制約条件、夜業の存在自体に関する解釈などの基本的分野、さらに日本の現状を基盤にした条約の評価と国際的観点からみた問題接近のもつ多様な見地等であった。もとより、このILO条約が世界の長時間労働国を「代表」し、婦人労働者差別の強い国として定評のある国に働く日本の労働者に与える影響を無視することはできない。しかし、のことから、国際的観点から同条約を評価することの意義を軽視してよいことにはならない。この見解(案)は、これらの2つの視点をいかに統一的にとらえるかに配慮し、(1)夜業条約に関するILO基準の推移を追い、(2)今日夜業をいかに考えるかという視点を展開し、(3)新条約および89条約議定書への対応方向を取り纏めた。

1. 夜間労働に関するILO基準の推移

ILOの歴史において労働時間に関する規制、基準の設定にはいつも、難題がつきまとってきた。ILOにおける夜間労働規制は、①1919年、第1回総会における第4号条約、②1934年第41号条約、③1948年89号の採択であった。ほぼ15年周期でくり返されたこれら夜間労働規制に関する推移の特徴は、適用対象、「夜間」の定義などに関して、適用除外の拡大、「夜間」の定義の弾力化であった。

今回の89号条約については、これまでの推移が含んでいた傾向をさらに拡大していくものであった。ただし、その要因は複雑である。すなわち、同条約批准国で89号条約の廃棄がふえ、使用者、政府ばかりでなく労働団体、とくに婦人労働者からの要求としても、その改善を求める声が拡がっていた。とくに、女子の夜業禁止が工業で禁止され、他産業では許されていくことなどが、婦人労働者にたいする差別を増加するものとの見解がふえた。雇用増加につながる労働集約型企業誘致を狙った国、失業者削

減、雇用増などをはかる政策転換への障害と評価する国などが主である。

もし現行のまま事態が推移すると、1991年2月27日には、89号廃棄国がふえることが予想されるばかりでなく、89号条約の効用が疑われ、ひいてはILOの機能全体への評価を下げかねない。それより前、ILO理事会は89号条約改正を議題とするか否か、を事務局長に指示していた(1972年)、国連経済社会理事会決議も同条約改正の可否をILOにたいして検討するよう指摘していた(1974年)。1975年には、これらに関するILO事務局の報告書が作成され、1978年には三者構成諮問会議が開催され、1984年にいたると国際労働基準作業部会(理事会による設置)が「改正が適切である条約」に位置づけ、87年に理事会がこの分類を承認し、85年のILO総会は、89号条約を男女雇用機会平等の見地から女子の保護的文書の定期的再検討を決議した。こうして、今回の条約(案)が、1989年総会の議題とされ、議定書の採択による89号条約改正と全産業男女労働者を対象とする新基準採択の2つに分けた議題が決定された。

新条約案の主要論点は、①「夜間」、「夜間労働」、「夜間労働者」の3区分の登場とそれらの定義の適否、②適用範囲と適用除外、③産前・産後の婦人労働者夜業禁止、④夜間労働の取扱い、⑤労使協議規定、⑥89号条約議定書の取り扱い、などであった。

2. 夜間労働に関する基本的見解

夜間労働は、賃労働が働く者にとって生活時間の「犠牲」と意識されるのと同様、夜間労働は昼間のそれに比し、多くの不利益と表裏をなし、経済的・文化的「悪しき必要」と同居している。夜間労働は今日、一方ではその増大・拡大により、労働者に多大の負荷を課しているが、

他方では十分であることが実証されないまま一定の経済的インセンティブが与えられている。また、夜間労働は、家庭・家族責任や社会的生活など、公私にわたる生活時間のハンディをつくっていること引きかえに、週、月、年、生涯などにおける労働時間は、昼の労働に比し、短かいのが世界的傾向である。(ただし日本は例外で、夜間労働者の労働時間は、要員不足、若干の割増手当などのインセンティブで、むしろ昼間のそれより長くなることさえある)。また夜間労働の拡大は、ワークシェアリング等と異なり、資本の経営効率追求の観点、政府の雇用拡大政策などとしても取り上げられる交替・連続勤務などと結びつきやすく、かつ大資本間競争の新たな強化によって促進されている。

かくて夜間労働は、少なくとも外的には単に資本の一方的意志によって拡大されてきているだけとはいえない内容となっている。夜間労働が今日急ピッチで拡大してきている基礎的条件はつぎのとおりである。ひとつには、産業の機械化・装置化・自動化は、工業部門にとどまらず商業、金融、サービスなどにも拡がり、システム設計、プログラムなどそれ自体にも及ぶ。さらに機械・装置化を基礎にした自動化は、産業間、企業間における相互依存関係をふかめ、相対的には夜間労働の拡大をもたらしている。これらにくわえて、労働者の側にも夜間労働の受け入れを主体的に行っていく傾向が強まっている点も否定できない。その内容は、夜間勤務は短時間化傾向をもっているうえ、それが労働者技能の陳腐化を防ぐことにもなり、かつまた所得においても、当面のより高い所得機会に引きつけられていく可能性がふえる。また婦人労働者もとくに、短時間、高所得をのぞむ傾向があり、夜間労働への進出をさえ望む声がある(とくに北欧やオランダなど)。また、雇用

拡大、失業者の圧縮を果たそうとする政策当局も労働者などの要求やもともと操業時間延長を目指している経営者と一体になって、政策的に推進されてきたことなども背景となっている。

以上のことから、従来、婦人と工業という限られたジャンルを規制対象にしてきた89号条約は、労働時間にかんする立法時の条件とはかなり違った状況に直面してしまった。すなわち、労働者が求める生活の質に相応しい保護規定の設置、男子や非工業分野など非規制領域への規制の拡大、夜間労働に関する労働条件や生活環境整備、国際的にみた労働基準におけるインバランスの上方修正をめざす国際的原則の確立などを基本に、①夜間労働の規制や規制をかいぐる手段の抑制、②労働条件・労働環境・生活環境等の改善やそれらに必要な要員の確保、③転出秩序、国際経済摩擦の要因となる産業にたいする特別規制、④日本など、国際労働基準についての後進国にたいする特別の配慮が必要である。

3. 新条約案に対する対応

国際的にみると、今回の改正の動きのなかには一面で女子労働の男子労働並みへの平準化志向をふくんでいるが、他面では、経営者の主張にも同調するような動きが労働者、とくに男女平等を主張する婦人の運動の流れなど、複雑な面をもっている。

今回の改正は、夜間労働禁止を原則としないし、男女共通に規制することが特徴である。また産前・産後3ヶ月の婦人労働者の夜業交替制、解雇保護、所得保護を設け、女子保護を最小のものとして、男女雇用機会平等に力点をシフトさせている。さらに定期的健康評価、救急体制確保、一般的に健康上夜業不適当と認定された夜業労働者の昼勤異動等の保護、夜間労働者への優先的時間短縮と割増報酬、通勤・休憩室・

保育室等社会的サービス確保の漸進的実施等を規定している。

それらにたいしては最小限つきのような修正を求めていく必要がある。

(1) 前文については家族的責任を有する労働者条約（第156号、1981年）、および勧告の規定に言及すること。「夜間」とは、「夜10時より7時に至るまでの少なくとも7時間の継続する時間」とすること。

(2) 「夜業」とは、「夜間」において「3時間を上回らない一定の時間を含む勤務時間」とすること。

(3) 第2条について

第2項の除外、「全面的または部分的」を「部分的に」として、全面除外を避ける。最小限措置（第4条～10条）を全面的に除外しなければならない事情は通常考えられない。最小限措置の内、即ち全項目が実施されなくともよいし、また、その実施の程度も3条2項にいうように「漸進的」になされうるからである。

(4) 第6条について

第6条の「保護措置」の内容を例示することは必要かつ可能である。具体的には勧告案第11項(1)項および(2)項をとり入れること。

第6条：「……略……対して、以下の保護措置が講じられる。

① 健康上の理由により、一定の時間、夜業を行うことが不適当であると認定された夜業労働者は、可能であれば昼間勤務に異動されるべきである。

② 昼間勤務への異動が可能でなければ、かかる労働者は、前項で述べられた期間中、国内法令及び慣行に従い、適切な手当が付与されるべきである。」

(5) 第8条について

この条項については、勧告案の「労働時間と休憩時間（4～7項）」および「金銭的補償（8～9項）」を全面的にとり入れるべきと考えるが、少なくとも勧告案第4項(2)および(3)、ならびに同8項本文および9項をとり入れること。

「夜業労働者は、所得の損失なしに労働時間の短縮が付与されるか、又は割増賃金が付与される。

これには、以下の措置を含むものとする。

① 夜業労働者の1週の通常労働時間は平均して、関係する活動または企業の部門で同じ作業を昼間行う労働者の労働時間を超えないこと。

② 夜業労働者は、1週の通常労働時間を短縮する措置の適用において優先権を与えられるか、又は追加有給休暇を付与されること。

③ 夜業は適切な金銭補償を伴うべきである。こうした補償は、同じ労働を行なう昼間の労働者に支払われる報酬に追加して支払われること。

④ 夜業の金銭的補償が労働者の賃金収入の標準的な要素である場合には、それを社会保障の拠出金及び給付金の算定基礎とするだけでなく、年次有給休暇や有給祭日、その他の通常的な有給欠勤などの計算基礎として、基本賃金に組み込むか、加算されること。」

(6) 第9条について

適切な社会的サービスを具体的意味あるものとするために、第2項として以下の項を追加する。これにより夜業労働者の社会生活および家庭生活における固有の障害を軽減できる。

「(2) 適切な社会的サービスには以下を含む。

①夜間の通勤の便宜、および通勤の際の安全の確保、②通勤に対する使用者による妥当な補償

の支払い、③休憩室の設置、④夜食等の入手と食事場所の確保、⑤公による、または使用者その他による幼児保育施設ならびにサービスの整備、⑥公による、または使用者その他による利用可能な職業訓練、文化、スポーツならびにレクリエーション活動等の奨励措置」

(7) 第10条について

関係する労働者代表との協議は、単に導入にあたってのみならず、夜業の勤務編成およびその運用、さらに、残業安全衛生ならびに社会的サービスの措置について、定期的に行われるべきである。さもなければ、前文に言及されている夜業に伴う諸問題に有効に対処することは期待できないからである。

(8) 新条文の創設—休憩時間の保障

第8条のつぎに新第9条として、「可能な限り、2つの勤務の間に少なくとも11時間の休憩時間を設けなければならない」を設ける。第9条以下は順次10条、11条、12条とくり下げる。休憩時間の保障は、夜業のもたらす健康への危機および社会生活・家庭生活上の障害を緩和する最も有効な措置のひとつであり条約に組み入れられるべきである。

4. 夜業に関する勧告案について

条約案に採り入れることを提案した勧告案の各条項(4項(2)・(3)、8項本文、9項、11項(1)・(2))については、条約との重複が不適当なものは調整・整理することを前提とする。

(1) 第6項(b)について

すでに一定の場合に超過勤務および2回連続交替勤務が許容されており、また交替シフトの転換時(いわゆる番方交替)においても11時間の休憩時間の保障は技術的に十分可能(正循環)であるから、「可能な限り」という限定を削除すべきである。

(2) 第16項について

同項に「できる限り休憩室は横臥できるものとし、男女別に設けるようにするべきである。」を追加する。夜業における十分な休憩—一定の場合には仮眠—が可能となるようにするためである。

5. 89号条約改正議定書案について

第1条について

① 第1項の「夜間の時間の変更」は、一定の限度を設けるべきであり、89号条約の絶対的に夜業を禁止している継続する7時間および就業禁止してはいないものの新条約案の「夜間」=継続する7時間との整合性を持たせるため、継続する7時間を限度とすべきである。また同項は、夜業禁止の免除を設けているのであるから、継続する7時間が不適当な事業・職種・職務についても十分対応可能と評価できると思われる。

② 第3項については、1952年母性保護に関する条約(103号)および勧告(95号)における、最低6週間の産後の強制的休暇期間(条約第3条)および健康に有害な業務における産前・産後各3カ月の就業禁止(勧告5項)の存在を考慮し、また新条約案7条の産前・産後各3カ月の夜業就労の代替措置(夜業への就業禁止)の存在を考慮して、同項後段「この禁止は、本人の健康及び子供の健康に危険がないとの条件で、かかる婦人労働者の明白な要請に基づくならば解除される。」の部分は削除されるべきである。(少なくとも、103号条約との整合性を持たせるためには、産後6週間の強制休暇—当然夜業就業禁止—と修正されなければならない。なお同条約は批准適用が促進されるべき条約であるとILO理事会自体が位置づけている。)

(労働運動総合研究所常任理事)

労働者派遣法に対するわれわれの見解

加藤佑治
三富紀敬

1. 労働者派遣法とその出現の背景

労働者派遣法の見直し時期に当たり中央職業安定審議会労働者派遣事業小委員会（中職審）は、現行制度の枠組みを変えず、この制度の一層の定着をはかるべきだとしている。われわれは労働者派遣法の本質とその役割を明らかにし、政府・独占の労働政策との闘いを構築していく上での素材を提供したい。

労働者派遣法（正式には「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」）が施行されてからすでに4年近くが経過しようとしている。この間に労働者派遣事業と派遣労働者数は急速に増大し、派遣労働者の無権利が拡大され、派遣労働者以外の常用労働者にも否定的影響があらわれてきている。上に述べたようにこの法律の見直し時期に当たり中職審は、この法律の一層の定着をはかるべきだとしている。われわれはこの労働者派遣法が今日持つ意義を改めて検討し、これに対する見解を明らかにするが、それはこの労働者派遣法がわが国の労働者・勤労国民にとって何であったのか、そして今日何であるのかを明確にすることによって、労働者派遣法を重要な一環とする政府・独占資本の労働政策との闘いを構築していく上での素材を提供したいからにほかならない。

労働者派遣法は5年前の1985年3月19日、政府によって国会に上程され、労働者、勤労国民の強く反対する中で若干の修正を見なが

らも同6月制定、86年7月1日から施行され、今日4年が経過している。

鉄鋼業などで全面的に展開されてきた社外工制度は、就業先企業が「指揮命令」のもとに労働させてはならないとされて、なお一定の規制がなされていた。だがME化のもとに大企業事務部門にこの制度が進出すると、就業先企業が指揮命令する場合が増大するようになった。これは「労務供給業」として職安法に違反するものである。だが政府はこれを取り締まるのではなくして、逆に合法化する道を選んだのである。

ところで、この法律出現の背景はどのようなものであろうか。

第1にあげねばならないのは、この法案が政府・独占の21世紀戦略の重要な構成要素をなす産業構造「調整」の一環として調整に見合った労働力を確保しようという狙いをもっていたということである。すなわちこの法律は、労働基準法の改悪、男女雇用機会均等法とあいまって、情報化、技術革新を梃子とした産業構造「調整」に見合った労働力をより安く、かつより速く供給するという役割をもって立ちあらわれた。労働者派遣法出現の第2の狙いは、政府・独占の産業構造調整の結果として過剰になった労働力を自由に排出しようという意図がこの法律にこめられていたことであった。この法律出現の第3の狙いは、日本経済の国際化、日本独占資本の海外進出にともなって、労働者をスマーズに海外に派遣する道をひらくものであった。

2. 法施行後における派遣労働の実態

労働者派遣法が実施されてから4年、この法律の上提当初からこの法案に対してわれわれが表明してきた懸念が、まさに現実になってきている。すでに述べたように、中職審はこの法律には基本的には何の支障も生じていないとしている。しかしこのことは、政府・独占がこの法律によって労働者・勤労国民を支障なく搆取収奪しているということであって、労働者・勤労国民はこれによって大きな被害をこうむっているということである。

われわれはこの実態を第1にそもそもこの法律出現の重要な背景をなす、情報化産業に視点をすえ、第2には派遣法施行後急速に派遣労働者を拡大し、人べらし「合理化」を展開しつつある金融業に視点をすえ、第3にはわが国の労働者派遣事業の基本的性格を明らかにするために欧米の動向に視点をすえて検討する。

第1の情報処理業の場合を見れば、ここには、明らかな派遣法違反として規制の対象となるべき「偽装請負」、二重派遣、中間搆取、不当解雇等々が横行し労働者状態を悪化させている。報告書ではこうした点について詳論しているのであるが、ここでは偽装請負の点についてふれおこう。

派遣法の立法化過程において、いわゆる「偽装請負」については、「請負形式により実質的に労働者派遣事業が行われることを防止するため、請負であるか否かの認定基準の作成に当たっては、中央職業安定審議会の意見を聞いて、可能な限り客観的に明確なものとなるよう慎重に検討するとともに、その厳正な運用に努めること」。また、いわゆる二重派遣については、「労働者供給事業に該当し、禁止されるもので

るので、その旨の周知徹底を図るとともに、二重派遣が行われることのないよう、厳格な指導に務めること」とする内容の附帯決議が、衆参両院の社会労働委員会において決議された。こうした附帯決議にも拘わらず、情報処理業界では依然として、「偽装請負」形態のもとで実質的に「二重派遣」が行われており、その下で中間搆取が派遣法施行下で堂々と行われているのが派遣法施行後における実態である。

たとえば、派遣法施行後の新たな「偽装請負」の形態として、形式的には「請負」の形態を取りつつも、下請ソフトハウスの労働者がユーザー一先に常駐して、働いた工数ベースで毎月料金を精算するという「期間請負」という形態が現われてきているが、これは形式的には請負の形を整えているとはいえ、実態は「限りなく派遣に近い」もので、いわゆる「偽装請負」の一形態である。

また、派遣法施行後における新たな「二重派遣」の形態として、派遣先が形式的には請負形態をとりながら派遣契約下にある労働者を自己の顧客に「再派遣」するという「偽装的請負派遣」が現れてきている。また、出向先が自己の顧客と派遣契約を締結し、出向契約下にある労働者を再派遣するという「出向派遣」なるものが現れてきている。この「出向派遣」の具体的な例は、研修もしくは教育という名目で受け入れた出向者を出向先で数ヵ月教育したのちに、3年間から5年間に及ぶ長期間、OJT教育を名目に顧客に派遣するケースである。

以上見てきたように、派遣法施行後においても、きわめて巧妙な「偽装請負」や「二重派遣」が行われている。これは、派遣法がそもそもこうした脱法行為を許す素地をもって作られているためである。

最近派遣労働者を急速に増大させているのが

三井、住友などの都市銀行をはじめとする銀行業である。

これまでの銀行業の非正規労働力の活用形態は銀行OBの女子を主体とした直用アルバイトであった。しかし、労働者派遣法施行以後その主役は派遣パート労働者にとってかわられている。これら派遣パート労働者の業務は、契約上は『ファーリング』、『財務処理』、『交付案内業務』となっていて事実上の派遣法違反である一般事務全般にわたって仕事をさせられている。

ところで、これら派遣パートの賃金・労働条件は、劣悪である。通常の派遣労働者の時間給よりも低水準である。東京都労働経済局が1988年3月に実施した調査（「派遣労働に関する実態調査Ⅰ」）によれば、平均時間給は「財務関係」で859円、「ファーリング関係」で1,159円である。銀行において最も多い業務は、「財務」であるが、我々の聴取り調査によれば、およそ時間給は750円程度である。100円程度低い。銀行の派遣パート賃金は、派遣労働者のなかでもかなり低位に位置しているとみてよいであろう。このような低賃金の理由の1つとして特筆すべきは、銀行業においては（実質的に）親銀行のみ（=特定の企業）への派遣がなされていることである。

銀行業におけるこうした親銀行のみへの派遣は、労働者派遣法と独禁法、公正取引委員会等による関連会社規制、収入依存度規制をある意味では、巧みに活用し、常用労働者の削減とその派遣労働者への代替えを促進させる大きな役割を果たしてきている。その意味で、独占資本がこの労働者派遣法に寄せた期待の1つが、やはり派遣法施行前から問題とされていた「第2人事部」として「人材派遣業」、それを活用した本工常用労働者減らしにあったことを端的に示

していよう。

関連会社・子会社としての派遣会社は、定款上、形式的目的はともあれ、同一の関係会社への派遣、つまり「特定企業」への派遣を前提として設立されており、衆議院社会労働委員会の「我が国の雇用慣行との調和に十分留意し、常用雇用労働者の代替を促すこととならないよう十分配慮すべき」という付帯決議や特定企業への派遣についての勧告を指摘している同法第48条2項の主旨にてらしても容認できないもの、と考える。

次にわが国の派遣業の特徴を見るために欧米の動向を見よう。

西欧の派遣労働者は、保護されており不安定労働者化しているわけではないと断ずる見解が、我が国における法制化のよりどころになったけれども、これは、事実の裏付けをもたない。

アメリカでは、臨時の労働（contingent work）についての論議が近年盛んである。その指標は、雇用保障に乏しいことをはじめ、雇主の事由による労働時間の変動の大きいこと及びフリンジ・ベネフィットをほとんどもしくはまったくうけないこと、である。派遣労働をはじめパートタイムに、下請労働者、自営業者及び臨時労働者がこれにあたる。およそ650万人が登録しているけれども、実際に派遣されるのは、100万人ほどである。有給休暇の適用は、派遣労働者のおよそ5分の2である。有給手当をうけるのは、このうちの4分の3である。医療保険と生命保険は、それぞれ同じく4分の1、5分の1の適用である。通勤手当の制度化は、事業所のおよそ4分の1である。保育や信用組合は、派遣労働者のそれぞれ2%、5%を対象にするにすぎない。組合加入者の少ない就業形態であるともいわれる。労務費がおのずと節約される。

カナダ、フランス、イギリス、西ドイツ及びベルギーについてもおなじである。これらの国々では、不安定労働 (*travail précaire*) という概念が広く使われている。派遣労働者は、解雇制限法をはじめ労働医、生涯教育訓練及び企業内組合などの諸権利を形式的もしくは実質的にうけないことから、不安定労働者の一員とみなされる。賃金は、明らかに低い。時間給について低いばかりではない。派遣期間が不規則で短いことからくる月あるいは年を単位にすると、さらに低くなる。

以上をみれば、日本における派遣法成立時に当局や一部の研究者が主張したような、西欧の派遣法にはほとんど問題がないといった主張が根拠のないことは明らかである。だが、またこうした状況のもとで、派遣制度に対する労働者側の批判、政策対置によって、わが国に比べて改革が大きく進展していることも事実である。

政策課題として議論を呼んでいることは、主に次のようである。

第1に、派遣先企業の使用者責任を拡充すること。西欧には、違法な派遣がなされた場合、派遣先と労働者とのあいだに労働契約が成立したものとみなす規定が、すでにある（擬制的労働関係、西ドイツ、ベルギー）。これに加えて派遣の利用を正当化する事由の縮小と厳密化、派遣期間の短縮、派遣先企業による労働災害費用の負担及び失業保険の雇主負担分へのメリット制の導入とともにもう引上げなどが、その一部はすでに制度化されもしくは制度化にむけた提案がなされたことを含め議論をよんでいる（ベルギー、フランス）。派遣事業の営業が直接制限されることもとより、これを利用する企業の負担も増える。

第2に、派遣労働者の権利を拡充すること。この問題については、常用雇用型をとる西ドイ

ツの制度が教訓的である。年間の就業時間が画期的に増え、社会的な諸権利の適用に道が開かれる。他の国々では、適用条件としての最低労働時間の引上げが、問題になりその一部はすでに制度化されている（アメリカ、フランス、イギリス）。

第3に、労働行政による関与を拡充すること。その一環には、派遣労働の実態をもっぱら個別の調査対象として拾い上げるだけではなく、定期調査の項目を今日の事態に即して改編するという問題がある。これは、欧米各国において共通に指摘されている。労働者と労働組合あるいは従業員代表は、派遣労働の実態を正確につかむことができる。

第4に、偽装請負については、元請けの連帯責任を問う政策上の提起があること（フランス）。これに関して、清掃や警備などの対事業所サービスが、おりからの民営化の中で広がりをみせている。これへの対案をめぐっても活発な議論がある（アメリカ、カナダ、イギリス）。カナダのオンタリオ州労働委員会が、下請化された政府業務を担う労働者も公務員の労働協約の適用を受けるときめたことは、特筆される（89年7月19日）。

最後に、雇用保障のうらづけをもつ仕事を大量に創り出すこと。各国の労働組合が一様に指摘するのは、これである。労働時間の短縮は、こうした雇用創出と同じである。

欧米の動向を知るにつけ、我が国の見直し作業は、いかにも特異であるといわざるをえない。我が国の法制化にあたっては、西欧諸国の制度がひきあいに出され、かの国々の派遣労働者の不安定な状態などみられないと断ぜられていた。これが、いかに根拠のない主張であるかは、当初から批判されてきた。欧米におけるその後の動向は、我が国の政策当局者によるいかにもお

ざなりな作業を改めて明らかにしている。しかし、今回の見直し作業は、かねてからの問題にいさかの反省も加えていない。しかも、欧米におけるその後の動向から学び取ることも行っていない。社会保険の適用に問題の多いことは、労働省の調査によってさえも示されている。派遣労働者の保護をうんぬんするならば、派遣先企業の使用者責任をはじめ登録型の常用型への転換、労働行政による関与の拡大、偽装請負に関する元請け企業の連帯責任及び雇用創出など、かの国々でその一部が具体化された政策から卒直に学びとる態度こそ必要であろう。

むすびにかえて

労働者派遣法は本来廃止されるべきものである。だがそれは独占の労働政策の中に固く組みこまれたものでありこれとの対決なしに派遣法を直ちに廃止することは困難であろう。まずはこの制度のもとに苦しんでいる派遣労働者の状態を改善するために法律を労働者の権利を拡大する方向に向けて最低限次のことを要求する。

1. 業としない派遣の禁止、
 2. 適用対象業務の厳格化、派遣理由の限定、
対象業務の拡大に反対、
 3. 登録型の禁止、
 4. 派遣先に労働条件を明示すべきことを義務
づける、
 5. 派遣先の中間搾取の規制、
 6. 解雇権濫用への規制、
 7. 派遣先にも団体交渉の応諾義務のあること
を条文に明示する。

派遣法は男女雇用均等法、労働基準法改悪とともに政府・独占の労働力政策における法律上の3点セットである。そしてそれは、年金改悪や医療、教育、土地住宅、失対事業などへの攻撃、さらには農産物自由化、消費税の強行などと相呼応するものである。こうした政府独占の暴露とこうした政策を補完し、派遣法を評価している「連合」の役割をも暴露し、対決していくことが必要であろう。

(注記) 本報告は加藤、三富のほかに長井偉訓(静岡県立短期大学助教授)、中山徹(高千穂商科短期大学講師)の4名の共同研究によって作成された。全労連に提出した報告の構成をしめておけばつぎの通りである。

1. 労働者派遣法の本質とその今日的役割
加藤 佑治
 2. 法施行後における派遣労働の実態
 - (1) 派遣法施行後の情報処理業における派遣労働問題
長井 偉訓
 - (2) 派遣法施行後における業界の動向と派遣労働者の実態
中山 徹
 - (3) 歐米の動向と政策課題

三富 紀敬

3. 労働者派遣法に対するわれわれの見解と 政策提起 加藤 佐治

本来報告書を要約するためには、本研究参加者の十分な討議によってなされねばならないのであるが、今回は筆者（加藤、三富）の責任において要約した。万一、文章上などに不備があれば責任は筆者にあることをおことわりしておきたい。



ヨーロッパの鉄道政策と 国鉄の「分割・民営化」

桜井 徹

はじめに

わが国の国鉄改革は「分割・民営化」として行われたのに対して、ヨーロッパの国鉄改革は、鉄道経営再建の方策として、区分経営の方向をとっている。筆者は、すでにこの問題に関し、(旧西)ドイツ、スイス、スウェーデンを対象に別に論じたことがある。⁽¹⁾

そこで、本稿では、その後の資料を取り入れつつ、区分経営の特徴と論点を紹介し、それと比較した「分割・民営化」の問題点を指摘したい。

1. ヨーロッパにおける鉄道政策の特徴=区分経営 — 国家と鉄道との分担

近年のEC各国の鉄道政策は、ドイツの研究者によれば、通路部分を国家が引き受け、各國鉄はその利用に対して、料金を支払うという通路利用料金システムの形成に集中している。⁽²⁾

EC委員会は、すでに1984年1月、こうした区分経営を提案していたし、さらにEC統合を控えた本年1月25日には、ヨーロッパ高速鉄道網の形成、協同一貫輸送の共通化とともに、通路と経営の分離および国家と鉄道との関係についての新提案を発表し、⁽³⁾

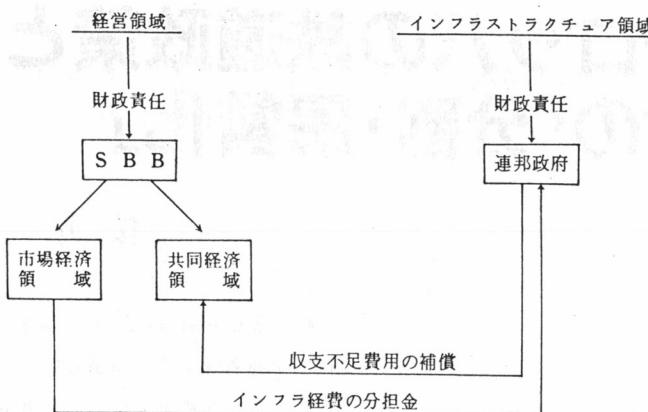
これをEC委員会の指令に織り込まれるよう、EC交通省理事会に要請した。

ドイツ連邦鉄道でも、1980年から営業報告書で区分会計を試案的に作成しているが、1989年1月、連邦交通大臣は、連邦政府が過去債務の一部を引き受けると共に、ドイツ連邦鉄道の通路費用の一部を負担するなどの新鉄道政策を発表した。詳細は、独立委員会で議論されるけれども、区分経営の方向が確定されたといってよい。

だが、区分経営が実際に導入されているのは、EFTA加盟のスイス(1987年1月)、スウェーデン(1988年7月)、オーストリア(1987年1月)、フィンランド(1990年1月)の各國鉄である。これら諸国、とくに前2者の実態とドイツでの議論を総合すると、特徴と論点は次の3点に集約しうる。

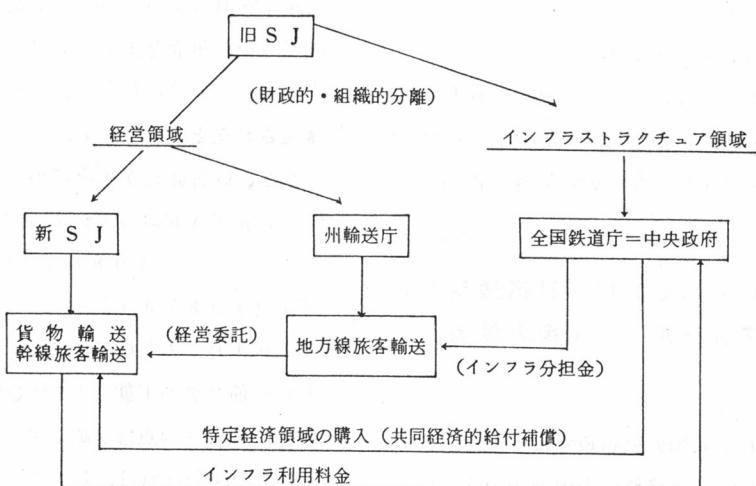
第1に区分経営は、鉄道と自動車の競争条件の平等化=鉄道経営への道路モデルの採用を意味するが、その場合の論点は、通路と経営の分離を、道路の場合と同様に実態・組織的に行うか、通路と経営との不可分離が鉄道経営の特質として単に会計・財政的にのみおこなうかである。先のEC委員会の提案では、この2つの案が並列的に述べられていたようであるが、ドイツ国内に限定すると、財政的分離が一般的である。

図1 スイス連邦鉄道（SBB）の経営区分図



出所) SBBの説明資料

図2 スウェーデン国鉄（SJ）の経営区分図



注) 州輸送庁と全国鐵道庁さらには新SJとの関係については、なお不明な部分もあり、本図は今日得られる資料の範囲内で記した。

しかし、重要なことは、後者の分離をとるスイス、オーストリア、フィンランドはいうまでもなく、前者の分離形式をとるスウェーデンでも、通路、すなわちインフラストラクチャ整備の国家責任が明示されるということである。ドイツでも、もっとも「民営化」に近い立場をとるD I H T (ドイツ商工会議

所) の最近の改革案でも、インフラ部門は、道路や水路とともに「特別資産」として一括して管理するといわれる⁽⁴⁾。

第2の論点は、経営企業体が支払う利用料金の設定の仕方である。注目すべきは、スウェーデンの場合で、環境汚染費用、交通事故費用などの社会的費用も含めて、各交通機関

の通路利用料金が決定される。したがって、鉄道に比較して負担が軽減されていた自動車、とくにトラック、トレーラーおよびバスの走行税や、ガソリン税が大幅に引き上げられた。ここには、環境保護をその重要な柱とする同国の交通政策が反映されている。ドイツでも、環境保護問題の高まりを背景に、野党だけでなく、連邦交通大臣も、利用料の算定の際に、環境費用を考慮する方向だといわれる。

スイスの場合は、利用料金は、客観的基準ではなく、鉄道が自立的経営をしていくことができるよう、毎年、連邦政府と連邦鉄道との交渉で決定される。これまでの実績では利用料金は減少し、連邦政府からのインフラ分担金が増加する傾向にある。これも、環境保護を第一義とする交通政策の反映とみることができる。

第3の論点は、市場経済領域と共同経済領域の分離に関し、国家が共同経済的サービスをどれだけ引き受けるかということである。

スイスでは、共同経済領域には、ピギーバックと地方線の維持が含まれ、またスウェーデンでも協同一貫輸送のほかに、重要な州際輸送や北方地域への寝台列車運行への補助も含まれる。

しかし、スウェーデンの特徴は、地方線の経営責任が州政府に委ねられたところにある。州政府は、国有鉄道庁から得る通路分担金を路線の維持にあてるか、道路輸送にあてるかは自由であり、かつ、スウェーデン国鉄に委託するか他の民間企業に委託するかも自由であるといわれている⁽⁵⁾。

ドイツでは、支配政党は高速鉄道網の建設を優先させ、地方線を地方政府に委ねようとしている。地域化政策が論議されている⁽⁶⁾。

いずれにしても、インフラストラクチャ

整備の国家責任の明示と、鉄道と道路＝自動車との競争条件の平等化、その場合の、環境問題の考慮という点を確認しておきたい。

3. 区分経営論からみた国鉄「分割・民営化」の問題点

それでは、わが国の場合はどうか。

環境問題から、抜本的な公共交通・鉄道優先政策がとられないという点は指摘するにとどめ、ここでは、「分割・民営化」の結果、国家は鉄道整備の責任を放棄した点を指摘したい。

すなわち鉄道敷設法は廃止され、在来線の敷設計画に国家は直接、責任を負わなくなつたし、全国新幹線整備法は継続して存在しているが、— これはこれで新幹線建設に対する政府の利害が表現されている — とはいえ、財源問題は明確ではない。このことと、個別企業内での収益性が鉄道整備の第一義的な基準となつこととあいまって、公共資金によって建設される道路・港湾に比べて鉄道整備が遅れる可能性が濃厚である。

「分割・民営化」に基本的に賛成の立場をとる論者も、通路費を負担する上で、鉄道事業は不利であること、および、「高速交通体系のうち道路や空港の整備は国土計画の視点から策定されているのに対して、高速鉄道では視点が明確ではない」⁽⁷⁾ことを指摘されている。また、別の論者は、本来鉄道事業用地として整備されるべき用地が商業ビル用に転用されるなど、分割の下での収益主義的経営が鉄道の整備を遅らせていることを批判している⁽⁸⁾。鉄道整備の質を問わないとすれば、正しい指摘である。

インフラと経営の分離一般は、わが国の鉄道でも行われていないわけではない。むしろ、

「分割・民営化」がそれを法的にも、実際にも推進した。典型は、既存の4新幹線を保有する新幹線保有機構が本州のJR3社にリースする方式と、旧国鉄や鉄建公団から無償譲渡または貸付けられ、地方自治体や民間が経営する第3セクター鉄道にみられる。

しかしながら、前者は、単なる収益調整措置にすぎず、維持・更新費用については、運営会社が負担しているし、なによりも現在、JR3社の株式上場との関連で、各社への新幹線売却が実施されようとしている。老朽化しつつある東海道新幹線の場合、JR東海が維持・更新を行いうるのか、安全性との関連でも指摘されるところである。また後者も、一度大災害等がおこった場合「廃線の運命をたどることになる⁽⁹⁾」とも予想されている。

最近、運輸省が提起している鉄道整備基金構想（『交通新聞』1990年8月3日）は、この矛盾への一定の対応であるとしても、既存新幹線の売却益から政治的利害が濃厚な整備新幹線の建設財源を捻出することを目的としたものであり、また通勤定期の0.5%上積みによる大都市通勤整備にも大きな限界があるなど、鉄道整備の名に値するものではない。

むすびにかえて

以上、簡単にヨーロッパの鉄道政策の方向である区分経営の論点とその特徴を検討し、そのかぎりで、とりわけインフラ整備の国家責任に関する国鉄「分割・民営化」の問題点を指摘した。その背後にある自由競争原理という、わが国の鉄道・交通政策が根本的に転換されるべきときではないだろうか。

- 1) 拙稿「ドイツ連邦鉄道（DB）の経営改革の動向とその特徴 — 日本国有鉄道の『分割・民営化』と対比して — 」『商学

集志』第59巻第1・2・3合併号、1989年10月、同「西ドイツ、スイス、スウェーデンにおける国鉄改革について — 区分経営を中心に — 」『交通権』第8号、1989年12月、を参照。

- 2) Ihde, G.B., Die Entwicklung des EG-Verkehrsmarktes, in; Dichtl, E. (Hrsg.), Schritte zum Europäischen Binnenmarkt, München 1990, S. 162.
- 3) Internationales Verkehrswesen, März/April 1990, S. 59-60.
- 4) Deutsche Verkehrs-Zeitung (DVZ), 7. Juni 1990.
- 5) Die Bundesbahn 2/1990, S. 137.
- 6) Aberle, G., Finanzierung von DB-Leistungen durch Länder und Gemeinden?, in: Zeitschrift für öffentliche und gemeinwirtschaftliche Unternehmen, Band 13, Heft 2, 1990, S. 185-191.
- 7) 藤井弥太郎「鉄道」、奥野正寛、篠原総一、金本良嗣編『交通政策の経済学』日本経済新聞社、1989年、177ページ。
- 8) 天野光三「公共交通の使命を忘れてはならない」『エコノミスト』1990年5月8日号、参照。
- 9) 阿部秀徳「第三セクター鉄道はどうなる（中）」『交通新聞』1990年9月13日。
(労働運動総合研究所理事・日本大学教授)

欧米に見る パートタイムに関する政策提言

三富 紀 敬

わが国のパートタイム労働は、欧米のそれに較べるとき、どのような特徴をもつだろうか。この問いには、次の回答が寄せられてきた。第1に、パートタイマーの労働時間は、かの国々において総じて短いのに対して、わが国では長い。フルタイマーのそれとほとんど同じ場合さえみられる。第2に、時間賃金は、かの国々においてはフルタイマーよりも高い場合もあり、低くともその格差は概して小さい。しかるに、わが国では、フルタイマーに較べて低いばかりか、その格差も目立って大きい。

パートタイム労働の国際比較は、このように週労働時間と時間賃金の2つについておこなわれてきた。そこから引き出された特徴は、それ自体として的を得たものである。それにしても、国際比較は、この2つの項目を含めていま少し包括的におこなえないものであろうか。たとえば、労働時間帯、定着率、年齢構成、パートタイムの選択と女性の生活時間構成、社会保障の適用状況、組織率などなど。ヨーロッパ共同体委員会は、ごく最近に発表した文書(COM 90～228 final)のなかで、加盟12カ国におけるパートタイマーの社会保障の適用状況についての推計をおこなっている。これは、『ケンブリッジ・ジャーナル・オブ・エコノミクス』誌(1987年11月)に掲載の一論文による同種の推計作業に学びながら、さらに、それを発展させたものである。

パートタイムの国際比較は、これらを含めて西欧はもとよりアメリカやカナダでも盛んである。私たちは、こうした成果を批判的に摂取しながら、いっそ立ち入った比較をおこないたいものだ。

ここでは、こうしたことの目標におきながら、さしあたりパートタイムに関する政策提言を取りあげたいと思う。

さかんな政策提言 國際機関による提言は、国際労働機関(ILO)が戦後ほどなく女性雇用に関する専門家会議(1956年11月)のなかでおこなったものが、最初である。その後、経済協力開発機構(OECD、1968年)、ヨーロッパ共同体(EC、1982～83年、1990年)などに広がる。各国別には、これらの提言と時期的には重なり、はやいものでは、1940年代後半からおこなわれる。最近のものについてだけ時期を特定すると、アメリカ(1988年)、フランス(1979年)、イギリス(1990年)、ベルギー(1980年)、カナダ(1983年)、日本(1987年)などである。

政策提言の内容は、別表にみるとおりである。合計15項目にわたる。それぞれの内容から、3つの領域に大くりにしてある。第1に、パートタイマーの労働条件に直接にかかわるもの。主として均等待遇の原則が具体化されているかどうかが、問題になる。第2に、女性がパート

タイムを文字どおり自主的に選択しうる条件にかかるもの、第3に、以上の2つは、いずれも労使の交渉に左右されるから、自主的な交渉力のよりどころになるもの。これら3つの領域は、項目数からすると順に11、3および1になる。15項目のなかで少し説明を要すると思われるものについて、簡単に述べておく。

「就業条件の同一性」と「時間賃金の同一性」は、パートタイマーの条件がフルタイマーのそれを下まわってはならないということであって、上まわることを妨げるものではない。「パート人員比率」とは、パートタイマーを雇うことのできる上限を定めることである。たとえば10%とすると雇用総人員中10%を超えてはパートタイマーを雇ってはならない、ということになる。「課税基準の再検討」とは、年所得の少ない場合の非課税、所得税率の引き下げなどを内容にする。表中◎印は、提言あり、×印はなしを現わす。

わが国的位置と国際動向 政策提言は、もっとも多いところで15項目中13項目(EC)、ついで12項目(フランス、カナダ)である。欧米諸国の中でもっとも少いのは、アメリカとイギリスの8項目である。フランスやベルギーに較べて3分の1ほど少ないことになる。

わが国は、どうだろうか。表にみるように15項目中4項目である。フランスやベルギーに較べるとその3分の1、欧米の中ではいさか見劣りのするアメリカやイギリスに較べてさえも、その半分どまりということである。わが国の状況を、項目の内容にそくしていうと、均等待遇の原則をもっていないことが、まず指摘される。さらに、女性が、継続的に働き就業条件を自主的に選びとる制度的な余地にも乏しい、ということである。しかも、自主的な交渉の制度的なよりどころも用意されていないとい

える。フルタイマーとの賃金格差が、例外的に大きいという広く指摘されてきたわが国の特徴は、こうしたことと無関係ではないだろう。

パートタイムを男女平等の視角からとらえる考え方がある、国際機関や欧米諸国にはある。これは、最近の新しい動向というわけではない。ILOの1956年の公式文書にすでにみることができる。次のように述べている。女性が家事や育児の負担をもっぱら担って、パートタイムの仕事にしか就けないようであってはならない。保育サービスの拡充や労働時間の短縮が必要である。女性が男性と同じ条件のもとで働くためには、パートタイムの労働条件にかかる均等待遇の保障とならんと、そうした措置が必要である。

パートタイムを男女平等の視角から考えて政策課題を引き出す見地は、その後、ヨーロッパ共同体や欧米各国に広がりを見せる。ひるがえってわが国の政策当局は、パートタイムは男女平等とは問題をすることにするという考えである。

ともあれパートタイムの国際比較は、こうした政策提言からさらにより包括的な作業に進みたいものだ。それは、わが国における制度要求をねりあげるうえにも役立つと思う。

(労働運動総合研究所常任理事・静岡大学教授)

表 パートタイムに関する国際機関・各政府関係機関の政策提言（1955・56～90年）

条 件	国・機関 (年)	I L O (1955～ 56年)	O E C (1968年)	D (1990年)	E (1990年)	C (1990年)	A メリカ (1988年)	F ラ ン ス (1979年)	イ ギ リ ス (1990年)	ペ ル ギ ー (1980年)	カ ナ ダ (1983年)	日 本 (1987年)
1. パートタイマーの労働条件												
A 扱用保障	◎ ×	◎	◎ ×	◎	◎	◎	◎	◎ ×	◎ ×	◎	◎	×
B 書面契約	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎ ×
C 就業条件の同一性	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	×
D 時最低労働時間・就業の規則性の保障	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	×
E 時間賃金の同一性	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	×
F 祝祭日就業の割増	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	×
G パート人員比率	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
H 有給休暇権の拡充	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
I 社会保障の同一適用	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
J 企業内福利の同一適用	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
K 課税基準の再検討	×	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
L 小 計 (A～K)		8 11	9 11	10 11	5 11	10 11	6 11	6 11	8 11	8 11	3 11	
2. 繼続的・選択的就業の条件												
M パート(フル)自主選択権	×	×	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
N 過労時間の短縮	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	×
O 保育など社会サービスの拡充	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	×
P 小 計 (M～O)		2 3	1 3	2 3	2 3	1 3	2 3	1 3	2 3	1 3	3 3	1 3
3. 自主的な交渉力												
Q 情報・諮問権	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	×
R 小 計 (Q)	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	0 1
4. 計 (A～K, M～O, Q)	11 15	11 15	13 15	8 15	12 15	8 15	10 15	12 15	10 15	12 15	4 15	

〔資料〕

International Labour Office,
Meeting of experts on women's
employment (Geneva, 5-10 No-
vember 1956), first item on
the agenda: part-time employ-
ment, MEW/2/1956/1, Jean
Hallaire, Part-time employment,
OECD, 1968, Commission of the
EC, Voluntary part-time work,
COM(80) 405 final, Brussels,
17th July 1980, annex to
Document V/179-4/80-N Vol-
untary part-time work, 15. 6.
1980, Commission of the EC,
Information, special forms of
employment, The Commission
puts forward proposals for
directive to improve working
conditions, remove
distortions of competition and
improve the health and safety
of workers in temporary em-
ployment, Brussels, 13 June
1990, U. S. Department of Labor,
Office of the Secretary, Women's
Bureau, Flexible workstyles: a
look at contingent labor, 1988,
Pour une politique du travail
10, Le Travail à temps partiel,

Rapport remis à Secrétaire
Robert Boulin Ministre du
Travail et de la Participation
et à Nicole Pasquier Secrétaire
d'Etat (emploi féminin), DF,
Mai 1979, House of Commons,
Session 1989-90, Employment
Committee, second report, Part-
time work, Volume 1, 1990,
Conseil National du Travail,
Avis N. 655 Séance du Jeudi
mai 1980, Problème du travail
à temps partiel (demande d'
avis du Ministre de l' Emploi
et du Travail du 27 juin 1979),
1351/718-1, Avis N. 671, Sé-
ance du mercredi 17 décembre
1980, Avant-projet de loi in-
serant dans la législation du
travail, certaines dispositions
relatives au travail à temps par-
tiel (Demande d'avis du Ministre
de l' Emploi et du Travail du
5 décembre 1980), 1351/718
-2, Labour Canada, Part-time
work in Canada, report of the
Commission of inquiry into part-
time work, Canada, 1983, 勤労省
婦人少年局編『パートタイム労働の展望と対
策』婦人少年協会、1987年より作成。

ILOジュネーブ本部で初の 家内労働問題国際会議

神尾京子

さる10月1日から5日間、ジュネーブのILO本部で「家内労働者の社会的保護に関する専門家会議」が開催された。これは近年の世界的な家内労働者の増大を背景に、すでに1984年ごろから毎年この問題での国際会議の召集が企画されながら予算の事情などで見送られていたのが、やっと昨年11月の理事会決定で実現したもの。そして当初は事務局レベルの内輪の会合の予定であったのが規模を拡大、政労使三者構成の正規の機関として18人の専門家が（うち女性5人）各国から出席（欠席2人）。3日間の討議をへて最終日、来年のILO総会に出す結語と報告書を採択して散会した。

まず初日、マイヤーILO事務局次長の開会の辞のあとフィリピン労働省のトラハーノ氏を座長に選出。デュモン事務局長代理はじめ担当職員列席のもと進行したが、この国際会議の画期的な意義は2つある。

- ① ILO創立以来はじめての家内労働問題を単独の議題とする専門の会議であったこと。
- ②これまで関連分野の国際会議での家内労働に関する決議で長年ILOの方針とされてきた基本路線が、あらたな視点から全面的に修正され方向転換したこと。かつて1964年の第1回ILO縫製業問題国際専門家会議の決議が「いずれ家内労働は漸減していく最終的には全廃さるべき（ただし一部の障害者をのぞき）だが、それを当面は実行しがたい

国々では法と行政の強化によって労働条件と社会保障を職場労働者なみの水準に近づけるべき」として、その施策を過渡的な措置と消極的に依置づけ、かつ1980年の第2回「会議」でも、この方針を再確認してきた。

それが今回「家内労働者は今後ますます増大しよう。ゆえに各国は、その労働条件の改善、危険有害業務の禁止など保護の強化、同一労働同一賃金の原則の確立、社会保障の適用、児童労働の禁止、等のため法と行政を整備し、これら諸政策と行動計画を家内労働者自身の主導のもとに策定すること。かつ団結権・団体交渉権について、また労働者の家庭責任——育児・看病・介護にたいする諸施策をうける権利を平等化するよう特別の配慮を講ずること」などを結語で明言した。くわえて「労働組合は家内労働者の所在に多大の注目をよせ、その組織化に尽力すること」と特記した。

これらを将来、「条約ないしは勧告」化するなり、またはILO総会の全体討議にかけるよう提言する案は留保された。その前に各国の政府・経営者団体・労働団体の認識を喚起することが急務とされ、なかでも労働組合の関心の薄さが女性出席者の多数から指摘されていた。この女性メンバー5人のうち労働者側4人は、イタリアCGILのジュディーチさん、オランダ労働組合総連合のパシアーサン、国際婦人服労働者組合のカウェルさん、そしてインド自営労

働く婦人の会（SEWA Self-Employed Women's Association）駆け込みセンターのパットさん。これにオブザーバー出席の国際織維衣料皮革労働者連合のスペンサーさん、ほか数人が活躍。傍聴席も私をふくめ女性が目立ち、とりわけイギリス西ヨークシャー内職グループのジェーン・テートさんは、さきのスペンサーさんが事務局次長をしている英國紳士婦人服仕

立工組合はじめ多くの労働組合の支援をうけている地域よろず情報センターのリーダー役という。ここでは無料電話相談いわゆる内職110番を常設して役立っているとか。こういう末端の現場活動家をジュネーブに送り出す英國労働組合の度量にも感心した。

(社会政策学会会員)

(定価は税込)

古典から学ぶ 労働組合論

戸木田嘉久著

定価1800円 ￥260

マルクス、エンゲルス、レーニンの論文から、科学的社会主义の労働組合論を今日的課題に即して、わかりやすく解説。

現代の青年と労働組合

「新人類」とはだれのことだ！

中原 学著

定価1700円 ￥260

〒105 東京都港区新橋6-19-23 ☎03-3433-1856

学習の友社

FAX03-3434-7301 振替東京0-179157

「連合」・日経連、二人三脚の住宅政策

——全労連の土地住宅政策との差異が鮮明に——

牧野富夫

はじめに

日本の貧困の象徴として、土地・住宅問題がある。それは、「高・狭・遠」に特徴づけられる。E C の秘密報告はじめ海外からも、「うさぎ小屋」と酷評されている。その「うさぎ小屋」でさえ、土地・住宅急騰のあおりをうけ、労働者には手がとどかなくなっている。住宅問題が労働組合の緊急の闘争課題であることは、あらためて指摘するまでもない。

こうした状況を反映して、「連合」が土地・住宅政策を「最重点課題」（平成2～3年度「政策・制度要求と提言」）として位置づけている。労働組合が土地・住宅問題を「最重点課題」にすること自体に、だれも異議のあろうはずはない。問題は中身である。

「連合」は、その目玉として、「NR住宅構想」をあげている。「N」は日経連、「R」は「連合」のイニシャルである。（New Residence の意味も兼ねる、という）。「連合は、日経連と共同して首都圏に勤労者のための共同住宅（略称「NR住宅」）の建設に取り組んでいる」（雑誌『連合』90年10月号）。日経連も、「近年の首都圏を中心とした地価高騰により、勤労者の持家取得能力の低下と良質な賃貸住宅の供給不足は顕著になっている。このような状況のなかで、社宅のあり方に新しい視点

を提起する日経連・連合の共同構想」（日経連『経営者』9月号）であるとして、「NR住宅構想」に意欲的である。

公然たる日経連と「連合」の2人3脚の姿がある。住宅問題がすぐれて階級的な問題であることを考えれば、「連合」の「住宅政策」は出発点（前提）から労働運動の「場外に立つもの」といわざるをえない。一方、全労連が90年10月8日に住宅・土地政策（中間報告「土地と住まいを私たちの手に」）を発表している。これを「連合」の住宅政策と比較したとき、両者のあいだには質的ともいえる差異がある。労働戦線における対立が土地・住宅政策の分野でも鋭くあらわれている。ここで土地・住宅問題をとりあげる理由も、この点にある。

1. 「連合」の住宅政策

「連合」は、「欧米なみの生活水準をめざす」（前掲「提言」という。その1つとして、「住宅政策」が位置づけられている。そのうえで、もっともらしく6点の「政策内容」を列挙している（コンパクトな要約として、さしあたり前掲の雑誌『連合』を参照されたい）。だが、それは、第1に、賃金闘争の放棄（正確には日経連の賃金抑制策への協力）とセットになっている。賃金闘争を放棄したことのカムフラージュとして「住宅政策」をとりあ

げていることは、あきらかである。日経連もここ数年の「労働問題研究委員会報告」で同趣旨の主張をくりかえしてきており、これに「連合」が呼応した恰好である。第2に、それは、単なるカムフラージュにとどまらず、「住宅政策」をつうじて、労資一体化路線を組合員の末端まで浸透させることをねらっている（後述のとおり、その「恩恵」に浴することのできる労働者は一部にかぎられ、けっして「浸透」するはずはないが）。日経連は、「連合が誕生したことは、日本の労働運動の歴史に一時期を画すものである。日経連はこの新しい労組ナショナルセンターとの間で、建設的な関係を維持したい」（90年版日経連『労働問題研究委員会報告』）と表明しているが、「連合」の「住宅政策」は、この日経連の期待に応えたものとなっている。こうして、実質は日経連主導なのである。第3に、労務管理の一環としての「持家政策」の破綻を補完するだけでなく、また住宅問題にたいする国家責任を免罪にするだけでなく、「NR社宅づくり」をつうじて、資本に新たな利殖のチャンスを与えようとするものである。

そうした「連合」の「住宅政策」のなかで具体化のすんでいる唯一のものが、前記のいわゆる「NR住宅構想」にほかならない。その内容は、日経連の『経営者』（90年9月号）と前掲『連合』（90年10月号）でくわしく紹介されている（ただし、入居者負担が最終的にどの程度になるかなど、肝心な点は説明されていない）。要するに、「NR住宅」とは、「複数企業の共同入居方式による社宅」であり、「中小企業を中心に住宅が不足する複数の企業が、混在して共同入居するよう転貸して、従業員の社宅として利用しようというもの」（『連合』10月号）であ

る。契約形態は、「事業者」と「協会」間、および「協会」と「借り上げ企業等」間は賃貸借契約、「借り上げ企業等」と「入居従業員」との間は使用貸借契約となろう（日経連、前掲『経営者』）、ということである。また、この事業をおこなうために、財団法人「NR住宅事業協会」を設置することになっている。『図表』は、「NR住宅」の企業・入居者・事業者・国・公共団体にとっての「メリット」を示している（『経営者』9月号）。なお、「新しい住宅供給のしくみ」は、『注記』のように説明されている（前掲『経営者』）。

さて、「NR住宅」（社宅）の日経連・「連合」による「メリット」論をみると、「企業」と「事業者」にとっては、ほぼ指摘のとおり期待できよう（実際は、それ以上のメリットになろう）。「国・公共団体」にあっても、図表の指摘するような内容ではないが、公共住宅づくりの責任を回避できるという「メリット」があるであろう。ところが、肝心な「入居者」（労働者）にとっては、ほとんどメリットがないにちがいない。なぜなら、予想される家賃が20万円にもなれば、入居そのものが困難（中小企業労働者にとって「不可能」といっても過言ではない）だからである。家賃の全額または大半を企業が負担するということであれば別だが、中小企業にそれを負担させることは、独占資本に収奪されている現状にあっては、事実上無理であろう。「NR住宅」の目的の1つとして、「企業の従業員福祉格差の解消に資する」とされているが（中小企業の労資のため、という宣伝がしきりにされているが）、かえって大企業と中小企業の「福祉格差」を拡大させることになろう。けっきょく、大企業の労働力政策としては有効だとしても（といっても、大

企業でも入居できる者は管理職層にかぎられよう)、バラ色に宣伝されるような中小企業の労資にとっての効果を期待することはできないであろう。

したがって、この「NR住宅」構想は、「各方面から批判がでているように、都心近くの国有地・農地をねらい、政府・自治体からの援助をとりつけ、社宅による企業忠誠心と労務管理の向上にも役立たせ、主に大企業の管理職層・中堅層を対象にした社宅建設をすすめようというものです」(全労連・土地住宅対策会議の中間報告「土地と住まいを私たちの手に」90年10月8日)ということになろう。

2. 「連合」の住宅政策の反労働者的な役割

日経連は、「日経連と連合は、88年以来、労働者住宅問題を共通の立場で検討することを合意し、解決の方向を探ってきた。その結果、借り上げ住宅方式の『労働者共同賃貸住宅』(「NR住宅」)構想を提起するに至った」として、その経緯をあきらかにしている(前掲『経営者』)。この経緯をみても、それが日経連主導であることが歴然としている。そこでは、土地・住宅の騰貴「持家政策」が破綻し、それに代わるものとして、「NR住宅構想」が浮上し、これに「連合」を誘い込んだ経緯が述べられている。日経連にとっては、「NR住宅」の実現も重要であるが、たぶんそれ以上に、この構想に「連合」を誘い込み、労資一体路線を定着化することのほうに力点があるにちがいない。「連合」は、この構想を「かけ声」に終わらせではないとしているが、日経連のほうは「かけ声」自体に多大な意義をみとめている。もっとも、

「連合」幹部も内心では、日経連と同様であろう。ここにまず、「NR住宅構想」の危険な本質がある。こうして、その本質はなによりもまず「労資一体路線の強化」にある、といわねばならない。

くわえて、「NR住宅構想」には、大企業の「利益かくし」や「資産確保」の手段となっているという側面もある(くわしくは、佐藤哲郎「国民の要求逆手に財界の片棒かつぐ」、『労働運動』90年7月号を参照されたい)。また、「連合のこういう考え方からは、当然、現行の借地法、借家法の改悪など、自民党政府・財界がつよく要求している反勤労者の的な政策がでてくることにならざるをえない」(前掲、佐藤論文)という危険性もある。また、市街化区域農地の宅地なみ課税ともかかわって、「連合は、この点でも保守の側の主張に屈服し、みずからの要求として、市街化区域農地にたいする固定資産税および相続税の宅地なみ課税の主張に加担してしまう」(佐藤論文)ということになる。このように、「連合」の住宅政策には、数々の反労働者の側面があり、それが本質的に反労働者であることは、あきらかであろう。なるほど、「連合」も、「公共賃貸住宅の建設」などをかけ、労働者の期待に応えるかのようなポーズもとっているが、そこに力点はなく、マヌーバー的色彩がつよい、といわねばならない。

今日の住宅問題の深刻化は、そもそも金融機関をふくむ大企業の異常な「金あまり」を背景とした、かれらの狂氣の土地投機(投機ころがし)によるものであり、それは同時に、政府・財界の反動的な「21世紀戦略」の必然的な結果であることはいうまでもない。その元凶とたたかわないばかりか、その共犯者

に転落している「連合」に「住宅政策」を語る資格など本来ないのである。この点、全労連は、元凶とのたたかいを重視し、「公共住宅大量建設要求を正面に」かけ、統一的な運動をテコに要求の実現をはかるというもので、「連合」とのちがいが歴然としている。こうして、いま国民の关心の焦点になっている土地・住宅問題をとっても、全労連の政策の優位性があきらかなのである。

(労働運動総合研究所常任理事・日本大学教授)

<注 記>

『新しい住宅供給のしくみ』

① 複数企業の共同入居方式による社宅

大都市圏（当面は首都圏）において、有効利用すべき自己の所有する土地に賃貸集合住宅を建設し、事業を行う者（以下「事業者」）の個別建物物件を一括して借り上げ、中小企業を中心とした住宅の不足する複数の企業など（以下「借り上げ企業等」）が混在して共同入居するよう転貸し、従業員（以下「入居者」）の社宅として利用する。

② 借り上げ企業等の組織化と需要の集約

需要側の「借り上げ企業等」を住宅確保に苦労している中小企業を含めて組織化し、需要そのものや需要ニーズを集約することにより、その時代にマッチした住宅が効率的に支援されるようにする。

③ 賃貸集合住宅事業の安定化と供給の促進

供給側の事業者の賃貸集合住宅事業を援助

するため、⑦長期法人契約による安定した家賃収入の確保や空室リスクの緩和、①建設協力貸出金の貸出をはじめとする多様な低利資金調達、⑦事業運営にかかる広範な助言や代行業務等を行うことにより、事業を安定化させるとともに住宅供給を促進させる。

④ よりよい地域社会への貢献

周辺地域とのコミュニケーションが積極的に進められるよう共用部の施設や利用方法の充実を図る。さらに国・地方公共団体の住宅政策との連携により、「事業者」「借り上げ企業等」「入居者」が一体となって、よりよい地域社会の建設に取り組むよう援助する。

⑤ 公的援助、規制緩和の実現

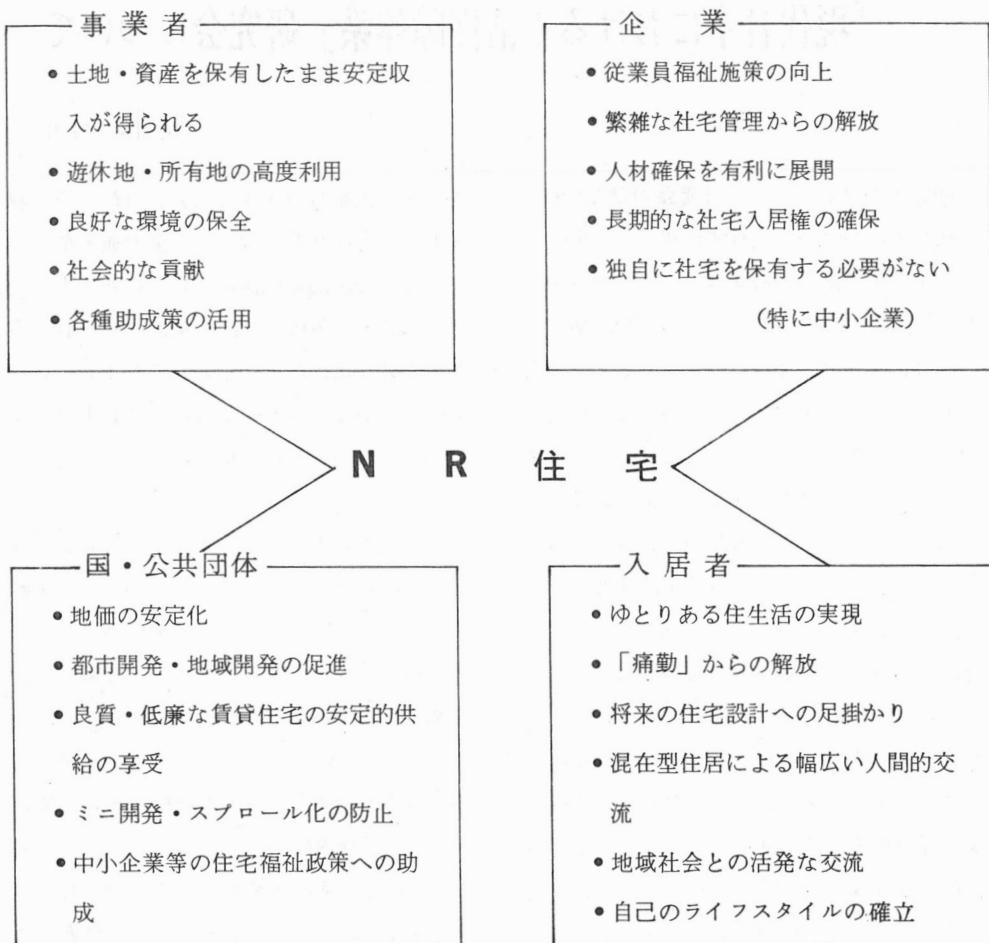
政策金融（住宅金融公庫融資制度、財形制度）の付加、政策税制（固定資産税の軽減、借り上げ社宅企業等に対する優遇など）の付加、規制緩和措置（用途規制、建ぺい率、容積率、建築確認等）など既存の制度、または新しく制度化される公的緩和を効果的に組み合わせることにより、具体的な事業支援を開拓する。

⑥ 総合的なコーディネートシステムの確立

豊かな住まいづくりの実現を目指して、N R住宅事業の推進と、企業から管理、運営まで、「事業者」「借り上げ企業等」「入居者」などの総合的なコーディネートを行うシステムを確立する。

日経連『経営者』90年9月号より

＜図表＞ N R 住宅のメリット



プロジェクト研究会だより

「現代日本における生活保障体系」研究会について

大木一訓

労働総研のプロジェクト研究会のひとつに、「現代日本における生活保障政策 — 人間らしく働き生活するための政策体系 —」研究会があります。この研究会（以下「生活保障研究会」と略）は、一言でいえば、「人間らしい労働と生活」とはなにかを明らかにすることによって、労働者の生活保障の政策を提起しようというものです。なにしろ日本の現実から出発しながら、①生活保障にかんする理論的研究、②労働者の労働・生活の実態把握、③現行生活保障政策の批判的検討、④所得、生活費、生活時間、住宅、教育、社会保障などをふくむ総合的体系的な生活保障政策を提起、という4つの柱にそって調査研究をまとめていくことというのですから、大変な仕事です。しかし、それは今日、労働組合運動と経済民主主義の前進のためにどうしてもやらなければならない仕事ですし、また、そうした仕事ができるだけの運動や研究の蓄積を日本の民主勢力は積みあげてきているのではないかでしょうか。

生活保障研究会は、本年7月17日の発足以来現在（11月末）までに、5回にわたる研究会での報告・討論やそれぞれの分担作業をすすめてきています。そこでは、(1)2年間にわたる調査研究を全体としてどうすすめていくか、という研究計画の策定、(2)家計調査の方法について（都立大・岩田氏）、今日の労働者の住宅事情と解決の方向（住都労・坂庭氏）、今日における標準生計費をめぐる諸問題（全印総連・

松原氏、出版労連・中埜氏）、行政にみる現行最低生活保障基準について（全労連・草島氏）、といった理論的諸問題についての報告と討論、(3)労働者の「労働・生活」実態調査の計画策定とその具体化、などが行われてきました。その成果の一部は、すでに全労連の運動方針や住宅策定にも生かされています。

研究会がいまもっとも力を入れているのは、本年末から来年夏にかけ三次にわたって実施しようとしている「労働・生活実態調査」への取り組みです。この調査は、現在の労働者状態を労働と生活の両面から構造的に明らかにするとともに、労働者が「人間らしい労働と生活」の内容をどのようなものと理解し要求しているかを調査・検討することによって、「人間らしい」労働と生活の客観的な基準を発見していくとするものです。調査をすすめるにあたっていろいろなことが議論されていますが、そのいくつかを紹介するところです。

- 「人間らしい労働・生活」の基準という場合、それはなにか一つの点や線として存在しているのではなく、もっと構造的なものとして存在しているのではないだろうか。一方では、これ以下では生活が成り立たないという、すべての労働者に共通する最低保障の基準が、今日でも客観的に存在するにちがいない。同時に他方では、それぞれの労働者層にとって、これが「普通であり当然だ」という労働・生

活の基準も客観的に存在するはずである。そして、前者と後者（複数）とはばらばらに存在するのではなく、1つの構造的な体系をなしていると思われる。だから政策的な課題としては、あれこれの労働者層の標準的な保障水準とすべての労働者に共通する最低限の保障水準とが相互に支えあって人間的な保障水準を体系的に確立していくようにする必要がある。

- 生活保障の基準を「構造的」にとらえるためには、労働生活と消費生活の両面について、また個人・世帯の生活過程だけでなく社会的な生活基盤整備の過程についても、ライフサイクルの全体にわたってその人間的な保障基準を見出していく必要がある。そこでは、労働者たちが特にどのような点で「労働・生活」上の困難や不安に直面しているか、どのような切実な要求をもっているかが、有力な手がかりになると思われる。
- 問題はなかなか複雑で、一見とらえどころがないようだが、多面的な生活保障の基準をそれぞれ別個に取り上げるのではなく、労働者階級のなかの代表的な労働者諸層について、それが総合的にどんな人間的保障基準の必要性を体現しているかを考察することによって生活保障の体系は見えてくる。たとえば公務員労働者下層や中小企業労働者は最低保障の水準を体現していると考えられるし、それぞれの産業には、その産業の労働者をもっとも典型的に代表するような労働者層が存在する。そうした労働者層を発見し、その状態を調査研究することによって、総合的体系的な保障基準が浮かびあがってくるのではないか。
- そうした労働者層をとらえるときには、全国的にばらばらの労働者を産業別に抽出して問題とするのではなく、地域的にもまとまつた

労働者集団を対象として研究した方がよい。それぞれの産業の代表的な労働者層が地域的にはどこに集積しているのかを発見して調べる必要がある。

- 労働者層について見出した「人間らしい」労働・生活の基準は、それを、自営業者、農民層、年金生活者などの国民諸階層の状態と対比してみる必要がある。国民的諸課題での共同を大きく前進させるためには、人間らしい生活保障の確立をめざす労働者階級の要求と運動が、いかに勤労国民諸階層全体に共通し、また、代表するものであるかを客観的に明らかにすることである、等々。

ところで全労連は、その90年度運動方針の重点課題として、「人間らしい生活と労働条件・権利の確立」「大企業の横暴規制と生活基盤の拡充」をかかげています。それは、ナショナルセンターとしての全労連が、わが国労働者全体の「人間らしい労働と生活」の保障について、全面的に責任をもってたたかう立場を明らかにしたもの、といってよいでしょう。本プロジェクト研究は、この全労連の課題の前進に貢献しようとするのですが、上のような実態調査にもとづいて人間的な生活の社会的基準を体系的に提起できるならば、実際、賃金闘争1つとっても、たたかいは随分やりやすくなるでしょう。

全国および産業別最低賃金の改善はもとより、他産業・他企業における賃上げが自分たちの賃上げにも連動するような統一闘争を、自覺的にすすめていくことができるからです。国や自治体に対する予算要求の運動などでも、それは力を発揮するにちがいありません。

しかし、ここで留意していただきたいのは、問題の大きさからいっても問題解明の困難さからいっても、この調査研究は本プロジェクト研

究に直接参加するスタッフだけではとうてい目的を達成できないことです。予算と時間も限られています。本研究所の他のプロジェクト・部会研究会、会員のみなさんの協力、そしてなによりも全労連をはじめとする労働組合の協力が不可欠です。研究計画や実態調査の内容についても、ぜひ知恵を貸していただきたいと思います。労働運動総合研究所にふさわしく、このプロジェクト研究でも、研究者と幹部・活動家との共同事業をおしすすめたいと思っています。

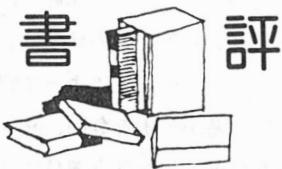
(労働運動総合研究所常任理事・)
(日本福祉大学教授)

~~~~~  
(注記) この他のプロジェクト——「規制緩和問題と経済民主主義」はすでに活動を開始しておりますが、その状況は次号あるいはニュースでお知らせする予定です。「日本の団体交渉制度——その実態と改革方向」および「首都圏地域開発と労働運動」は、メンバーが確定し日々活動をはじめる予定です。

### —研究部会だより—

当面の恒常的な研究活動として、①賃金・最低賃金問題研究部会、②労働時間問題研究部会、③不安定就業問題研究部会、④婦人労働研究部会、⑤外国人労働者問題研究部会、⑥経済動向研究部会、⑦健康・安全衛生問題研究部会、⑧社会保障制度研究部会、⑨青年問題研究部会を設置しております。このうち、⑦と⑧については、当面、「現代日本における生活保障体系」プロジェクトのなかに合流していくことにしています。⑤については、メンバーを選任中です。

研究部会の活動については、すでに「労働総研部会の活動内容については、すでに『労働総研ニュース』1月号から順次紹介しております。各研究部会の成果については、本誌に掲載する予定しております。



## 日野透逸 著 「世界の医療・日本の医療」

宇和川 邁

本書は、『日本の医療が抱える問題を、他の発達した資本主義国との比較を通して明らかにすることを目的としている』『全体として、世界と日本の保健・医療が、公共性の確立・強化か営利性の導入・拡大か、という対立する2つの路線をめぐって動いていることを明らかにするよう編集されている』（いずれも、著者あとがき）。

こうした意図にそって、戦後の日本の医療の推移を整理するとともに、政府の臨調「行革」路線の推進のなかで、現時点（1990年）は日本の医療をめぐって重大な岐路に立っていると次のように述べている。『その基本方向は、医療の公共性を否定ないし歪曲し、他方では医療関連ビジネスの育成をはじめとした医療の営利化を法律の裏付けをあたえつつ、公然とすめることである』。このことをより具体的に言えば、所得、地位にかかわらず、医学的根拠が等しければ、必要な医療は、公的保険のもとで国民全体が等しく受けるという方向から、『日本は豊かな国になったのだから、公的制度によって平等を確保するという段階は卒業し、これから医療は、自分の金で、自分の好みに応じて、質の良いサービスを買う方向へ（民活路線に他ならない）、「改革」されなければならぬ』

い』ということである。

日本の医療が立たされている岐路における諸問題を、著者自身がしばしば直接訪ね調査している国々の医療の現状と特徴、そして公共性と営利性をめぐる動向を整理・分析した「弱者に非情なアメリカの医療」「サッチャー政権下のイギリス医療」「壮大な実験にとりくむイタリアの保健・医療」「スウェーデンの福祉・医療」と比較することで鮮やかに浮き上がらせている。これは、本書の大きな特色である。

日本の政府・財界が、アメリカで強力にすすめられてきた「医療改革」、とりわけ老人医療抑制策を大いに学んで、DRG（Diagnosis Related Groups）の日本の導入もふくめて、日本の医療の営利化を強め、支払い能力によって受ける医療に格差をもちこむ方向へ再編しているだけに、生存の自由を脅かすアメリカの老人医療の実態は迫ってくるものがある。その一方で、日本のような国民皆保険制度の存在しないアメリカで、公的医療保障の拡充を求める流れが存在し、民活・営利化路線では限界が明らかであるということで日本の国民皆保険制度も参考にした公的保険への路線転換が模索されつつあるという動きが提供されている。『このときに、日本の医療をアメリカ的営利・民活の方

向へすすめる必然性はまったく存在しない。アメリカ医療、とくに老人医療の経験は、われわれに、公的保障の拡充こそが、これから選択であることを教えている』と、著者は強調している。

サッチャー政権のもとで国防費が大幅に増加し、その一方で、老人保健医療費の抑制が行政の基調となっており、公共制度としてのNHS（ナショナル・ヘルス・サービス）の合理化と効率化がすすめられていることにふれながら、一方ではイギリスの労働者階級は公共制度としてのNHSの充実を根強く支持していることを明らかにしている。

従来の社会保険を中心としたイタリアの医療保障制度は、1978年に成立した法律にもとづいてイギリスと同型のナショナル・ヘルス・サービス方式に切り替えられた。著者はこの方式は、『イギリスやソビエトといった従来の典型的な国々と比べて際立った特徴があることに、著者は注目しておきたい。それは一言で表現すれば、医療改革がイタリア社会の民主化にとっての主戦場の1つという位置づけである』と分析している。加えて、イタリアは行政的制度はすぐれているが、財政面では地方自治体の権限をきわめて弱く実効力を弱めているという事実をも指摘している。

日本はじめ世界的な関心がよせられているスウェーデンの福祉と医療について、1929年から1933年までつづいた世界大恐慌にまさかのぼり歴史的な分析をおこない、『日本における保健制度の基調が「健康の自己責任」（最近では「治療の自己責任」にまでエスカレートしている）と「相互扶助」であるのと比べて、公的責任（県や市町村が文字通りの「福祉・医療目的税」を直接税として徴収していることも背景としつつ）がスウェーデンでは基調に

なっている』『スウェーデンの保健・医療は公的責任を原則にし、企業と国の負担による保険と直接目的税としての県民税によって費用がまかなければ、運営は県が責任を負い、90%以上の投票率の選挙で選ばれた県会議員によって、方針が定められ、多くのスタッフによる手間と時間をかけたサービスの提供をめざしている』と分析している。これらの発達した資本主義国の医療についての分析には、本書のなかで6割を占めるスペースがあてられ、かつ前述のように著者がしばしば直接訪ね調査したものだけに具体的な事実が豊富であり、これらの国の医療の実像が浮き上がってくる。

もう1つの大きな特色は、発達した資本主義国での医療の実態の分析のうえに立って、日本において労働者、勤労国民、医療従事者などの側からの医療の公共性をめぐる現段階の争点を明らかにしていることである。そして、医療の公共性を再構築・制度化していくために、労働者、勤労国民の生活の場である地域を基礎に住民諸組織、労働組合、協同組合そして医療諸団体などによる地方自治確立のための協力・共同の運動の発展=地域における政治的・民主的な力量の形成と強化に限り無い期待をよせていることである。

おわりに、本書の意図にそって、資本主義国あるいは国際的な、さらに労働者、勤労国民の側からの保健・医療の公共性をめぐる思想・理念の展開がどのような足どりをたどっているのかを述べている第2章「保健・医療の公共性」は、本書のなかでこれまた重要な位置を占めるものとなっていることをふれておかざるをえない。

（労働運動総合研究所理事）

（労働旬報社刊B6版、1,600円）

# 新刊紹介

江口 英一編

## 『日本社会調査の水脈 — そのパイオニアたちを求めて』

本書は、戦後40年間社会調査にたずさわってこられた江口英一中央大学教授の定年退職を機に、関係のあった研究者21氏との共同研究成果を江口英一名誉教授を編者として発行されたものである。本書は、社会調査を歴史的に3つの系列に分けていている。

第1は、1911年から大正中期にかけておこなわれた当時の内務省の細民調査の系列にそつて庶民生活に主な視点を置いている。

第2は、日本資本主義の強蓄積下、過酷な労働の場を対象にした「女工哀史」に代表される系列である。

第3は、戦時下のはげしい収奪と窮乏がすむなかで、労働と生活を総合的に観察する系列である。

以上の系譜にそつて「第1部、戦前の社会調査の系譜とそのパイオニアたち」、「第2部、戦後社会調査の水脈 — 労働と生活を中心」、「第3部、社会調査をめぐる諸問題」として構成されている。以上の構成からもわかるように本書は「社会調査史」の鳥観図ともいえる内容をもっている。

この書が江口英一氏の定年を機にその研究にかかわってきた多くの研究者の共同研究の成果であることはすでにふれたが、それ故に本書は、「江口調査」のもつすぐれた特色がつらぬかれている。「歩く」調査。江口氏がどやに2週間

以上も泊りこんで山谷労働者の状態を聞き取り調査したことは有名である。「もう日本に貧困はなくなった」、「貧困はマイナーな問題」とかいわれ、宣伝されているが、「むしろマイナーな人たちの生活から社会全体の状況、問題はよく見えてくる。社会の底辺はその矛盾の集結点です。さらにマイナーはマジョリティーとの相互依存の関係にある」(江口英一)との視点は、大切な指摘と思う。江口氏の健康と御活躍を願って。

(内山 昂)

(法律文化社刊A5版・9,785円)

---

## 財界の野望を鋭くあばく 津田達夫著 『財界』

「財界の動きを追う記者クラブに配属され、いろいろ、財界の存在はいつも私の念頭から離れませんでした。日本の政治と経済のなかで財界が大きな役目をはたしている集団であることが段々分ってきたためです。」(「はじめに」より)という著者は、戦後30年近く共同通信社の記者・論説委員として活躍した人で、日本の政治・経済の支配を目指す財界の野望を新聞記者の目を通して、豊富な資料に基づく具体的な叙述で鋭くあばいているのが本書である。

戦前の財閥による支配体制が、敗戦後一時、アメリカの占領政策によって解体の危機を迎えたが、それが「工業的に強力な日本」を必要とする占領政策の「転換」によって、復権への道を進むところから本書ははじまる。

そしてその後、経団連が「再軍備計画」第1号を作成するなど、財界が日本の再軍備を先導し、保守合同の実現に総力を挙げ、それによっ

てうまれた自民党政治を「財界外交」によってリードして、アジアに再進出していく過程が展開される。

また「ベトナム派兵」ができなかつことを教訓にして、「自主防衛力」をつくるために、憲法「改正」への執念を燃やし、日本を軍事大国への道へと進め、そのために日本国民の平和志向を標的にしてあらゆる手立てを尽くしていることが記されている。

そして最後に、財界の支配構造として、経団連をはじめとして、その外郭組織や、行政機構内部の拠点としての各種「審議会」について、具体的に明らかにされている。

全体を通じて、財界が戦後の日本の歴史の重大な岐路において、自らの野望を実現するために、あらゆる手を尽くしてきたこと、そしてその背後にはアメリカの存在が絶えずあることが明らかにされており、また同時に財界の動きが国民の運動によって、大きく左右されてきたことも随所に記されており、財界のことはもとより、日本の戦後史をリアルに知ることができる一冊である。

(南俊太郎)

(学習の友社刊・1,700円)

## 環境破壊への警告の書

### 西丸震哉著『41歳寿命説』

地球環境問題が大きく取り上げられるようになってから久しいが、少しも改善されているようには見えない。それどころか、ブラジルの大カラジャス計画やブルネイの森林伐採事業など、大規模に、徹底的に地球を破壊することで利益をあげている日本の独占企業のやり方に批判は

つよまっているものの、当の大資本は「わがなき後に洪水は来たれ」とばかりにふるまっている。

そんなときには多少の問題があっても、環境破壊に抗議する文章が多数の人に読まれるのは大筋では結構なことだろう。

ナチスがユダヤ人の大量殺戮をおこなった“ガス室”的、ガスが薄いだけというほどの条件のもとに現代の日本人は生きているという。このなかで、飢えとまったく無縁の、1959年以降に生まれた世代だけの世の中になったとき、平均寿命は41歳になると試算する。常識＝高齢化社会論への反逆。

環境汚染、食糧を通じての毒物摂取、飽食と、特に欧米式の高タンパク食品への信仰とともにならう成人病の広がり、それが少年にまで及んでいる実態等が鋭く指摘される。

そういう諸悪の原因が人口の増大にあるという短絡的な記述が平気ででてくるので、マルクスによって完全に乗り越えられたマルサス主義の復活かと勘ぐったが、筆者の筆の進め具合はそういう社会思想的なものとはどうも無関係のようで、「昔は…弱い子どもは外界の厳しさに耐えられず、素直に死んでいった」という調子で、現実には最悪の食生活のモデルであり、短命社会の代表のようになっている相撲界の食生活を最良のものとみなし、労働者に朝飯抜きを勧めるにいたる。お医者さんなどは目くじらをたてるのではないか。日本人はみな王様だといい、無労働がけしからんのだから、教育制度を子どもが一刻も早く働けるように、1日当たり授業時間をのばし、普通高校などやめて、すべて技能・技芸校にせよとまでいわれると、お医者さんでなくともこれはー？と思う。

ところが、である。いっこうにとんちやくなしにそういう荒っぽい議論をつづけていって、読み終えたとき、なんなく高齢化社会論の虚構

ぶりとか環境破壊のひどさとかを読者に強力にアピールするのだから何かがある。それはどうやら筆者が農林省で「種」についての研究をやってこられたという、研究の“ムシ”だからでもあろうか。

(西村直樹)

(情報センター出版局刊、B6版・910円)

## 第2号の主な内容

### 〔巻頭論文〕

国際・政治経済の動向とその特徴 ..... 米田康彦

### 〔特 集〕

#### 《現代日本の生活と労働組合》

現代日本における生活保障政策 ..... 大木一訓

「働き過ぎ」の歎どめへの一提言 ..... 伊藤セツ

住宅問題の今日的課題 ..... 鈴木 浩

### 〔国際・国内動向〕

フランス労働総同盟（CGT）とEC統合問題 ..... 小森良夫

世界労組大会における国鉄闘争支援決議 ..... 加藤益雄

保育の国際比較 ..... 中田照子

ほかに、プロジェクト研究会・研究部会だより、書評・新刊紹介など

☆ ☆ ☆

発行予定日 1991年3月15日

## 編集後記

諸兄姉に大変しごれを切らせてしまったが、創刊号『労働総研 クォータリー』をおとどけする。文字通り“熱い心と冷静な眼”を必要とする今日、特別企画〈鼎談〉「激動する世界と日本経済の動向」を組んだ。鼎談をお願いしてからかなり時が経過してしまい、ご多忙中お引き受けいただいた3の方々にもご迷惑をおかけしてしまった。が、校正の段階で再度読みおててその鋭い分析と洞察力に時の経過など全く感じさせられない。研究の今目的課題を論じた巻頭の戸木田論文とともに味読頂きたい。千变万化する内外の情勢をにらんで「動向」欄を設けた。とくに国際的動きを的確に伝えることに一層の力を注いでゆきたい。またプロジェクト研究や部会の研究もようやく軌道に乗りはじめた。今後こうした研究の成果も遂次本誌に反映させてゆきたい。第2号発行は91年3月である。発行の体制もようやく整ったので、今号のように諸兄姉にしごれを切らせるようなことはない。〈特集〉として「現代日本の生活と労働組合」をすすめている。ご期待頂きたい。(Y・K)

労働総研 クォータリー 創刊号 1990年12月15日発行

編集・発行 労働運動総合研究所

〒105 東京都港区新橋6-19-23

平和と労働会館6F

TELおよびFAX 03(5472)5780

印 刷 有限会社 なんぶ企画

〒112 東京都文京区小石川3-33-6

TEL 03(813)9163

FAX 03(813)9162

価格 1部 1,000円(郵送料210円)

定期購読(年4冊分) 4,000円(郵送料含む)

振替 東京 4-191839

## 外国人労働者 の人权

行政財政総合研究所編  
本多淳亮監修

外国人労働者受け入れをめぐり、積極論・消極論が飛びかうなかで、その人権問題を総合的に解明し、立ち遅れた日本の法と制度を批判。46判・2300円

●科学全書シリーズ

## 超高齢社会 の福祉

高島進著

老人扶養が日本の家族の解体につながりかねないと警告する著者が、これからの老人福祉を展望。B6判・1340円

## 動物たちの 現代病

小林好作著

日常接するペットや家畜たちの病気をとりあげ、その背後にある人間社会のひずみをえぐりだす。B6判・1340円

## 時間・空間 の誕生

町田茂著

時間と空間も宇宙の誕生とともに生じた——今、時間と空間の見方に革命的变化が起きた。B6判・1340円

## 資本論における 社会と人間

河村望著

マルクスが『資本論』を通して新たな段階での共同体の復活として見通した社会の展望を捉え直す。B6判・1340円

## リクルートの 政治経済学

井上照幸著  
山田博文

リクルートはなぜ空前の政・官・財工作中に走ったのか。汚職の底流を鋭くえぐり事件の意味を問う。B6判・1340円

### 1 就職・転職

失職  
(発売中)

### 2 人間らしく 働く

(発売中)

### 3 賃金とくらし

(発売中)

### 4 福祉と 労働組合

(発売中)

### 5 労働組合を 創る

(発売中)

### 6 組合運動の 新展開

(発売中)

### 7 組織と運営の 活性化

(91年2月発売)

### 8 社会・文化活 動に取り組む

(91年3月発売)

●編集委員  
大木一訓  
日本福祉大学教授  
伊藤欽次  
愛知労働問題研究所  
事務局長

金田 豊  
労働問題研究者  
木下武男  
法政大学講師  
草島和幸  
全労連事務局

現実に取り組まれている運動の「実例」を生きた教材として、労働組合運動の課題とノウハウをまとめあげた従来のタイプにない実践的な学習書。労働組合活動家と研究者の共同作業の成果

# 労働問題 実践 シリーズ

### ●すいせんします

松本道廣  
全国労働組合連合会  
議長

中里忠仁  
全日本金属情報機器  
労働組合委員長

小島成一  
自由法曹団団長

戸木田嘉久  
立命館大学名譽教授

●理論と「生きた実際」を学ぶとき、運動の前進があると考えるので、シリーズの意義を高く評価し、一読を多くの人たちにすすめる。引商書類・「労働運動」3月号

●わが国の労働者・労働組合が八〇年代に苦難を重ねつつ勝利をかちとった経験がまとめられており、読者に深い感動をよびおこす。社岡靖仁・「赤旗」3月12日



A5判カバー  
各1500円

90年代を生き抜く巨大企業の実像をあばく

山口孝・角瀬保雄・野村秀和・成田修身・近藤禎夫・大橋英五・大西勝明・井上照幸編

## 日本のビッグ・ビジネス

全12巻

各企業の徹底的分析

をもとに、今日の日本

経済の全体像を明ら

かにし、日本経済分析

の具体化をはかる。/

●既刊

①NTT

②日本テレビ・朝日放送

③JRグループ

⑦日立・東芝

⑧東京電力

●続刊

④ダイエー・灘神戸生協

⑤旭化成・三菱化成

⑥新日鉄・三菱重工

⑨トヨタ・日産

⑩鹿島建設・三井不動産

⑪住友銀行・野村証券

⑫三菱商事・三井物産

46判カバー・各1400円

東京都文京区本郷2-11-9 大月書店 電話 03(813)4651<代表>

定価は税込